

# 広域連携・合併調査

## 報告書

柏市立図書館

平成 14 年 3 月

柏市 企画部

**広域連携・合併調査**

**報告書**

平成 14 年 3 月

**柏市 企画部**

## 【 目 次 】

序章 調査の背景と目的 .....	1
(1) 調査の目的 .....	1
(2) モデルパターンの設定 .....	2
 第1章 各市町の歴史的なあゆみと広域行政に係る住民意識の状況 .....	4
(1) 各市町の発展経緯 .....	4
(2) 広域行政に係る住民意識の状況 .....	35
 第2章 各市町の現況と地域課題 .....	39
(1) 国・県計画における地域の位置づけ .....	39
(2) 人口、面積の状況 .....	44
(3) 自然環境等の状況 .....	50
(4) 土地利用等の状況 .....	52
(5) 日常生活圏の状況 .....	59
(6) 主な公共施設・公的施設の状況 .....	66
(7) 行財政の状況 .....	76
(8) 広域連携・合併で取り組むべき地域の課題（例示） .....	85
 第3章 合併に係るモデルパターン別の諸検討 .....	89
(1) 合併後の類似団体との比較（財政面） .....	89
(2) 合併による市町村議会議員数、特別職、職員数等の削減効果の試算 .....	98
(3) 合併した場合に想定される国の財政支援の試算 .....	104
(4) 中核市、政令指定都市への移行に関する検討 .....	115
(5) 想定される合併のメリット（例示） .....	124
(6) 想定される合併のデメリット（例示） .....	134
 参考資料 .....	138

## 序章 調査の背景と目的

### (1) 調査の目的

近年、住民の日常生活圏の拡大や行政需要の多様化・高度化に対応し、また、より自立した地方自治を実現するため、市町村合併による行財政体制の強化及び効率化を推進する動きが全国的に進められている。

国においては、市町村の主体的な合併に向けての動きを支援するため、市町村合併特例法の改正等により、各種支援措置を講じているほか、普及啓発活動を推進している。また、平成13年3月に政府に設置された市町村合併支援本部は、平成13年8月に「市町村合併支援プラン」を策定し、より一層、具体的かつ実効性のある市町村合併を強力に推進する姿勢を明確にするとともに、総合的な支援策の充実や、政令指定都市の指定の弾力化を打ち出した。

一方、千葉県は、平成12年12月に「千葉県市町村合併推進要綱」を策定しており、また平成13年7月には千葉県市町村合併支援本部を県庁に設置するなど、県内における自主的な市町村合併に向けた取り組みの支援を行っている。その一環として「市町村合併を考える地域シンポジウム」を県内5地域で開催し、柏市もその会場となった(平成13年11月6日)。また、平成13年11月26日、千葉県は「野田市・関宿町」を県内初、首都圏初となる「合併重点支援地域」に指定している。

このような背景を受け、本調査は、柏市が合併する場合に想定される合併対象市町の概況や合併によるメリット及びデメリットを整理し、今後、合併を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

## (2) モデルパターンの設定

千葉県が平成12年12月に策定した「千葉県市町村合併推進要綱」では、柏市を含む東葛地域について、「東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、市町村の『結びつきパターン』は原則として例示しないこととした。これらの都市については、今後一層のステップアップを目指した自主的な取組が期待される。」としたうえで、「柏市・沼南町」(中核市移行型)及び「野田市・関宿町」の2パターンを提示している。

一方、これまでの柏市における広域行政の状況や沿革等を勘案すると、上記以外のパターンも検討すべきものと思われる。

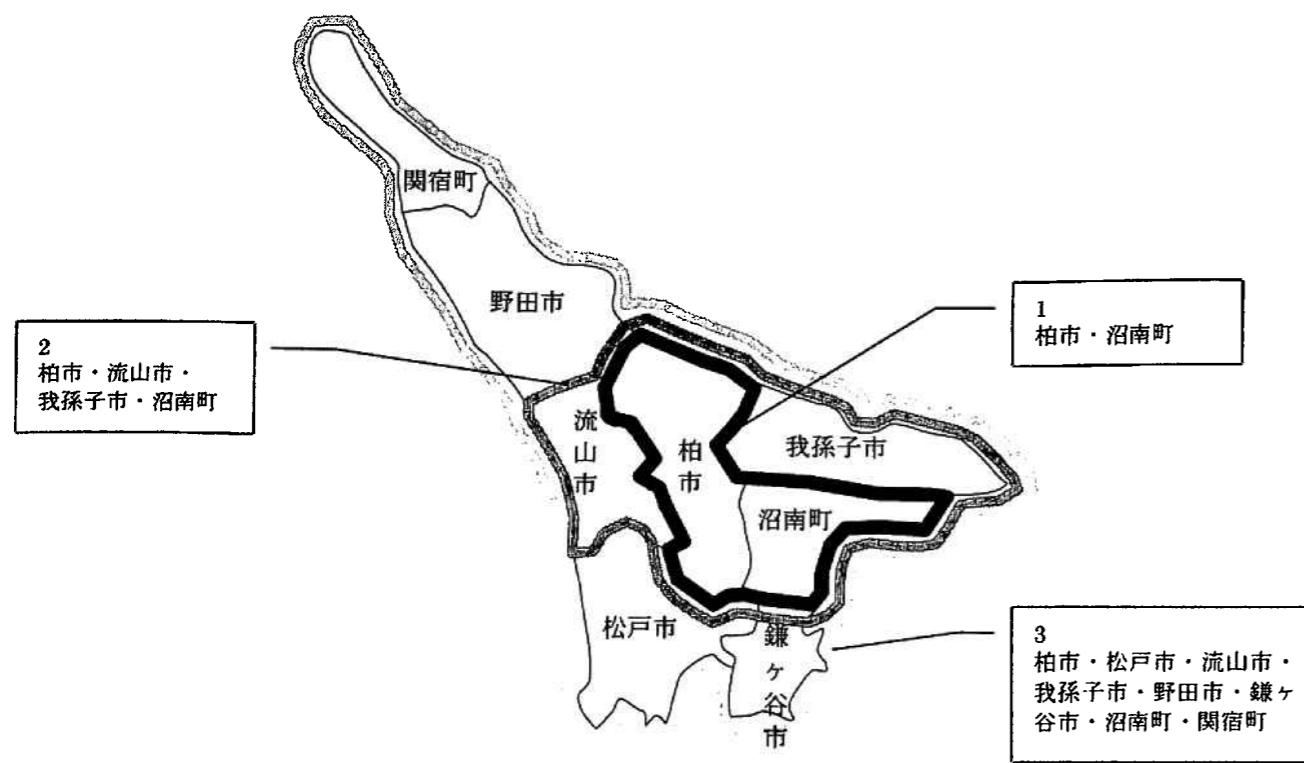
本調査においては、以下の3つのパターンを「モデルパターン」と設定する。

図表 本調査におけるモデルパターン

パターン	関係市町数	人口	面積	備考
1 柏市・沼南町	2市町	373,778人	114.90km <sup>2</sup>	中核市 <sup>*1</sup> 型
2 柏市・流山市・我孫子市・沼南町	4市町	652,038人	193.37km <sup>2</sup>	中核市 <sup>*1</sup> 型 政令指定都市 <sup>*2</sup> 型
3 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	8市町	1,370,649人	379.35km <sup>2</sup>	政令指定都市 <sup>*2</sup> 型

人口：平成12年国勢調査（H12.10.1現在） 面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（H12.10.1現在）

\*1、\*2は次ページ参照。



### ※1 中核市（権能の詳細は第3章参照）

中核市は、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理する効率的な事務などを除いたものを処理することができる。具体的には、福祉、衛生、まちづくり等の事務を処理することができる。また、中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項の一部については、法令の規定を適用されなくなる。平成13年4月1日現在、全国で28市が指定を受けている（千葉県内では指定なし）。

【中核市となるための要件】 人口30万人以上、面積100km<sup>2</sup>以上

### ※2 政令指定都市（権能の詳細は第3章参照）

都道府県が処理する事務のうち、「民生行政に関する事務」「保健衛生行政に関する事務」「都市計画に関する事務」などを処理する。また、知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督の必要をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督となる。行政組織上の特例として、行政区を設置することとなる。平成13年4月1日現在、全国で12市が指定を受けている（千葉県内では千葉市が指定）。

【政令指定都市となるための要件】 地方自治法上は「人口50万以上で政令で指定する市」であるが、人口その他、都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されており、実質的には人口100万人程度が基準であった。しかし、平成13年8月30日に政府の市町村合併支援本部が策定した市町村合併支援プランでは、合併した場合に限り、人口70万人程度に要件が緩和されることとなった。

### ◇参考 市町村合併支援本部が政令指定都市へ移行可能と例示した地域の人口・面積

組合せ	人口	面積
川口市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市	693,612人	85.24 km <sup>2</sup>
静岡市・清水市	706,501人	1,373.85 km <sup>2</sup>

人口：平成12年国勢調査報告（H12.10.1現在）

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（H12.10.1現在）（※国土地理院の数値は境界未定地が含まれないため、静岡市の面積は静岡市統計書による）

### ※3 野田市・関宿町について

関宿町からの要請を受け、平成13年11月26日、千葉県は「野田市・関宿町」を合併重点支援地域に指定した。パターン3から、仮に野田市と関宿町を除くと、以下に示す人口・面積となる。

パターン	関係市町数	人口	面積	備考
3 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	8市町	1,370,649人	379.35km <sup>2</sup>	政令指定都市 <sup>*2</sup> 型
3-2 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・沼南町	6市町	1,219,452人	275.81km <sup>2</sup>	政令指定都市 <sup>*2</sup> 型

## 第1章 各市町の歴史的なあゆみと土地利用等の状況

### (1) 各市町の発展経緯

はじめに、関係 8 市町を含む東葛地域全体の発展経緯の概観について、市町村等の領域に着目して整理したうえで、8 市町（柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・閑宿町）ごとに、市町村合併に係る経緯の詳細を整理する。

#### 【主な参考資料】

- 千葉県「千葉県町村合併史 上巻、下巻」1979年
- 千葉県「千葉県の歴史 別編 地誌1」1996年
- 千葉県「千葉県の歴史 別編 地誌2」1999年
- 千葉県文書館「房総の戸長 -明治前期の地方行政点描」2001年
- 千葉県広域行政研究会「広域行政推進基礎調査報告書」2000年

#### 1) 東葛地域の発展経緯の概観

##### ①江戸時代まで

古代、「国・郡・里」の制度が設けられ、現在の東葛地域は、下総国の葛飾郡、相馬郡の一部となった。中世には郡域が分解され、荘園が各地に開かれる一方、豪族や名主が成長した。この頃、下総台地には、官制の馬牧が数多く置かれていた。

江戸時代になると、閑宿に藩が置かれる一方、東葛地域の多くは幕府直轄地となつた。この時期、洪水対策や新田開発などを目的として利根川の東遷事業が進められ、銚子から利根川と江戸川を経由して江戸に至る航路が成立したことにより、東葛地域は東北・北関東各地と江戸を結ぶ物資輸送の大動脈の中継地に位置することとなり、大きな発展を遂げた。川沿いに多くの「河岸」が置かれるとともに、野田の醤油など、水運を活かした地場産業も発展した。また、陸路では水戸街道が地域を横断し、陸路も発展した。低地や手賀沼の開発が進むとともに、馬牧の新田化も進んだ。

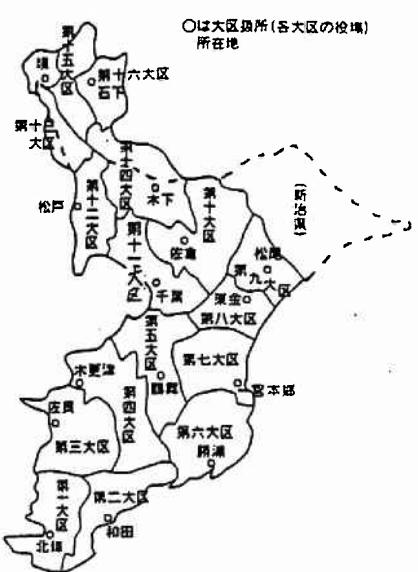
##### ②明治初期

明治 4 年（1871 年）に廃藩置県が行われ、同年 11 月には、東葛地域は印旛県（現在の千葉県、茨城県、埼玉県のそれぞれ一部）となり、県庁は現在の流山市に置かれた。その後、明治 6 年（1873 年）には印旛県と木更津県が合併し千葉県（県庁は現在の千葉市）となり、明治 8 年（1875 年）には猿島・結城・豊田 3 郡と、相馬郡・葛飾郡のそれぞれ一部が茨城県へ移管される一方、新治県の利根川以南が千葉県に編入され、ほぼ現在の千葉県域が定まった。

明治 6 年（1873 年）の千葉県設置に際し、当時の「大区小区制」に基づき、東葛地域は、第十二大区（役場は現在の松戸市）、第十三大区（役場は現在の茨城県境町）、第十四大区（役場は現在の印西市）となった。

図表 大区分布図（明治 7 年）

千葉県文書館「房総の戸長」より抜粋



その後、明治 9 年（1876 年）の大区小区の見直しにより、東葛地域は 2 大区に分けられた。

図表 明治 9 年段階での東葛地域の関連する大区小区

大区名	旧郡名	大区の役場所在地	小区の役場所在地	現在の関係市町村
第十二大区	葛飾	松戸	大町新田、松戸、馬橋、金ヶ作、名戸ヶ谷、流山、桐ヶ谷、花井、下三ヶ尾、大殿井、野田、蕃昌新田、木間ヶ瀬、閑宿江戸町	柏市、松戸市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、閑宿町
第十三大区	印旛、相馬、葛飾	木下	白井橋本、泉、柴崎、新木、木下、松崎、萩原、小林	我孫子市、沼南町、(印西市、白井市など)

（資料）千葉県治全図（1877）をもとに作成

産業面では、台地部での新田開発が活発に行われた。初富、豊四季、五香、六実、十余二などは、当時、開墾された順番に名付けられた地名である。

##### ③明治中期から「昭和の大合併」（昭和 25 年～35 年頃）前まで

明治 11 年（1878 年）には、郡区町村編制法が制定され、町村が地方行政の基礎的単位となつた。東葛地域は、東葛飾郡（役場は現在の松戸市）、南相馬郡（役場は現在の佐倉市）となつた。

明治 21 年（1888 年）には、市制町村制が公布され、町村が地方自治体として強化されることとなり、翌年の施行に向け、千葉県内でも大規模な町村合併が行われ、66 町 2,391 村から 43 町 315 村となつた。東葛地域（現在の 8 市町の範囲）は、6 町 23 村となつた。

明治 29 年（1896 年）には、東葛飾郡と南相馬郡が合併して東葛飾郡となつた。その後、いくつかの地域で合併・編入が行われ昭和の大合併期を迎えることとなる。この間の合併動向については、次節「8 市町別にみた市町村合併に係る経緯」において詳細に整理することとする。また、この間、埼玉県の一部、茨城県の一部の編入も行われている。なお、昭和 18 年（1943 年）、松戸市が市制移行している。

産業・生活面では、鉄道整備の進展と、水運の衰退が地域に大きな影響を与えた。柏市においては、明治期に常磐線柏駅が設置され、また県営鉄道の柏－野田間（現在の東武野田線）が設置されるなど、交通の要衝として発展の基盤が整つていった。

図表 明治から終戦期までの東葛地域における鉄道整備

明治	1896 年	日本鉄道海岸線 田端－土浦間開業。松戸・柏・我孫子駅開業
	1898 年	同線 馬橋駅開業
	1901 年	成田鉄道 成田－我孫子間開業
	1905 年	日本鉄道海岸線の起点を日暮里に変更
	1906 年	日本鉄道海岸線を国有化。常磐線に改称
	1911 年	常磐線 北小金駅開業
	1911 年	県営鉄道 柏－野田間開業
大正～終戦期	1916 年	流山軽便鉄道 流山－馬橋間開業
	1920 年	成田鉄道を国有化。
	1923 年	県営鉄道（柏－野田間）を北総鉄道に払下げ。北総鉄道 柏－船橋間開業
	1929 年	北総鉄道 野田－清水公園間開業。北総鉄道から総武鉄道へ社名変更
	1930 年	総武鉄道 柏－大宮間全線開通
	1944 年	総武鉄道、東武鉄道に合併

（資料）「千葉県の歴史 別編 地誌2」（1999）p.257 をもとに作成

#### ④昭和の大合併

##### ア) 全国的な動向

戦後、地方分権を目指す諸制度の改革に伴い、地方行政は質量共に著しく増大し、地方公共団体の行政能力を大きく向上させることができたが全国的な課題となつた。昭和 24 年（1949 年）、シャウプ税制使節団は、税制の改革と合わせ、市町村優先主義に基づく国、都道府県、市町村間の行政事務の再分配を勧告した。このような状況の中で、議員立法により、昭和 28 年（1953 年）10 月 1 日、「町村合併促進法」が 3か年の期限立法として施行され、それを受けた町村合併促進基本計画により全国的に計画的な町村合併が促進された。これにより、昭和 28 年 10 月 1 日、286 市、9,582 町村、合計 9,868 あった市町村は、同法が失効した昭和 31 年（1956 年）9 月 30 日には、498 市、3,477 町村、合計 3,975 市町村となつた。全国で、市が 212 増加し、町村が 6,105 の減少となり、概ね計画目標は達成された。

また、町村合併促進法の失効に先立ち、昭和 31 年（1956 年）6 月 30 日、新市町村の健全な発展と未合併町村の合併促進を目指した「新市町村建設促進法」が施行され、同法による町村合併に関する規定の適用期限である昭和 36 年（1961 年）6 月 29 日には、556 市、2,916 町村、合計 3,472 市町村となつた。

この一連の動向が、いわゆる「昭和の大合併」である。

##### イ) 東葛地域での動向

東葛地域では、町村合併促進法の施行に先立つ昭和 25 年（1950 年）5 月 3 日、野田町、梅郷村、七福村及び旭村の 4 町村が合併して野田市が設置され、また昭和 26 年（1951 年）4 月 1 日には流山町、新川村及び八木村の 3 町村が合併して流山町となるなどの動きが見られた。

昭和 28 年（1953 年）、町村合併促進法が施行され、合併の動きは急速に加速した。千葉県は、昭和 29 年 3 月 31 日に「千葉県町村合併計画」を策定し、具体的な市町村合併の組合せを提示した。

図表 千葉県町村合併計画（昭和 29 年 3 月 31 日）における東葛地域の合併計画

	当時の市町村名	人口	面積	【参考】現在の市町村名
合併計画の対象市町村	小金町、土村、柏町、田中村、富勢村の一部	41,504 人	69.6 km <sup>2</sup>	概ね柏市
	風早村、手賀村	10,686 人	43.2 km <sup>2</sup>	沼南町
	我孫子町、湖北村、布佐町、富勢村の一部	21,097 人	38.7 km <sup>2</sup>	我孫子市
	野田市、福田村、川間村、木間ヶ瀬村、二川村、関宿町	65,294 人	103.3 km <sup>2</sup>	野田市、 関宿町
合併を必要としない町村	流山町	18,337 人	34.9 km <sup>2</sup>	流山市
	鎌ヶ谷村	8,981 人	21.4 km <sup>2</sup>	鎌ヶ谷市
計画対象外の市	松戸市	58,374 人	51.8 km <sup>2</sup>	概ね松戸市

（資料）千葉県「千葉県町村合併史 下巻」（1979）をもとに作成

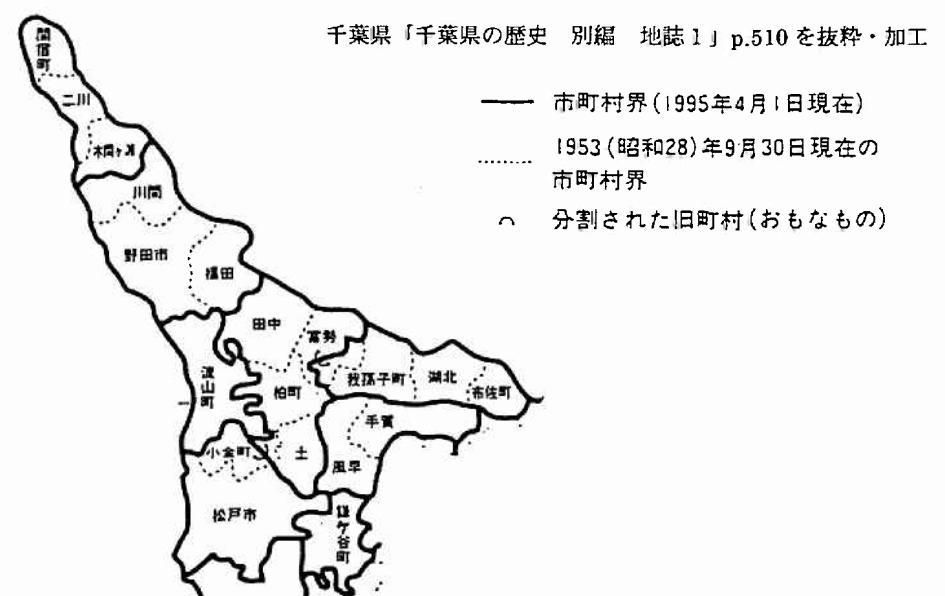
この計画発表ののち、短期間の間に様々な紆余曲折を経て合併が進展し（詳細は次節参照）、昭和 32 年（1957 年）4 月 1 日に野田市、川間村及び福田村の合併を最後に、ほぼ現在の東葛地域の 8 市町の形態となつた。

県計画と実際の合併の主たる違いは、以下の二点である。

- 小金町は、いたん柏町、田中村、土村と合併して東葛市となった後、その一部地域をのぞき、松戸市へ編入された。
- 木間ヶ瀬村、二川村、関宿町は 3 町村で合併し関宿町となつた。

昭和 28 年（1953 年）の町村合併促進法施行段階の市町村境と、現在の市町村界の状況を以下に示す。

図表 東葛地域における「昭和の大合併」以前の市町村境と現在の市町村境



#### ⑤昭和の大合併以降

##### ア) 全国的な動向

昭和 30 年代後半以降、高度経済成長に伴う社会情勢の変化に対応し、都市圏を単位とする合併の動きや地域開発の一體的な実施のための合併に向けての動きが進み、このような動きに対処するため、昭和 40 年（1965 年）3 月 29 日、「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）が施行された。同法は市町村の自主的な合併の障害を排除するとともに、特例措置を一本化することを目的としており、その後、数回にわたり適用期限が延長されるとともに、数々の所要の改正が加えられてきており、直近の改正は、平成 11 年（1999 年）7 月 16 日に施行されている（平成 17 年 3 月 31 日まで）。

##### イ) 東葛地域での動向

昭和 44 年 11 月 1 日に柏市の一部（中十余二、十余三）が流山市に編入されるなどの動きはあるが、市町村合併は行われていない。なお、流山市は昭和 42 年、鎌ヶ谷市が昭和 46 年に市制移行し、沼南町は昭和 39 年に町制移行している。

高度経済成長期には、東葛地域は急速に住宅地開発が進展し、土地利用が一変するとともに、人口も急増している。

## 2) 8 市町別にみた市町村合併に係る経緯

各市町について、以下の内容を整理する。

内 容	参考資料
ア) 変遷一覧（市制町村制以降）	千葉県「千葉県町村合併史 続編」1980年から抜粋
イ) 昭和の大合併期以前の状況	千葉県「千葉県町村合併史 上巻」1979年をもとに作成
ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など	千葉県「千葉県町村合併史 下巻」1979年をもとに作成

新田、柏堀ノ内新田、柏、中の諸村は根戸村外 5 村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区はこのように数戸長役場の所轄に属し、かつ学区も 2 区に分かれていた（呼塚新田、柏堀ノ内新田の 2 村は布施村外 3 村とともに 1 学区、その他の諸村で 1 学区）が各村とも概ね農業を生業として生活状態を同じくし、かつ水利施設の経営及び利用なども関係諸村限りで共同に行う等、合併に適当な状態にあった。

豊四季村もかつては葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、第十二大区八小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、柏村外 1 村と村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、柏村外 3 村とともに同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

豊四季村が千代田村と合併せずに 1 村で独立し、千代田村との間に村組合を組織する方針をとったのは、「……豊四季村と千代田村との関係について甲（「註」豊四季村）は新開墾地にして、乙（「註」千代田村）は故村なり。自然生活の状態も相異なるを以って、一概に之を合併せしむべからざる事情あり……」（「新町村組織要領」による）という理由によった。

新村名は千代田村と決定したが、これは新村が永遠に繁栄することを希念して命名されたものである。

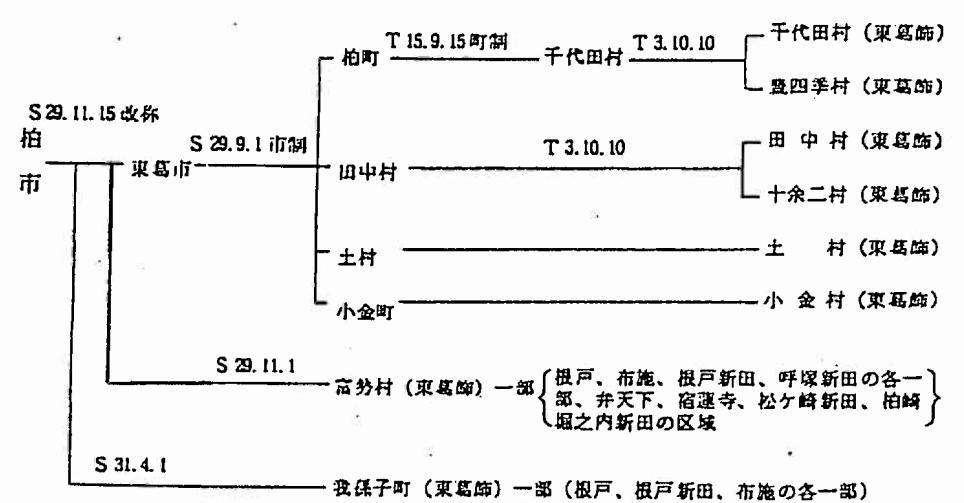
### ■ 田中村・十余二村組合（のちに田中村）

若柴、花野井、大室、正蓮寺、小青田、船戸、大青田（利根運河北部を除く）、上三ヶ尾（利根運河南部）、下三ヶ尾（同左）、西三ヶ尾（同左）の諸村及び青田新田飛地を合併して田中村が設置され、田中村と十余二村（十余二村は旧村のまま）との間に村組合が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、全地区第十二大区八小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、若柴、十余二、正蓮寺は 3 村で、大青田、下三ヶ尾、西三ヶ尾、上三ヶ尾の 4 村は二川塙村とともに、花野井村は松ヶ崎村とともに、大室村、小青田は 2 村で、船戸村は三ッ堀、瀬戸の 2 村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、若柴、十余二、正蓮寺、花野井、大室、小青田の諸村は高田村とともに、船戸、下三ヶ尾、上三ヶ尾、西三ヶ尾、大青田の諸村は瀬戸村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区は戸長役場の所轄区域及び学区とも 2 区に分かれていた（船戸村は下三ヶ尾村外 4 村とともに 1 学区を成し、その他の村々で 1 学区を成していた）が各村概ね農業を生業として生活の状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設等については、用排水路において、大室、花野井、小青田の諸村が南相馬郡布施村、また船戸村が木ノ崎村と共同分水の関係をもっていたが、それも合併を妨げるものではなかった。旧十余二村が田中村に合併せず、一時的便法として 2 村の間に村組合を組織する方針をとったのは、千代田、豊四季両村の場合と同様、十余二村が新開墾地であって、旧い伝統をもつ他の諸村と民情、風俗、生活状態等を異にするものがあるためであった。

### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### ■ 千代田村・豊四季村組合（のちに柏町）

柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎、高田、印旛郡呼塚新田字落合、同郡柏堀ノ内新田（字一番割、水神前を除く）、同郡柏、同郡中、同郡下、同郡戸張新田の諸村を合併して千代田村を設置、千代田村と豊四季村（旧村のまま）と両村の間に村組合が組織された。

千代田村を形成した諸村のうち、柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎、高田の諸村はかつては葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し往時、戸張郷風早荘の地であり、その他の諸村は古来印旛郡に属し、同じく戸張郷風早荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、東葛飾郡下の前記 5 村は第十二大区八小区に、印旛郡下の諸村は第十三大区三小区に編入された。明治 11 年郡区町村編制法施行の際、柏、戸張新田の 2 村は豊四季村とともに、篠籠田、松ヶ崎、高田は 3 村で、呼塚新田、柏堀ノ内新田、柏、中、下、戸張の諸村は根戸村外 3 村とともに、それぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、柏、戸張、篠籠田、松ヶ崎の諸村は一團として、高田村は花野井村とともに、下、戸張新田は塙崎村外 9 村とともに、呼塚

新村の名称が田中村と決定したのは、この地方が本多豊前守の領地であったことに因んだものであるという。

#### ■土村

増尾、藤心、逆井、名戸ヶ谷、今谷新田、根木内新田、小金上町新田、酒井根、根木内、中新宿、塚崎新田の諸村を合併して土村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、塚崎新田は第十四大区一小区に、その他の村々は第十二大区五小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、逆井村と藤心村は2村で、名戸ヶ谷村と増尾村も2村で、小金上町新田、今谷新田の2村は外4村とともに、根木内、酒井根、中新宿は3村で、また塚崎新田は南相馬郡高柳村外5村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当区全域を一括して同一戸長役場の所轄地域とし、明治22年に及んだ。

当地区は、学区は2区に分かれていた（増尾、藤心、逆井、名戸ヶ谷、酒井根、中新宿の諸村は向小谷新田とともに1学区、その他の諸村は名都借村外10村とともに1学区）が同一戸長役場の所轄に属している上、各村いざれも概ね農業を生業としてその生活状態を同じくし、かつ水利施設についても関係諸村限りで共同の関係にある等、合併に適当な状態にあった。

新村名は土村と決定したが、それは11村の合併によって成立した村を意味し、「十一」を「土」に通じたものである。

#### ■小金町

小金町（馬橋村、木村への飛地除く）、ニッ木、幸田、中金杉、横須賀（鰐ヶ崎村への飛地を除く）、大谷口、殿平賀、東平賀、上総内、久保平賀、平賀の諸村及び流山村飛地、向小谷新田飛地、幸谷村飛地、七右衛門新田飛地、三ヶ月村飛地、木村飛地を合併して新たに小金町が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十二大区四小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、小金町は1村で独立し、ニッ木、上総内の両村は幸谷村外1村とともに、幸田、横須賀、大谷口、中金杉、平賀、殿平賀の諸村は一団として、久保平賀村は八ヶ崎村外1村とともに、東平賀村は名都借村外4村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際小金町、上総内、大谷口、幸田、東平賀、平賀、中金杉、殿平賀、久保平賀、ニッ木の諸村は一団として、横須賀村は馬橋村外2村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区とも2区に分属（横須賀村は馬橋村外11村とともに1学区、その他10村で1学区）していたが、小金町に若干の商家を含む外は、各村とも主として農業を営み、かつ小金町の商業と近隣の農業とは寧ろ経済的に相互依存の関係に立ち合併に適当な状態にあった。水利施設などについても、用排水路において、小金、大谷口、横須賀の諸村が上本郷村外21村とともに共同分水の関係をもってはいたが、それは合併を妨げるものではなかった。

旧町村中、小金町が最も大町村で古来遠近に著聞した地名であったので、新町

名はそれを踏襲することに決定した。

#### ■富勢村

根戸、宿連寺、布施、久寺家の諸村、印旛郡呼塚新田、同郡根戸村新田、同郡松ヶ崎村新田、同郡柏堀ノ内新田字一番割、水神前を合併して、富勢村が設置された。明治22年1月24日付け、関係諸村及び所轄戸長から、本案に異議ない旨の答申がなされた。

当地区中、根戸、宿連寺、布施、久寺家の村々は南相馬郡に属して、往古の風早荘の地であったと伝えられ、また、呼塚新田、根戸村新田、松ヶ崎村新田、柏堀ノ内新田は印旛郡に属し、風早荘、戸張郷の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の行われた際、全地区とも第十四大区一小区に編入、同8年、第十三大区三小区に編入替された。同11年郡区町村編制法施行の際、布施村は独立し、他の村々は一団として村連合を組成した。同17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に柏中村新田を加えて、同一戸長役場の所轄区域に編入された。

当地区は戸長役場所轄関係においても、また学区においても2つに分かれ、学区については久寺家村は我孫子宿外六ヶ村と共に、その他の村々は一団として、各々一区をなしていた。しかし、各村はいざれも農業を営んで生活し、人情、生活状態を同じくして、合併上、なんらの不都合もなかった。

新村名については、諸村のうち布施村は関係諸村中、圧倒的大村であり、新村名にもその旧名を踏襲することを希望したが、他の村々はそれを好まず、「布施」に音を通じて「富勢」村と命名することに決定した。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■合併関係市町村とその沿革

柏町、小金町、田中村及び土村の4町村は、昭和29年9月1日に合併して東葛市を設置し、その直後の同年10月15日に、小金町の区域のうち、大字上総内、ニッ木、大谷口、横須賀、幸田、中金杉、平賀、殿平賀、東平賀、久保平賀、小金の一部、根木内の一一部の区域を分離して松戸市に編入した。また、同年11月1日、富勢村の区域のうち大字弁天下、宿連寺、松ヶ崎新田、柏堀之内新田、根戸の一部、根戸新田の一部、呼塚新田の一部、布施の一部の区域を編入合併し、同年11月15日に、市名を柏市へと変更した。

柏町は明治22年に千代田村及び豊四季村の2村として発足し、大正3年10月10日に千代田村が豊四季村を編入、大正15年9月15日に町制を施行し、柏町と改称した。田中村は明治22年に発足し、大正3年10月10日に十余二村を編入した。土村及び小金町は、いざれも明治22年の合併により発足し、その後変更無く当時に至っていた。

##### ■合併を必要とした事情

関係町村は交通機関の発達に伴い、自然に一つの社会経済圏、文化圏を成す状態となり、特に柏町は近隣町村の生産または消費物資の集散市場として、地域の中核的地位を占めており、また東京のベッドタウンとして発展してきていること等を鑑

み、当該地域の諸町村を合併して行政力を強化し、統一的、総合的計画のもとに、地域の発展に対応することが必要とされていた。

### ■ 合併の経緯の概要

昭和 28 年 6 月策定の千葉県合併計画試案においては、柏町、小金町及び富勢村の 3 町村合併が予定されたが、昭和 29 年 3 月に策定された千葉県町村合併計画では、柏町、小金町、田中村及び土村の合併が企図され、富勢村は村内事情から当分合併を保留することとなった。こうして同年 5 月 25 日、4 町村で町村合併協議会が設置された。協議会において、柏町を中心とし、農、工、商業のほか住宅地区等により人口 20 万を擁する市の建設を将来の目途として、合併の推進に努めることとなった。関係町村はそれぞれ住民懇談会を開催して世論の喚起に努め、また関係町村議会議員大会を開いて 4 町村の合併による市制施行を宣言する等、合併への気運が高まってきた。しかし、4 町村合併は世論の全面的な支持を受けるに至らなかつた。柏町においては既に世論が決定的に 4 町村合併の方向に傾いていたが、田中村においては一部住民の間に我孫子町、または流山町との合併を希望する向きがあり、小金町には市街地を中心として松戸市への合併を希望する極めて強硬な意向があり、また土村においても地域を接する一部地区では松戸市への合併を希望する者が少くない状態であった。

合併協議会は、このような様々な困難を克服しながら合併への努力を続け、昭和 29 年 7 月、各町村議会においてそれぞれ 4 町村を合併して東葛市を設置する件を議決し、同年 9 月、東葛市が発足した。次いで同年 10 月に旧小金町地域の大部分を分割して松戸市に編入（②松戸市の記述を参照）し、同年 11 月に富勢村の一部を編入し、市名を柏市へと変更した。

### ■ 新市の名称

当地区が東葛飾郡の中央部に位置しているという地理的位置に因み、新市名を東葛市とすることに決定した。しかし、旧小金町地域の松戸市編入、富勢村の一部地域の編入など情勢が大きく変化したため、それを契機に市名を柏市へと変更した。

### ■ 新市の事務所

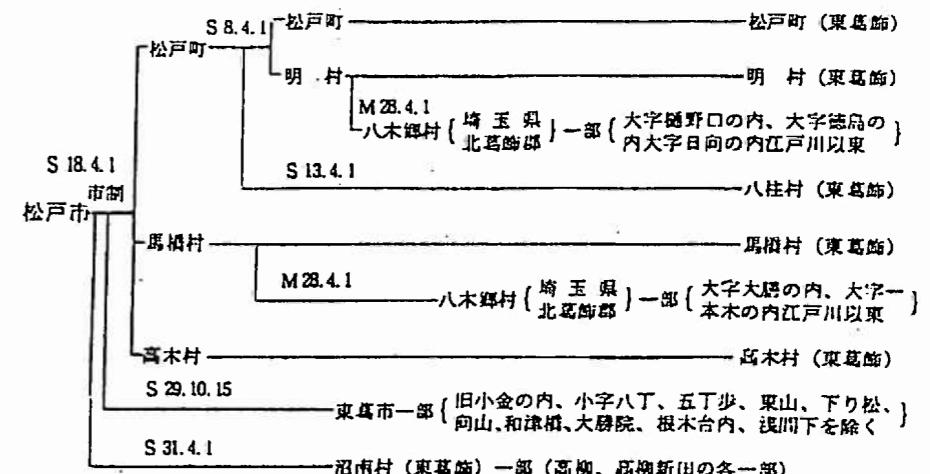
新市の市役所は、住民の利便性、事務処理の利便性の点から、旧柏町におくことが最も適当であるとされ、柏町役場庁舎を使用することとし、他の町村役場庁舎は支所とすることに決定した。

### ■ 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
田中村	8,191 人	26.0 km <sup>2</sup>	30,794 千円	24 人
柏町	24,658 人	18.6 km <sup>2</sup>	71,445 千円	92 人
土村	5,317 人	16.0 km <sup>2</sup>	13,607 千円	13 人
小金町	8,812 人	9.0 km <sup>2</sup>	27,198 千円	30 人
富勢村	4,436 人	10.3 km <sup>2</sup>	(12,749 千円)	16 人
合 計	51,414 人	79.9 km <sup>2</sup>	143,044 千円 ※富勢村除く	175 人
			新市の職員数→	146 人

### ② 松戸市

#### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

##### ■ 松戸町

松戸駅、下矢切、中矢切、上矢切、小山、栗山の諸町村を合併して松戸町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、全地区第十二大区二小区に編入され、11 年郡区町村編制法施行の際、松戸駅と小山駅は 2 町村で、その他の諸村は一団としてそれぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、松戸（駅）、小山、上矢切、中矢切の諸町村は一団として、栗山村は市川村外 2 村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に至った。

本地区は、このように二戸長役場の所轄に分属し、また学区においても 2 区に分かれていた（栗山村は市川村 4 村とともに 1 区を成し、その他の町村は岩瀬村外 8 村とともに 1 区を成していた）がそしてまた松戸駅は商、農業を生業としその他の諸村は概ね農業を生業とするの相違はあったが、民情、風俗、生活の状態等に殆ど相違がないばかりか、松戸駅の商家と近隣諸村の農業とは、相通じて経済的に相互依存の関係にあり、かつ水利施設の経営利用なども、関係地域限りで共同に行う等、合併に適當な条件を備えていた。

松戸駅は旧町村中の大町村であり、人家連たん、市街の形状を成し著聞していたので、新町名はそれを踏襲して松戸町と命名された。

##### ■ 明村

上本郷、根本、南花島、伝兵衛新田、竹ヶ花、松戸新田、小根本、岩瀬、古ヶ崎（江戸川以東）の諸村及び中和倉村飛地（樋野口、徳島及び小向の内江戸川以東）を合併して明村が設置された。

この地方は以前に葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、第十二大区三小区に編入され、11 年郡区

町村編制法施行の際、上本郷村、松戸新田村、南花島村は3村で、根本、竹ヶ花、岩瀬、小根本の諸村は4村で、古ヶ崎村と伝兵衛新田は2村でそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年に及んだ。

当地区はこのように戸長役場所轄区域を同じくし、かつ、学区も松戸駅4村とともに1区をなしていた。生業は小根本村は商業を主とし、その他の諸村は農業を主とするの相違はあったが、その間人情、風俗、生活状態等を同じくし、地区内において商業と農業とは寧ろ相互依存の関係にあり、また水利施設の経営、利用についても、ただ用排水路において南花島、上本郷、竹ヶ花、小根本、古ヶ崎、伝兵衛新田の諸村が小金町外18村と共同関係をもつ外は関係地域のみで行うなど、合併に適当な状態にあった。

新村名は明村と決定したが、それは明治時代の余沢をうけて合併新生した村を意味する。

#### ■八柱村

紙敷、串崎新田（初富村への飛地除く）、和名ヶ谷、高塚新田、田中新田、秋山、大橋、河原塚の諸村を合併して八柱村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十二大区一小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、紙敷、秋山の両村は稻越村とともに、和名ヶ谷、大橋は2村をもって、高塚新田は大野、貝塚2村とともに、串崎新田は中沢、大町新田とともに、また河原塚村は中和倉村外3村とともに各々村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、全地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年に至った。

本地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくする上、各村概ね農業を生業として生活状態を共通にし、かつ水利施設の利用経営などについても関係諸村限りで共同に行う等、合併に適当な状態にあった。

新村名は八柱村と決定したが、それは合併された8村が新村の柱礎となり、協同一致、民福の増進にあたるという意味を含めたものである。

#### ■馬橋村

馬橋、新作、中根、三ヶ月（ニッ木村への飛地を除く）、幸谷（小金町、ニッ木村への飛地を除く）、大谷口新田、主水新田、外河原、七郎右衛門新田（小金町、木村への飛地を除く）、九郎左衛門新田、三村新田及び小金町飛地、流山村飛地、木村飛地、上本郷飛地（外河原の内江戸川以東、大膳及び一本木の内江戸川以東）を合併して新たに馬橋村が設置された。

この地方は往時葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十大区三小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、馬橋、新作、中根は3村で、幸谷、三ヶ月の2村はニッ木村外1村とともに、九郎左衛門新田、七郎右衛門新田、大谷口新田、主水新田、外河原、三村新田の諸村は木村とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に横須賀村を加えて同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治22年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区ともに横須賀村を加えて1区をなしていた上、各村とも概ね農業を営み生活状態を同じくしていた。従って水利施設などについても、用排水路において外河原村を除く10村が小金町外14村と共同の関係をもつ等の事業があったが、合併を妨げるものではなかった。

旧村中で馬橋村が最も大村であり、かつ著聞した地名であったので、新村名はそれを踏襲して馬橋村と決定した。

#### ■高木村

金ヶ作、八ヶ崎、中和倉（上本郷村への飛地を除く）、千駄堀、日暮、栗ヶ沢、五香六実の諸村及び初富村飛地を合併して高木村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、八ヶ崎、栗ヶ沢の2村は第十二大区五小区に、その他の村々は同大区四小区に編入、次いで9年八ヶ崎、栗ヶ沢の両村が同大区四小区に編入された。11年郡区町村編制法施行の際、金ヶ作、千駄堀、中和倉の3村は河原塚村とともに、八ヶ崎、栗ヶ沢の2村は久保平賀村とともに、五香六実村は佐津間村、粟野村等とともにそれぞれ村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治22年の合併に及んだ。

関係諸村は、学区及び戸長役場所轄区域を同じくする上、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、かつ、水利施設についても、関係諸村限りで共同関係をもつなど合併に適当な状態にあった。

当地方は往昔、高城下野守の領地だったので、高城を高木に通じ、新村名を高木村と命名した。

#### ■小金町

※柏市における記述を参照

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併関係市町村とその沿革

松戸市は、昭和29年10月15日、東葛市の旧小金町地域の大部分を編入した。それまでの松戸市の区域は、明治22年の合併の際、それぞれ松戸町、明村、八柱村、馬橋村及び高木村として発足し、昭和8年に松戸町と明村が合併、昭和13年に八柱村を編入した。昭和18年4月、松戸町、馬橋村及び高木村の3町村が合併し、市制施行していた。小金町は、明治22年に発足し、昭和4年に土村字根木内を小金町飛地との交換において編入し、昭和29年9月1日に柏市、田中村及び土村と合併し東葛市となっていた。

##### ■ 旧小金町の編入（境界変更）を必要とした事情

松戸市と旧小金町とは隣接し、境界も入り組んでおり、その社会的、経済的及び文化的関係は極めて密接であって、旧小金町は松戸市を中心とする一つの圏内にあった。公的協力関係も密接であり、旧小金町と旧馬橋村が一部事務組合を設けており、また坂川治水対策についても、坂川治水組合、坂川土地改良区等の組織により

昭和 27 年頃から協力を続け、また江戸川水防においても両市町は連合水防団を組織して活動してきた。消防に関しては、両町村の間に相互援助協定が結ばれ消防団活動を強化していた。教育の面においても、小金町から多数の児童生徒が松戸市内の小中学校へ通学していた。その他、東葛飾郡第二地区農業改良普及協議会が松戸市、小金町及び流山市の間に組織され成果を上げているなど、両市町の公的協力は極めて広範にわたっていた。また、小金町の商業者の大多数が松戸市場を仕入先としており、小金町の農作物の殆どは松戸市内の青果市場に出荷されるなど、産業面でのつながりも強かった。

#### ■ 旧小金町の編入（境界変更）の経緯の概要

松戸市と小金町との合併は、昭和 18 年の松戸市の市制施行当時からしばしば話題となっていたが、具体的に取り上げられたのは、昭和 28 年 8 月 12 日に開催された松戸市臨時議会の議決により、町村合併促進委員会が松戸市に設置されて以降になる。

松戸市町村合併促進委員会は、まず小金町、次に鎌ヶ谷村及び流山町との合併をめざした。その後、小金町及び土村と合同協議会を設置したが、昭和 29 年 5 月に柏町、小金町、土村及び田中村によって東葛中部地区市制施行促進協議会が結成されたため、松戸市と小金町の合併は困難な状態となった。

その後、松戸市から小金町に対し協議会の開催を申し入れたが実現には至らなかつた。しかし、小金町の一部住民により、松戸市への合併を推進する協議会が設置され、松戸市及び県に対して松戸市との合併実現に向けて運動を押し進めた。その結果、東葛地区県議会議員を調停委員として調停を行い、東葛市関係町村が以下の協定に基づいて市制施行することで解決となった。

##### 【協定書】

- 一 知事は、東葛市制施行後、直ちに（約七日以内の見込）東葛市に対して旧小金町地区を松戸市に分離するように勧告すること。
- 二 東葛市は、前項の勧告を受けたときは、直ちに（約十五日以内の見込）旧小金町地区的住民投票を行うものとすること。
- 三 住民投票の結果、有権者の二分の一以上であって、かつ有効投票の三分の二以上の賛成があったときは、関係市は直ちに知事に処分申請をするものとする。
- 四 前項の住民投票は、公職選挙法の規定を適用して厳正な投票を行うものとすること。
- 五 柏町、小金町、田中村及び土村の各首長及び議長は、関係町村議会全員協議会の議を経て県議会の議決前に右の協定を誠意と真実をもって実施する旨確約すること。

右誓約する。（以上）

こうして、昭和 29 年 9 月 1 日、東葛市が市制施行し、同 9 月 6 日、協定書に基づき知事の勧告があり、旧小金町地区住民の投票を行うべき段階となったところ、投票の期日決定及び投票の取扱いについて見解の相違を生じ、解決をみないままに 9 月 28 日の小金地区住民の大会が開催される等の事態を生じたが、かかる事態のも

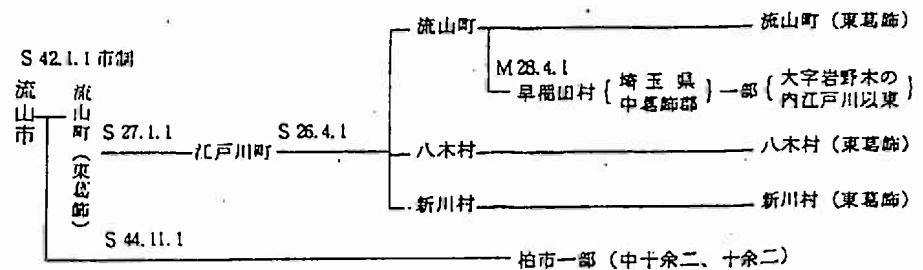
とに住民投票を行うことは却って禍根を将来に残す恐れがあるという見解等もあり、東葛市は住民投票を行わず、旧小金町地区の大部分を松戸市に編入する議決を行い、10 月 15 日に編入が行われた。

#### ■ 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
松戸市	58,374 人	51.8 km <sup>2</sup>	254,749 千円	269 人
小金町（編入分）	7,677 人	8.0 km <sup>2</sup>	18,396 千円	18 人
合 計	66,051 人	59.8 km <sup>2</sup>	273,145 千円	287 人
新市の職員数→				287 人

#### ③ 流山市

##### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



##### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### ■ 流山町

流山（江戸川以東）、木（九郎左衛門新田、大谷口新田、小金町への飛地を除く）、西平井、鰐ヶ崎、三輪野山（江戸川以東）、加（江戸川以東）、岩野木（江戸川以東）の諸村及び横須賀飛地、小金町飛地、七郎右衛門新田飛地を合併して新たに流山町が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、第十一一大区六小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、流山村と加村は 2 村で、鰐ヶ崎、西平井の 2 村は前平井村外 1 村とともに、三輪野山村は上新宿村外 3 村とともに、木村は九郎左衛門新田外 5 村とともにそれぞれ村連合を組成し、17 年戸長役場所轄区域更定の際、流山、木、加、西平井の諸村は一団として、鰐ヶ崎村は馬橋村外 11 村とともに、三輪野山村は桐ヶ谷村外 15 村とともにそれぞれ同一戸長役場の所轄下に置かれ、明治 22 年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域においても学区においても 3 区（学区の区域は戸長役場所轄区域に同じ）に分かれ、かつ、生業についても流山、三輪野山の両村には専ら商業を営む者が少なくなく、概ね農業を生業とする他の諸村とは異なっていた。しかし大体において民情、風俗、生活の状態を同じくして合併に不適当な状態ではなかった。水利施設についても、用排水路において流山、木、西平井、鰐ヶ崎等の諸村は小金町外 20 村と、三輪野山村は今上村外 18 村とそれぞれ利害関係をもって

いる等の事情はあったが、それも合併を妨げるものではなかった。

新町の名称は流山村が、関係諸村中の最大の村であり、かつ、古い頃から著聞していた地名であったので、それを踏襲して流山町と命名された。

#### ■八木村

野々下、古間木、思井、芝崎、前平井、後平井、長崎、市野谷、名都借、前ヶ崎、向小金新田（東平賀村への飛地を除く）、大畔新田、駒木、十太夫新田、駒木新田、初石新田、青田新田（十余二村への飛地を除く）の諸村を合併して八木村が設置された。

この地方は往時葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、風早荘八木郷の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、駒木、駒木新田、初石新田、野々下、大畔新田、十太夫新田、市野谷の諸村は第十二大区七小区に、思井、前平井、古間木、後平井の諸村は同大区六小区に、前ヶ崎、名都借、向小金新田は同大区五小区に属し、11年郡区町村編制法施行の際、前平井、思井の2村は西平井村外1村とともに、野々下、古間木、長崎、市野谷、後平井、芝崎の諸村は中村とともに、駒木新田、駒木、大畔新田、十太夫新田、青田新田、初石諸村の諸村は大畔村とともに、向小金新田、前ヶ崎、名都借の諸村は東平賀村外2村とともに村連合を組成し、17年戸長役場所轄区域更定の際、十太夫新田、初石新田、大畔新田の諸村は谷村外8村とともに、その他の村々は一団としてそれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に至った。

当地区はこのように2戸長役場の所轄に分属し、学区も2区に分かれていた（名都借、前ヶ崎、古間木、芝崎、野々下、市野谷、長崎、前平井、思井、向小金新田は増尾村外8村とともに1区、駒木新田、駒木、十太夫新田、大畔新田、初石新田、青田新田は大畔村外1村とともに1区）が各村ともに概ね農業を生業として生活状態を同じくし、かつ、水利施設などについても関係諸村限りで共同関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

新村名は八木村と命名されたが、それはこの地方が当時八木郷の地であったと伝えられることによるものである。

#### ■新川村

中野久木（江戸川以東）、桐ヶ谷、大畔、下花輪、谷、上新宿（江戸川以東）、上貝塚、平方、平方原新田、東深井、西深井、深井新田、平方村新田、北、小屋、上新宿新田、南（それらの村々の江戸川以東）の諸村及び上花輪村飛地を合併して新川村が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時風早荘の地であったと伝えられる。明治6年大小区分画の際、桐ヶ谷、大畔、北、下花輪、加谷、小屋、上新宿新田、上貝塚、南の諸村は第十二大区六小区に、平方、平方村新田、平方原新田、深井新田、中野久木、東深井、西深井等の諸村は同大区七小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、南、北、小屋、桐ヶ谷は4村で、大畔村は外6村（他地区）とともに、下花輪、上貝塚、上新宿、新宿新田等は他の数ヶ村とともに、平方、平方村新田、中野久木、平方原新田は4村で、西深井、東深井、深井新田は3村で、

それぞれ村連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、桐ヶ谷、大畔、北、下花輪、谷、小屋、上新宿、上新宿新田、上貝塚、南の諸村は青田新田外6村とともに、平方、東深井、西深井、深井新田、平方村新田、平方原新田、中野久木の諸村は一団として、それぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区はこのように2戸長役場の所轄に分かれ、また学区も2区に分かれていた（平方、平方村新田、中野久木、西深井、東深井、深井新田、平方原新田の諸村で1学区、その他の諸村は駒木新田外5村とともに1学区）が各村概ね農業を営んで生活状態を同じくし、合併に適当な状態であった。水利施設等については、用排水路において深井新田、西深井、平方、平方村新田、中野久木、北、小屋、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪の諸村が今上村外7村とともに共同の関係にあったが、それは合併を妨げるものではなかった。

新村名は新川村と決定したが、それはこの地方が江戸川の開墾以来新川の名で呼ばれ、商業取引等をはじめ、すべて新川の名で取引が行われていたことによる。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併関係市町村とその沿革

昭和26年4月1日、流山町、八木村及び新川村の3町村が合併して江戸川町を設置し、昭和27年1月1日、町名を流山町と改称した。

関係町村はいずれも明治22年の合併により設置され、その後変更なく、当時に至っていた。

なお、この合併の後に策定された千葉県町村合併計画では、流山町は合併不要町村として指定された。

##### ■ 合併を必要とした事情

関係町村は、松戸市と野田市との間に位置し、それらの都市の影響を受けながらも地域社会としての独立性を持っていた。流山町を中心とする社会的、経済的、文化的関係は極めて密接であったため、昭和25年に実現した野田市合併の影響もあって、住民の間に速やかに合併を行い、統一的かつ総合的計画のもとに、強力な自治行政を確立したいという意向が強かった。

##### ■ 合併の経緯の概要

隣接する野田地区では、野田町を中心とした合併による野田市設置の動きが進行しつつあり、そのような形勢と関連して、関係町村においては、昭和25年のはじめ頃、一部事務組合の会合等を通じ、流山町、八木村及び新川村のほかに小金町を加えた4町村の間で合併に関する意見交換が行われるようになり、同年2月、具体化のため各関係町村の議會議員、各種団体代表者等からなる合併促進協議会を設置し、かつ同時に流山町役場に事務局を置いて、住民啓発、世論調査、資料の作成等にあたることとなった。その後、小金町はこの地区からの離脱することになったが、流山町南部の向小金新田、前ヶ崎及び名都借の3集落は、その地域特性から、小金町との合併を強く主張し、また野田市に隣接する新川村の一部が野田市への編入を主張するなどの動きが見られた。

しかし、3町村はこれらの慰留に努めるとともに合併の促進を行い、昭和26年3月26日、関係町村議会において合併案が議決され、同年4月1日に合併が行われた。

#### ■ 新町の名称

3町村は対等合併であり、また、3町村が完全に融合して清新な田園都市に発展することを望む住民意向を受け、地域を流れる江戸川の名を採り、いずれの町村名でもない「江戸川町」を新町名とすることとなった。

しかし、東京都江戸川区との混同により、住民に不便をもたらす事情等もあつたため、昭和27年1月1日に旧流山町に因み、流山町と改称した。

#### ■ 新町の事務所

新町役場庁舎は流山町役場庁舎となった。その理由として、同庁舎は昭和23年に新築されたばかりで、設備、職員の収容力等の点から見て適当であり、また交通等の関係からも適当と考えられた。八木村及び新川村役場庁舎は、それぞれ出張所とされた。

#### ■ 合併直前の人団・面積・財政規模・職員数

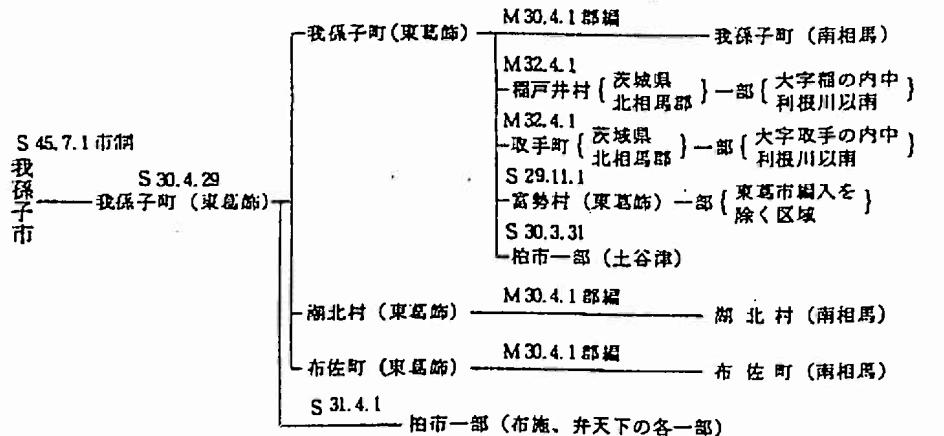
関係市町村名	人口	面積	財政規模(一般会計)	職員数
流山町	7,430人	7.2 km <sup>2</sup>	13,659千円	26人
八木村	5,369人	14.2 km <sup>2</sup>	7,645千円	20人
新川村	5,539人	13.5 km <sup>2</sup>	12,700千円	17人
合 計	18,338人	34.9 km <sup>2</sup>	34,004千円	63人
			新市の職員数→	61人

#### ■ 単独での市制施行

昭和42年1月1日、単独で市制施行し、流山市となった。

### ④ 我孫子市

#### ア) 変遷一覧(明治22年の市制町村制以降)



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

#### ■ 我孫子町

我孫子宿、下ヶ戸、高野山、青山、柴崎、岡発戸、都部の諸村及び印旛郡我孫子村新田、同郡高野山村新田、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田を合併して、我

孫子町が設置された。当時の記録等を見ると、本合併が決定するまでに相当の経緯があったものと思われる。

当地区中、我孫子村新田、高野山村新田、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田は印旛郡に属し、その他の諸村はいずれも南相馬郡に属した。明治6年大小区分画の際、第十四大区一小区に、次いで8年第十三大区三小区に編入された。同11年郡区町村編制法施行の際、我孫子宿、柴崎村、青山村、我孫子村新田の諸村、下ヶ戸村、岡発戸村、高野山村の諸村、及び岡発戸村新田、高野山村新田はそれぞれ村連合を組成し、また都部村及び都部村新田は中峠村外一ヶ村と共に村連合を組成し、同17年戸長役場所轄区域更定の際、岡発戸村、都部村、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田は中峠村外9ヶ村と共に、またその他の諸村は一団として、それぞれ同一の戸長役場所轄区域に属し、明治22年に及んだ。

当地区は2つの戸長役場に属するとともに、学区においても2区に分かれ、岡発戸村、都部村、岡発戸村新田、都部村新田、都部新田等は中峠村外4ヶ村と共に、また我孫子宿、下ヶ戸村、高野山村、青山村、柴崎村、我孫子村新田、高野山村新田は久寺家村と共に、各々一区を成していた。しかし、我孫子宿の一部の商家を除き、いずれも農業を生業として、人情、生活状態を同じくし、かつ我孫子宿の商業は当地区内の農家を主要な顧客とした相互依存の関係にあり、新町村を形成するにあたって適當な状態であった。

我孫子宿は当地区において最も大規模であり、著聞した地名であったので、それを踏襲して新町名は我孫子町と命名された。

#### ■ 富勢村

※柏市における記述を参照

#### ■ 湖北村

中峠、中里、新木、印旛郡新木村下、古戸、日秀、印旛郡日秀村新田、同郡中峠村下、同郡中里村新田を合併して、湖北村が設置された。

当地区諸村中、新木村下、日秀新田、中峠村、中里村新田は印旛郡に、その他は南相馬郡に属していた。日秀村は以前に新木村と一村であったが、分割されていた。明治6年、大小区分画の際、第十四大区一小区に、同8年、第十三大区四小区に編入された。同11年、郡区町村編制法の際、中峠村、中峠村下、中里村の諸村は中里村新田、都部村外1ヶ村と共に、新木村、新木村下、古戸村、日秀村等は日秀村新田と共に、それぞれ村連合を組成し、同17年、戸長役場所轄区域更定の際、全地域に岡発戸村外4ヶ村を加えて同一戸長役場所轄区域となり合併時(明治22年)に至った。

当地区は、戸長役場所轄区域及び学区とも、岡発戸村外4ヶ村と共に同一の一区をなしていたばかりではなく、いずれも農業を生業として、民情、生活状態を同じくし、かつ用水施設等についても共同関係を持ち合併に適當な状態であった。

新村名については、明治22年1月24日付けで関係諸村から「中相馬村」を希望する旨の申し出があったが、同年2月16日時点で「湖北村」とすることに協議が整った旨の報告がなされたという記録がある。手賀沼の北方に位置している村を

意味している。

#### ■布佐町

布佐、江藏地、布佐下新田、浅間前新田（飛地字流木留を除く）、大作新田、相島新田（飛地字六軒堤根南、六軒堤根北を除く）、三河屋新田を合併して、新たに布佐町が設置された。合併の過程において起きた問題の一つは、印旛郡大森村字六軒の動向であり、六軒集落の住民の一部は大森村から分村して布佐町と合併することを希望したが、一部住民は分村に反対する事態となった。一方、南相馬郡相島新田及び浅間前新田の2集落は、従来から六軒集落との社会的関係が密接で六軒と共に同一ブロックに合併されることを要望した。当初、県の合併案では六軒集落は大森村から分割して布佐町地区に加え、大森村は近隣諸村と共に竹袋地区と合併する計画であったが、大森村内に竹袋村を中心とする合併に反対し、大森村を中心とする合併を望む意向が強くなり、それに伴い六軒集落の分割にも反対する動きが発生し、六軒集落の住民は二派に分かれて対立した。これに対し布佐町は、六軒集落が布佐町地区から除外されることになれば、布佐の財政力が著しく弱化し、そのため浅間前新田、相島新田、江藏地村、大作新田、三河屋新田等が布佐町地区での合併を嫌うことが想定されたため、六軒集落との合併を強く要望した。当時の印旛郡当局は、六軒集落住民の主だった人々から意向を聴取し、その結果、布佐町への合併を希望する者は少数であるとして、六軒集落を分割しないこと、及び浅間前新田、相島新田、江藏地村、大作新田、三河屋新田等は布佐町と合併することを決定した。

当地区は、南相馬郡に属していた。江藏地村は以前、北相馬郡布川村の一部であったが、享保4年に分村して江藏地新田となり、明治7年に江藏地村と改称した。布佐下新田はもと布佐村（明治21年に布佐町）と一村であったが、享保6年に分村独立したと伝えられる。明治6年大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、同8年第十三大区四小区に編入替された。同11年、郡区町村編制法施行の際、全地区をもって村連合を組成し、同17年戸長役場所轄区域更定が行われた際、全地区が同一戸長役場所轄区域に属し、明治22年に及んだ。

当地区は布佐町に若干の商店街が見られるほかは、いずれも農業を生業として、人情、生活状態を同じくし、かつ戸長役場所轄区域及び学区も同一であって、用水施設の関係等も共同利害があるなど、新たに一町を形成するに適当な状態であった。

合併した諸町村中、布佐町が最も大規模であり、かつ著聞した地名であったので、新町名はそれを踏襲することに決定した。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併市町村とその沿革

昭和29年11月1日、我孫子町が富勢村の一部（大字久寺家、根戸の一部、布施の一部、根戸新田の一部及び呼塚新田の一部を編入し、次いで昭和30年4月29日、我孫子町、湖北村及び布佐町が合併して、新たに我孫子町が設置された。

関係町村はいずれも明治22年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。

##### ■ 合併を必要とした事情

当該地区は利根川と手賀沼との間に連たんする一体的な地域であり、我孫子町と布佐町の一部を除いては、農業を主産業としており、産業経済上の利害が共通であり、かつ商業地域と農業地域が相互に関係を持つ経済圏を形成していた。また、古来、人情、生活環境を同じくし相互の依存関係が深かったとされている。特に布佐町と湖北町は共同して水利組合を設置するなど、公的な協力関係も緊密であった。さらに、行財政面から、合併を実施して効率化を図る必要性に迫られていた。

##### ■ 合併の経緯の概要

昭和28年6月に作成された合併試案では、富勢村、我孫子町、湖北村及び布佐町の4町村による合併が想定されていた。既に昭和27年6月、町村合併協議会が設置され4町村による検討も始まりかけたが、各町村の事情により急速な進展は見られなかった。

我孫子町は4町村合併の意見が強く、湖北村は我孫子町、布佐町及び湖北村による合併の意見が多かった。

布佐町においては4町村合併には反対であり、布佐町及び湖北村のみによる合併を望む声が多く、また隣接する印旛郡木下町との合併を希望する意見もあり、一つの方向へ意見がまとまらない状況であった。布佐町では公聴会を開き、「布佐町、湖北村及び我孫子町案」「布佐町及び湖北村案」「布佐町、木下町及び大森町案」の3案について住民の賛否を問うこととなったが、結局明確な方向性は出なかった。

富勢村においては、柏町との合併か、我孫子町との合併かという両者の意見が対立していたが、町村合併協議会の設置以降、我孫子町との合併の機運が高まりつつあった。その背景として、同村一部地域の学童教育が我孫子市へ委託されている等のつながりがあったことが挙げられる。しかし、昭和28年3月31日に合併することで合意が得られた段階に至った後、昭和28年2月に富勢村で強い反対意見が出され、合併そのものについて再協議した結果、原則として合併すべであるが、いずれと合併すべきかについては結論が得られないこととなった。同年12月、村民世論調査が実施された結果、我孫子町との合併を望むのは620世帯、柏町との合併を望むのは454世帯となり、意見が分かれ混乱が続いた。昭和29年3月、村議会において分村合併案が議決されたが事態は収束せず、同年6月に住民投票が行われ、我孫子町との合併を望むのは1,500人、柏町との合併を望むのは1,652人となり、この結果を受けて柏町との合併が議決されたが、なおも混乱が続き、結局同年11月、一部地域を東葛市へ、残る一部地域を我孫子町へそれぞれ編入合併する分村合併が行われた。

それに先立つ昭和29年4月、関係町村議会は布佐町・湖北村・我孫子町合併促進協議会の設置を議決し協議を開始した。昭和30年になって布佐町が再度世論調査を行い、3町村の合併を希望する者が大多数であることを確認した結果、同年4月14日、関係各町村議会はそれぞれ満場一致で合併案を議決し、同年4月29日、合併が行われた。

##### ■ 新町の名称

我孫子町は県内外に著名な地名であり、歴史的ゆかりも深いため、新町名を我孫子町とすることに決定した。

## ■ 新町の事務所

関係町村の役場庁舎中、我孫子町役場庁舎が構造、設備、その他すべての点から新町役場として適當であるため、当分の間それを本庁舎として使用し、将来財政上の余裕をみるに至ったとき、交通その他の事情を考慮し、新町の中心部に新庁舎を建設することに決定した。

#### ■ 合併直前の人団・面積・財政規模・職員数

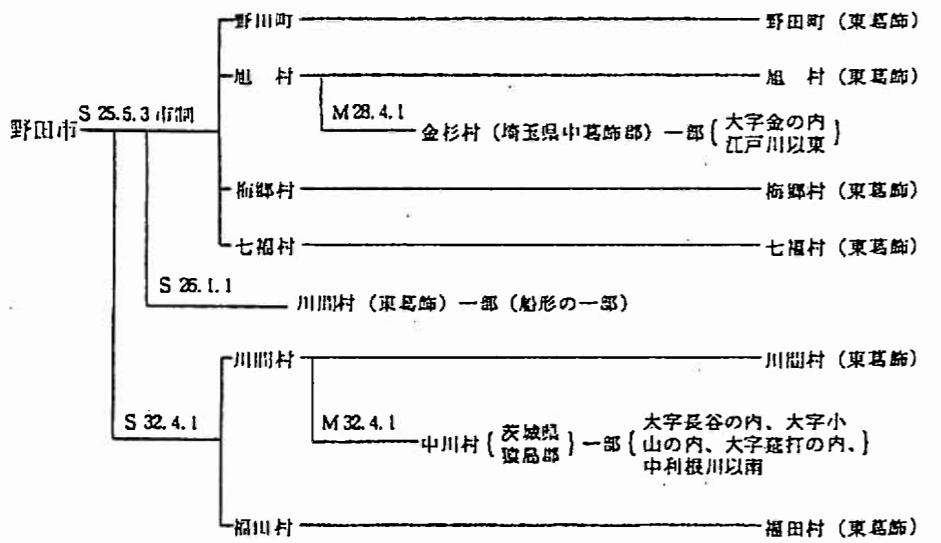
関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
我孫子町 (富勢村一部と合併後)	15,432人	24.3km <sup>2</sup>	58,788千円	55人
湖北村	5,373人	12.6km <sup>2</sup>	14,713千円	23人
布佐町	4,162人	7.3km <sup>2</sup>	10,513千円	17人
合 計	24,967人	44.2km <sup>2</sup>	84,014千円	95人
			新市の職員数→	103人

#### ■ 単独での市制施行

昭和 45 年 7 月 1 日、単独で市制施行し、我孫子市となった。

⑤ 野田市

ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

### ■野田町

野田（町）、清水（今上村への飛地を除く）、堤台、中野台、上花輪（今上村、平方村への飛地を除く）の諸町村及び桜台村飛地、今上村飛地を合併して新たに野田町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であった

と伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、第十二大区十一小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、野田町は 1 町で独立し、上花輪村は今上、桜台の 2 村とともに、清水、中野台、堤台の諸村は座生新田とともにそれぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治 22 年に及んだ。

関係町村中野田町は主として商業を営み、その他の諸村は概ね農業をもって生業とするの相違はあったが、民情、生活の状態にさしたる相違がなく、かつ、野田町の商業と附近の農業とは有無相通ずる相互依存の関係にあり、合併に適當な状態にあった。用耕水路の經營、利用については上花輪、野田、清水、中野台等の村々が、今上村外 15 村と、また清水、中野台、堤台の諸村が座生新田とともに、即ち他地域と共同の関係をもつ等の事情はあったが、それは合併を妨げる原因となるものではなかった。

旧町村中、野田町が最も大町村であり、かつ、醤油の産地及び地方の商業地として著聞した地名であったのでそれを踏襲して新町名は野田町と決定した。

旭村

目吹、大殿井、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田（桜台村への飛地を除く）、中根新田、横内(大字金杉の内江戸川以東)及び花井新田飛地を合併して旭村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったという。明治 6 年大小区分画の際、第十三大区一小区に編入、次いで 8 年第十二大区十小区に編入。11 年郡区町村編制法施行の際、目吹村は 1 村で独立し、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、中根新田は一団として、横内村は大殿井村外 3 村とともにそれぞれ村連合を組成し、17 年戸長役場所轄区域更定の際、大殿井村は木野崎村とともに、その他諸村は一団として各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区が2区（大殿井村は三ツ堀村外3村とともに1学区、その他の諸村で1学区）に分かれていたが、各村いずれも農業を生業として生活状態を同じくし、かつ、水利施設などについても、用耕水路につき目吹村において船形村と共同の関係がある外は、大体において関係諸村限りで共同の関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

村名は新村の旭日昇天の如き発展を念願して旭村と命名された。

梅鄉村

山崎、今上（江戸川以東）、桜台（田野台村への飛地を除く）、花井新田（横内村への飛地を除く）、堤根新田の諸村及び宮崎新田飛地、清水村飛地、上花輪村飛地を合併して梅郷村が設置された。

この地方は、往時葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往昔は下河辺莊の地であったという。明治6年大小区分画の際、山崎、桜台、花井新田、今上の諸村は第十三大区一小区に、堤根新田は第十二大区十小区に編入、次いで9年山崎、桜台、今上、花井新田の諸村は第十二大区十小区に編入。11年郡区町村編制法施行の際、今上、桜台の両村は上花輪村とともに、花井新田、堤根、新田は外2村とともに各々村連

合を組成し、山崎村は 1 村で独立した。17 年戸長役場所轄区域更定の際、山崎、今上、桜台、花井新田は一団として、堤根新田は三ツ堀村とともに、それぞれ同一戸長役所の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区はこのように 2 戸長役場に分属するとともに、学区も 2 区（堤根新田は三ツ堀村外 3 村とともに 1 区、その他の諸村で 1 区）に分かれていたが、各村とも大体において農業を生業とし、人情、風俗、生活状態を同じくして、合併に適当な状態であった。水利施設の経営、利用については用耕水路において今上、桜台、山崎の 3 村が上花輪村外 16 村とともに共同関係をもつ等の事情はあったが、それも合併を妨げ原因となるものではなかった。

新村名は梅郷村と命名されたが、それは合併関係諸村の数（5 村）が梅花五弁の数に等しいことに因ったものである。

#### ■七福村

谷津、吉春、蕃昌新田、五木、岩名、五木新田、座生新田の諸村及び尾崎村飛地を合併して七福村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、明治 6 年大小区分画の際、第十三大区二小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、吉春、蕃昌新田の 2 村は外 2 村とともに、岩名、五木の 2 村は外 2 村とともに、座生新田は清水村外 3 村とともに、それぞれ村連合を組成し、次いで 17 年当地区を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治 22 年に至った。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくする上、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、かつ用排水路の経営、利用などについても関係諸村限りで共同関係をもつ等、合併に適当な状態であった。

新村名は、7 村の合併によって成立した新村の福利が増進せられることを念願して、七福村と命名された。

#### ■川間村

中里、東金野井、船形、尾崎（岩名村への飛地を除く）の諸村を合併して川間村が設置された。

この地方は以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時下河辺荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、第十三大区二小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、中里村、尾崎村は 2 村で、東金野井村は岡田、平井等の諸村とともにそれぞれ村連合を組成し、船形村は 1 村で独立し、次いで 17 年当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄に属せしめ、明治 22 年に及んだ。

当地区諸村は、戸長役場所轄区域及び学区を同じくしている上、各村概して農村を営み、民情、生活の状態等を同じくし、かつ、水利施設の経営、利用等についても、用排水路に関して中里、尾崎、東金野井の 3 村が岡田村と、また船形村が目吹、木野崎の 2 村と共に関係をもつ外は関係地域限りで共同に行うなど、合併に適当な状態であった。

新村名は川間村と決定したが、それは新村が利根、江戸の 2 つの川の間に横たわっている地形によった。即ち川の間に存在する村を意味する。

#### ■福田村

瀬戸、木野崎、三ツ堀、二ツ塚、上三ヶ尾（利根運河南部を除く）、西三ヶ尾（同上）、下三ヶ尾（同上）、大青田（同上）の諸村を合併して福田村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺荘福田郷の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、全区第十三大区一小区に編入、次いで 8 年木野崎村は第十二大区十小区に、瀬戸、三ツ堀、二ツ塚、西三ヶ尾、上三ヶ尾、下三ヶ尾の諸村は同大区九小区に編入された。11 年郡区町村編制法施行の際、上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾、二ツ塚、大青田の諸村は一団として、三ツ堀村は瀬戸村と 2 村でそれぞれ村連合を組成し、17 年戸長役場所轄区域更定の際、木野崎、三ツ堀、二ツ塚の諸村は大殿井、堤根新田とともに、上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾、大青田の諸村は船戸村とともに各々同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年に及んだ。

当地区は右のように 2 戸長役場の所轄に分属し、学区も 2 区（木野崎、三ツ堀、二ツ塚の諸村は大殿井村外 1 村とともに 1 学区、その他の諸村は船戸村を含めて 1 学区）に分かれていたが、各村とも概ね農業を営んで生活状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設の経営、利用についても、用耕水路において上三ヶ尾、下三ヶ尾、西三ヶ尾の諸村は関係地域外（東深井村）とともに利害関係をもっていたが、合併を妨げる原因とはならなかった。

この地方は往時福田荘の地であったと伝えられるので、新村名は、それに因んで福田村と命名された。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併市町村とその沿革

昭和 25 年 5 月 3 日、野田町、梅郷村、七福村及び旭村の 4 町村は合併して野田市を設置した。関係市町村はいずれも明治 22 年の合併により設置され、その後変更なく当時に至っていた。

その後、新市町村建設促進法の規定により、昭和 32 年 4 月 1 日、福田村及び川間村を野田市に編入合併した。

##### ■ 合併を必要とした事情

当該地区町村は、古くから産業経済的にも社会的にも非常に密接な関係にあったが、特に当時、野田町を中心とする社会的、経済的、文化的発展は顕著なものがあり、既に行政区画を超越した一つの生活圏が形成されていた。従って、町村間における協力関係も極めて密であり、旭村児童の約 450 人（同村生徒数の約 40%）の教育が野田市に委託されている等の状況があった。また、野田町民が関係 3 村内に所有する土地は、旭村においてその面積の 40%、梅郷村において 18%、七福村において 10% を占めており、野田醤油株式会社工場の一部は、旭村及び梅郷村の地域にわたっており、同会社への関係各村からに通勤者数は、それぞれの村の戸数との割合において、旭村及び梅郷村がそれぞれ 21%、七福村が 19% に上っていた。また、野田町に設けられている医療施設、娯楽施設をはじめ各種の文化施設は、い

ずれも近隣3村の農業生産力を重要な基礎として発展したものであり、こうした状況下において、これらの諸町村を包摂する強力な自治体を組成して、総合的な計画を樹立し、地域の発展を図ることの必要性が高まっていた。

### ■ 合併の経緯の概要

野田町を中心とする近隣町村の合併は、早くから一部住民の間で希望されていたが、昭和24年8月に開催された東葛飾郡町村会以降、合併の機運が具体化してきた。同年11月、野田町において町内有志により大野田建設合同協議会が設置され、合併に関する研究検討が行われ、同月、野田町、旭村、梅郷村、七福村及び福田村の5町村間で合併に関する協議会が開催され、合併の必要性が認められた結果、12月、5町村は町村長及び議会の正副議長によって構成する市制施行促進委員会を設置し、先進事例調査や普及啓発活動を行った。普及啓発の方法としては、各町村とも議會議員の協議会、各種団体協議会、集落座談会等を開催し広く住民の間に趣旨を説明することとした。昭和25年2月、市制施行促進委員会において野田町、旭村、梅郷村及び七福村の4町村は住民の大多数が合併に賛成、福田村においては賛否両論で対立しているが大半は賛成の方向に進みつつある旨、各町村から報告があり、全住民の賛成を目標として協議を進めたが、同年3月下旬、福田村は住民投票の結果、合併を見送ることとなり、野田町、旭村、梅郷村及び七福村の4町村で合併し、市制施行することとなった。同年5月、野田市が発足した。

その後、昭和28年10月、町村合併促進法施行に伴い県内市町村に合併の気運が高まり、先に合併を見送った福田村に加え、川間村、木間ヶ瀬村、二川村及び関宿町が野田市との合併を検討することとなった。これに対し野田市は、川間村及び福田村との合併を検討することとし、その後様々な経緯を経て昭和31年12月に、新市町村建設促進法の規定に基づき、野田市へ川間村及び福田村を辺由宇合併する旨。県知事からの勧告が行われ、昭和32年4月1日に合併が行われた。

### ■ 新市の名称

「野田」は醤油の産地として全国的に著名であるばかりでなく、海外にも知られている地名であるため、新市の名称は野田市となった。

### ■ 新市の事務所

野田町役場庁舎は新市のほぼ中央に位置しており、また建築構造、職員の収容能力等も新市役所として適当であるとされ、新市役所庁舎として充てられた。

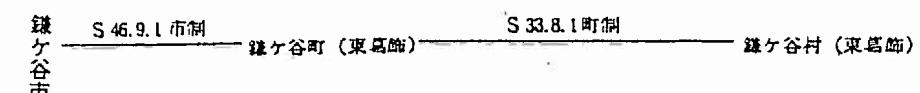
### ■ 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
野田町	24,142人	5.5km <sup>2</sup>	36,028千円	138人
旭村	5,795人	11.7km <sup>2</sup>	8,904千円	25人
梅郷村	4,796人	11.0km <sup>2</sup>	5,610千円	22人
七福村	4,328人	10.2km <sup>2</sup>	4,551千円	21人
合 計	39,061人	38.4km <sup>2</sup>	55,093千円	206人
			新市の職員数→	231人
福田村	5,188人	17.9km <sup>2</sup>	—	—
川間村	6,717人	17.8km <sup>2</sup>	—	—

※福田村、川間村の編入合併直前の財政規模、職員数は不明

### ⑥ 鎌ヶ谷市

#### ア) 変遷一覧（明治22年の市制町村制以降）



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

##### ■ 鎌ヶ谷村

鎌ヶ谷、粟野、佐津間、初富（五香六実村への飛地を除く）、道野辺、中沢の諸村及び串崎新田飛地、印旛郡根村字輕井沢新田を合併して新たに鎌ヶ谷村が設置された。

本地方は往古葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、明治6年大小区分画の際、第十二大区四小区に編入、11年郡区町村編制法施行の際、粟野、佐津間の2村は五香六実村とともに、初富村、鎌ヶ谷村は2村をもって、道野辺村は柏井、奉免、丸山新田の各村とともに各々連合を組成し、次いで17年戸長役場所轄区域更定の際、中沢村は大野村外4村とともに、道野辺村は藤原新田外5村とともに、初富、佐津間、粟野、鎌ヶ谷の諸村は一団としてそれぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治22年に及んだ。

当地区はこのように、3戸長役場の所轄に分属し、学区も2区に分かれていたが（道野辺、中沢の2村は大町新田とともに1学区、その他の諸村で1学区）、各村とも大体農業を営んで生活状態を同じくし、かつ、水利施設についても関係諸村限りで共同の関係をもつ等、合併に適当な状態にあった。

新村名は、鎌ヶ谷村が最も大村でかつ、著聞した地名でもあったので、それを踏襲して鎌ヶ谷村と決定した。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 沿革

鎌ヶ谷村は、明治22年の町村合併によって設置され、その後変更無く、昭和の大合併期を迎えた。

鎌ヶ谷村は人口8,981人、面積21.4km<sup>2</sup>の規模をもち、人口が年々増加しつつあったため、当初から町村合併計画は策定されず、合併不要町村として指定され、合併は行われなかった。しかし、昭和の大合併期においては、少数ではあったが、松戸市との合併や船橋市との合併の動きが進展し、一時は分村問題にまで発展することが懸念されたこともあった。

##### ■ 当時の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
鎌ヶ谷村	10,613人	21.4km <sup>2</sup>	27,856千円	30人

### ■ 単独での町制施行、市制施行

昭和 33 年 8 月 1 日に単独で町制施行し、昭和 46 年 9 月 1 日には、単独で市制施行し、鎌ヶ谷市となった。

### ⑦ 沼南町

#### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

##### ■ 風早村

塚崎、大井、大島田、箕輪、五条谷、高柳、藤ヶ谷の諸村、藤ヶ谷新田、印旛郡箕輪村新田、同郡大井村新田を合併して風早村が設置された。

関係諸村中、箕輪新田、大井村新田は印旛郡に、その他の諸村はいずれも南相馬郡に属し、風早荘の地であったと伝えられる。明治 6 年大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、次いで同 8 年、第十三大区二小区に編入替された。同 11 年、郡区町村編制法施行の際、塚崎、高柳、藤ヶ谷の諸村は藤ヶ谷新田、高柳村新田と共に村連合を組成し、大島田村、五条谷村の 2 村は鷺谷村外 2 村と共に、また大井村、箕輪村は岩井村と共に、各々村連合を組成し、同 17 年戸長役場所轄区域更定の際、関係諸村は戸張村新田を加えて同一戸長役場の所轄区域となり、合併時（明治 22 年）に至った。

当地区諸村は、戸長役場所轄区域、学区ともに同一の区域であるばかりでなく、各村とも農業を生業として人情、生活状態を同じくし、かつ当地区のみの水利施設についての共同関係があって、住民は利害をともにし、新しく一村を形成するに適当な状態であった。

当方は、往古、風早荘の地であったことに因み、新村名を風早村と命名することに決定した。

##### ■ 手賀村

泉、若白毛、岩井、鷺野谷、金山、柳戸、片山、手賀、布瀬の諸村及び印旛郡染井入新田、同郡鷺ヶ谷新田、岩井村新田、泉村新田、布瀬村新田、手賀村新田、片山村新田を合併して、新たに手賀村が設置された。関係諸村中、泉村、泉村新田、鷺野谷村、鷺ヶ谷新田、岩井村、岩井新田、若白毛村、金山村、柳戸村、染井入新田からは明治 21 年 10 月 9 日付け、布瀬村、布瀬村新田、手賀村、手賀村新田、片山村、片山村新田からは、同月 12 日付けで、本合併に異議がない旨答申された。

当地区的うち、南相馬郡に属する諸村は、往古、風早荘の地であった。明治 6 年、大小区分画の際、第十四大区一小区に編入、同 8 年に第十三大区二小区に編入替さ

れた。同 11 年、郡区町村編制法施行の際、泉、柳戸、金山の諸村、布瀬、手賀、片山の諸村はそれぞれ村連合を組成し、鷺野谷村は若白毛村と共に、また染井入新田は大島田村外 1 ヶ村と共に、また岩井村は大井村、外箕輪村と共に村連合を組成した。同 17 年、戸長役場所轄区域更定に際し、関係諸村全体をもって、同一戸長役場の所轄となり、合併時（明治 22 年）に至った。

当地区は、戸長役場所轄区域及び学区が同一であるばかりでなく、各村いずれも農業を生業とし、民情、生活状態を同じくしており、かつ水利施設の共同関係による共通の利害を持つなど、合併に適当な条件を具備していた。

新村名は、関係諸村が手賀沼に沿っているという地理的特性にちなみ、手賀村と決定した。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併関係町村とその沿革

昭和 30 年 3 月 30 日、風早村と手賀村は合併して沼南村を設置した。

両村とも、明治 22 年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。

##### ■ 合併を必要とした事情

両村は手賀沼の南方に位置する純農村であり、産業経済上の利害を共通にし、古来、人情、生活環境を同じくしていた。戦後における両村政の実状は、速やかに規模拡大を行い時代の要請に対応することを必要とする状態にあった。

##### ■ 合併の経緯の概要

昭和 28 年 6 月の合併試案、また昭和 29 年 3 月の千葉県町村合併計画において両村の合併が想定されており、両村とも合併に向けた機運の盛り上がりを待った。昭和 30 年 1 月、合併促進協議会が設置され、同年 3 月、両村議会はそれぞれ満場一致で合併案を議決した。この間、風早村高柳地区の一部について松戸市への編入を希望する意見があり、当該地区については合併後に対応を善処することとされ、両村の合併が行われた。

その後、昭和 31 年 4 月、高柳の一部及び高柳新田の一部が松戸市に編入された。

##### ■ 新村の名称

両村が共に手賀沼の南岸に位置している地理的位置に因み、沼南村と命名した。

##### ■ 新村の事務所

新村の役場庁舎は、将来財政上の余裕を生じた場合は新村の中央に新築することとし、当分は庁舎の職員収容力及び地理的位置等を考慮し、手賀村役場庁舎を本庁舎として使用することとした。風早村役場庁舎は出張所とすることとした。

##### ■ 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

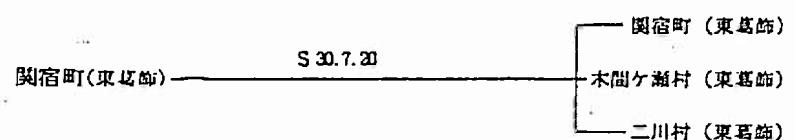
関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
風早村	5,870 人	21.1km <sup>2</sup>	12,403 千円	16 人
手賀村	5,174 人	22.1km <sup>2</sup>	14,735 千円	13 人
合 計	11,044 人	43.2km <sup>2</sup>	27,138 千円	29 人
新市の職員数→				32 人

### ■ 単独での町制施行

昭和 39 年 2 月 1 日に単独で町制施行し、沼南町となった。

### ⑧ 関宿町

#### ア) 変遷一覧（明治 22 年の市制町村制以降）



#### イ) 昭和の大合併期以前の状況

##### ■ 関宿町

関宿江戸町、関宿内町（江戸川以東）、関宿台町（江戸川以東、権現堂川以南）、関宿元町（西高野村への飛地除く）、関宿町、三軒塚、関宿向河岸、関宿向下河岸（江戸川以東）を合併して新たに関宿町が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺莊桜井郷の地であったと伝えられる。明治 6 年大小分画の際、第十三大区四小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、関宿江戸町、関宿台町、関宿町、関宿元町、関宿内町、三軒塚は一団として、関宿向河岸と関宿向下河岸は別に一団として、それぞれ町村連合を組成し、17 年戸長役場所轄区域更定の際、当地区全域を一括して同一戸長役場の所轄下に置き、明治 22 年の合併に及んだ。

当地区的合併は、関宿向河岸及び関宿向下河岸と、その他の諸町村との間に意見の対立があり、進行が難渋した。向河岸と向下河岸とは江戸川を隔てた当地区諸町村と合併することは水防上及び郡役所、警察署等諸官庁との連絡上、不利、不便であるとして埼玉県の管轄に転属せられることを要望したが、これに対してその他の町村においては、両河岸を分離すれば自治体として資力を減少するばかりでなく、従来両河岸において江戸川を通航上下する舟の舟挽きを生活の手段とした多くの住民が生活できなくなる恐れがあると主張し、かつ従来、関宿藩の領地として一町村同様に密接な関係にあった当地区から両河岸を分断するに忍びないという感情上の経緯もあって、強硬にその分離に反対したため、両河岸を含めた合併が実施された。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区を同じくし、生業は主として農業、商業に分かれていたが、さして民情、生活の状態等を異にせず、かつ、また農業と商業とは相互通じて相互依存の関係にもあり、合併に適当な状態であった。また用排水路の利用、経営につき向両河岸を除く諸町村は東高野村とともに他地区諸村との对外関係をもつ等の事情等はあったが、それは合併を妨げる原因となるものではなかった。

新町名は関宿町と決定した。それは当地区一円の諸町村が旧関宿藩領で、いずれも関宿の名を冠して呼ばれ、歴史上の沿革も古く、かつ遠近に著聞した地名であつ

たことによる。

##### ■ 木間ヶ瀬村

木間ヶ瀬、岡田の 2 村を合併して新たに木間ヶ瀬村が設置された。

この地方はかつて葛飾郡に、次いで東葛飾郡に属し、往時下河辺莊の地であったと伝えられる。明治 6 年大小分画の際、木間ヶ瀬村は第十三大区一小区に、岡田村は同大区二小区に編入。11 年郡区町村編制法施行の際、木間ヶ瀬村は 1 村で独立し、岡田村は東金野井村外 2 村とともに村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、当地区に丸井村、平井村外 1 村を加えて同一戸長役場の所轄下に置き、明治 22 年の合併に及んだ。

当地区は戸長役場所轄区域及び学区（当地区の外に平井村外 1 村を加えて学区をなしていた）と同じくしている上、両村とも概ね農業を生業として生活の状態を同じくし、合併に適当な状態にあった。水利施設の利用、経営等については、岡田村は中里村外 2 村と、木間ヶ瀬村は東金野井村外 11 村と共同に行うなど他地区との交錯関係があったが、それは合併を妨げる原因とはならなかった。

木間ヶ瀬村は旧 2 村中での大村であり、かつ、比較的著聞した地名でもあったので、新村名はそれを踏襲することに決定した。

##### ■ 二川村

桐ヶ作、古布内、中戸村新田、東高野、西高野、戸、柏寺、親野井、次木、平井、東宝珠花の諸村および関宿江戸町飛地、関宿元町飛地を合併して二川村が設置された。

この地方は、以前葛飾郡に、のち東葛飾郡に属し、往時下河辺莊の地であったと伝えられる。明治 6 年大小分画の際、第十三大区四小区に編入、11 年郡区町村編制法施行の際、桐ヶ作村と古布内村は 2 村で、柏寺、次木の 2 村は外 2 村とそれぞれ村連合を組成し、次いで 17 年戸長役場所轄区域更定の際、桐ヶ作、古布内、柏寺、次木、東高野、西高野、親野井、戸、中戸村新田の諸村は一団として、また平井、東宝珠花の 2 村は木間ヶ瀬村外 2 村とそれぞれ同一戸長役場の所轄に属し、明治 22 年の合併に及んだ。

当地区はこのように 2 戸長役場の所轄に分属し、かつ、学区も 2 区（東宝珠花、平井の両村は木間ヶ瀬村外 2 村とともに 1 学区、その他の諸村で 1 学区）に分かれていたが各村とも概ね農業を生業とし生活の状態を同じくするなど、合併に適当な状態にあった。水利施設の利用、経営などについては、用耕水路に関し東高野、西高野、中戸村新田、戸、桐ヶ作、古布内等の諸村は木間ヶ瀬村外 6 村と交錯関係を持つ事情はあったが合併を妨げる事情とはならなかった。

新村は江戸川、利根川の 2 大川の間に連なる地帯であるので、新村名は二川村と命名された。

#### ウ) 昭和の大合併の沿革、経緯、事情など

##### ■ 合併関係町村とその沿革

昭和 30 年 7 月 20 日、関宿町、二川村及び木間ヶ瀬村の 3 町村は合併して、新

たに閑宿町を設置した。

閑宿町及び二川村は、いずれも明治 22 年の合併により設置され、その後変更無く当時に至っていた。木間ヶ瀬村は明治 22 年に設置され、明治 33 年 4 月に字小道里を茨城県猿島郡長須村に編入して当時に至っていた。

#### ■ 合併を必要とした事情

当該地区は、利根川畔に連たんして一地帯を成す農村であり、産業経済上の利害を同じくし、社会的に密接な関係にあった。また町村の規模も小さく、これを一つの行政区域として行財政力を強化し時代の要請に対応することが必要な状態であった。

#### ■ 合併の経緯の概要

関係町村の間には、既に水利組合、煙草耕作組合等による協力関係が存在し、東葛飾郡町村規模合理化委員会の合併試案（昭和 28 年 6 月）においても、当該 3 町村の合併が想定されていたが、一部で野田市との合併を希望する意見が強く、千葉県町村合併計画（昭和 29 年 3 月 31 日）では、当該 3 町村を、福田村及び川間村と共に野田市に編入する案に改められた。しかし、県による斡旋等もあったがこの案は合意に至らず、再び 3 町村による合併を検討することとなった。

しかし、木間ヶ瀬村は野田市との合併の意向が強く、3 町村合併に対する態度を明確にしなかったため、閑宿町及び二川町は、昭和 29 年 4 月、2 町村合併の方針を決定した。しかし、これに対する反対意見も多く、三度 3 町村による合併案に立ち戻り、昭和 30 年 4 月に町村合併促進協議会を設置し具体的な検討に入り、同年 6 月に関係各町村議会はいずれも満場一致で合併案を議決し、同年 7 月 20 日、合併が行われた。ところが、合併直前に木間ヶ瀬村において反対運動が起こっており、合併翌日の 7 月 21 日に木間ヶ瀬地区住民大会が開かれ分町期成同盟が結成され、分町運動が展開された。一方、愛町同盟も結成されるなど混乱の極みに達したが、昭和 31 年 12 月に問題は収束した。

#### ■ 新町の名称

新町名の選定にあたっては、全く新しい名称を選び、新発足の意義を広く知らせるべきという意見もあったが、歴史的に広く知られている閑宿を新町名とすることとした。

#### ■ 新町の事務所

将来、新庁舎の建設を行うまで暫定的に、新町のほぼ中央にあたる二川村役場庁舎を新町の庁舎とし、閑宿町及び木間ヶ瀬村役場庁舎は出張所とすることになった。

#### ■ 合併直前の人口・面積・財政規模・職員数

関係市町村名	人口	面積	財政規模（一般会計）	職員数
閑宿町	3,338 人	7.4km <sup>2</sup>	10,905 千円	18 人
二川村	5,752 人	9.8 km <sup>2</sup>	12,984 千円	19 人
木間ヶ瀬村	5,008 人	12.0km <sup>2</sup>	17,022 千円	26 人
合 計	14,098 人	29.2km <sup>2</sup>	40,911 千円	63 人
新市の職員数→				63 人

## （2）広域行政に係る住民意識の状況

～東葛広域行政に関する住民意識調査（平成 10 年実施）より～

東葛市町広域行政連絡協議会は、地域住民が東葛地域の現状、発展の方向をどのようにとらえ、どのようなまちづくりや行政サービスを求めているかを把握し、今後の協議会活動の参考とするため、平成 10 年 7 月に住民アンケート「東葛広域行政に関する住民意識調査」を実施している。

この調査においては、広域行政・市町合併に係る設問が設けられており、その中の主要な調査結果について、市町別の意見の相違等に着目した整理を以下に行う。

#### 【アンケート調査の概要】

- 対象者等 満 20 歳以上の男女 3,000 人（松戸市 600、柏市 600、野田市 350、流山市 350、我孫子市 350、鎌ヶ谷市 350、沼南町 200、閑宿町 200）
- 調査方法 郵送法
- 有効回収率 55.7%（回答者 1,670）

※東葛市町広域行政連絡協議会

行政の広域化に対処し、千葉県北西部の東葛地区 6 市 2 町（松戸市、柏市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、沼南町、閑宿町）が相互に連絡調整を図るため、昭和 41 年に設立された協議会。

### 1) 東葛地域の一体感について

あまり一体感を感じている住民は多くないが、地域全体ではなく、「隣の市町など」には一体感を感じている住民は比較的多い。

「一体感を何らかの形で感じる」理由としては、柏市では「川・沼などの自然が共通しているから」が最も多い。これは、我孫子市、沼南町でも高い回答率となっており、手賀沼が地域の一体感を醸成していることを伺うことができる。

問 11 あなたは、東葛地域の 6 市 2 町について、一体感を感じたり、共通感情を持っていますか。

	回答者数	構成比
1 一体感を感じる	34	2.0%
2 少し一体感を感じる	258	15.4%
3 全体では感じないが、隣の市町などには感じる	407	24.4%
4 あまり感じない	669	40.1%
5 全く感じない	257	15.4%
無回答	45	2.7%
回答者数	1,670	100.0%

問 12 問 11 で「1~3」と答えた方のみお答え下さい。あなたは、東葛地域の 6 市 2 町について、どのような点で一体感を感じますか。あてはまるものすべてに○印をつけて下さい。

回答者数	一体感を感じる理由													
	川・沼などの自然が共通しているから	同じような東京郊外で学校などでの親戚がいるから	働く場所が地元の商文化・産業・公園などがあるから	人間関係の良好なから	新聞などでその他の情報がよく伝わるから	わからぬ回答	業・飲食施設を利用するから	施設を利用するから	広がりがあるから	情報がよく伝わるから	わからぬ回答	無回答		
松戸市	130	51.5%	20.8%	54.6%	19.2%	13.1%	56.2%	15.4%	17.7%	11.5%	29.2%	3.1%	1.5%	0.8%
柏市	145	67.6%	27.6%	54.5%	20.7%	13.8%	10.3%	41.4%	24.1%	22.8%	13.1%	30.3%	2.8%	1.4%
野田市	79	55.7%	38.0%	31.6%	17.7%	25.3%	7.6%	67.1%	16.5%	21.5%	10.1%	35.4%	2.5%	0.0%
流山市	92	39.1%	26.1%	54.3%	21.7%	17.4%	22.8%	80.4%	29.3%	31.5%	12.0%	39.1%	0.0%	1.1%
我孫子市	87	69.0%	32.2%	43.7%	14.9%	12.6%	8.0%	71.3%	32.2%	23.0%	13.8%	31.0%	1.1%	2.3%
鎌ヶ谷市	67	32.8%	44.8%	40.3%	19.4%	20.9%	13.4%	56.7%	29.9%	35.8%	14.9%	23.9%	6.0%	0.0%
沼南町	59	62.1%	35.6%	45.8%	13.6%	25.4%	11.9%	76.3%	37.3%	32.2%	13.6%	30.5%	1.7%	0.0%
閑宿町	38	63.2%	47.4%	21.1%	23.7%	21.1%	18.4%	65.8%	18.4%	23.7%	15.8%	15.8%	0.0%	5.3%

※網掛けは、3分の1(33.3%)以上の回答があるもの

## 2) 行政界に不便・不利益を感じた経験について

不便・不利益を感じた経験の方が多いのは、流山市、鎌ヶ谷市、閑宿町の3市町であり、沼南町においては、感じたことがある人とない人が拮抗している。柏市においては、およそ3人に1人が不便・不利益を感じている。

問 14 あなたは、これまで市町村境や県境があるために、行政サービスで不便・不利益を感じたことがありますか。どちらかに○印をつけてください。

回答者数	行政界に不便・不利益を感じた経験			
	感じたことがある	感じたことがない	無回答	
松戸市	352	29.3%	57.4%	13.4%
柏市	336	33.0%	59.0%	8.9%
野田市	181	26.0%	56.9%	17.1%
流山市	192	47.9%	41.7%	10.4%
我孫子市	206	32.5%	53.4%	14.1%
鎌ヶ谷市	187	50.8%	41.7%	7.5%
沼南町	120	40.8%	42.5%	16.7%
閑宿町	89	42.7%	33.7%	23.6%
全体	1,670	36.3%	50.9%	12.8%

※網掛けは、各市町ごとに回答が最も多い選択肢

## 3) 広域連携の規模(単位)について

市部では「課題ごとの関係する市町が連携」という回答が多いが、町部では、「6市2町全体で取り組む」「隣接市町で取り組みを進める」「課題ごとの関係する市町が連携」の3選択肢をそれぞれ30%程度の住民が選んでおり、意見が分散している。柏市においては、「課題ごとの関係する市町が連携」が突出して多くなっている。

問 26 東葛地域で、どのような単位で連携してまちづくりを進めればいいとお考えでしょうか。1つ選んで○印をつけて下さい。

回答者数	広域連携のあり方					
	6市2町全体で隣接市町で取り組みを進める	課題ごとの関係する市町が連携	わからない	わからぬ回答	無回答	
松戸市	352	21.6%	21.9%	38.6%	13.1%	4.8%
柏市	336	26.2%	14.9%	41.1%	10.7%	6.5%
野田市	181	28.7%	22.1%	31.5%	11.6%	6.1%
流山市	192	23.4%	17.2%	38.5%	15.6%	5.2%
我孫子市	206	23.3%	20.4%	39.8%	9.2%	7.3%
鎌ヶ谷市	187	24.1%	21.9%	36.4%	15.5%	2.1%
沼南町	120	30.0%	27.5%	25.8%	11.7%	5.0%
閑宿町	89	28.1%	30.3%	29.2%	7.9%	4.5%
全体	1,670	25.0%	20.7%	36.8%	12.2%	5.3%

※網掛けは、各市町ごとに回答が最も多い選択肢

#### 4) 広域連携のあり方について

沼南町では「合併促進」が最も多く、他市町は「連携強化」が多くなっている。地域全体で見ると、最も多いのは「連携強化」、次いで「政令指定都市昇格」となっている。柏市においては、「連携強化」に次いで「広域連合推進」が多くなっている。

**問 27 今後のあなたの住む市町と周辺市町村の連携について、どうお考えですか。1つ選んで○印をつけて下さい。**

回答者数	連携についての考え方								
	自立化	連携強化	広域連合推進	合併促進	政令指定都市昇格	その他	わからない	無回答	
松戸市	352	9.4%	41.8%	9.9%	4.8%	16.5%	0.3%	11.9%	5.4%
柏市	336	10.1%	36.0%	15.5%	6.8%	13.7%	1.5%	9.8%	6.5%
野田市	181	12.2%	36.5%	10.5%	9.4%	17.7%	0.0%	8.3%	5.5%
流山市	192	6.3%	38.0%	10.9%	8.3%	19.3%	0.5%	13.0%	3.6%
我孫子市	206	9.7%	41.3%	13.6%	6.8%	10.7%	1.5%	12.6%	3.9%
鎌ヶ谷市	187	12.3%	38.2%	11.2%	19.3%	14.4%	0.0%	8.6%	1.1%
沼南町	120	8.3%	22.5%	6.7%	28.5%	17.5%	0.0%	12.5%	4.2%
閑宿町	89	9.0%	36.0%	6.7%	24.7%	11.2%	0.0%	9.0%	3.4%
全体	1,670	9.9%	36.8%	11.4%	10.7%	15.2%	0.6%	10.8%	4.6%

※網掛けは、各市町ごとに回答が最も多い選択肢

この選択肢の中から、合併またはより一層一体性の高い広域行政の展開を望んでいる回答者（「広域連合推進」「合併促進」「政令指定都市昇格」の回答者）の比率を見ると、最も回答が多いのは沼南町（52.5%）で、次いで鎌ヶ谷市、閑宿町となっている。一方、合併に肯定的な回答者（「合併促進」「政令指定都市昇格」の回答者）の比率を見ると、最も回答が多いのは沼南町（45.8%）、閑宿町（36.0%）の順となっている。

上記設問の主要回答の要約・再集計結果

	「広域連合推進」「合併促進」「政令指定都市昇格」の回答者比率	「合併促進」「政令指定都市昇格」の回答者比率 →「合併肯定グループ」
松戸市	31.2%	21.3%
柏市	36.0%	20.5%
野田市	37.6%	27.1%
流山市	38.5%	27.6%
我孫子市	31.1%	17.5%
鎌ヶ谷市	44.9%	33.7%
沼南町	52.5%	45.8%
閑宿町	42.6%	36.0%
全体	37.3%	25.9%

なお、「東葛飾広域行政に関する住民意識調査」が実施された平成 10 年 7 月頃は、一般住民へは市町村合併に関する情報が全国的に広まっていない状況であったが、昨年度あたりから、マスコミにおいても市町村合併の話題が頻繁に取り上げられるようになっており、それに伴い、市民の関心も高まっているものと思われる。従って、市町村合併の是非に関する住民意識は、本アンケート時点から変化していることも考えられる。

## 第2章 各市町の現況と地域課題

### (1) 国・県計画における地域の位置づけ

#### ① 国の計画～業務核都市として位置づけられた地域

東京圏では、東京都心部への業務機能等の一極集中が職住分離に拍車をかけ、交通渋滞、住宅問題、環境問題等の様々な大都市問題を引き起こしている。この様な問題を解決するためには、東京都心部に集中した諸機能を周辺部に分散し、複数の核と圏域を有する多核多圏域型の地域構造に改善することが必要とされている。

このため、第4次首都圏基本計画（昭和 61 年策定）等において、東京圏における東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市を「業務核都市」として、諸機能の適正な配置の受け皿となるよう育成整備し、現在の東京都区部への一極依存構造からバランスのとれた地域構造に改善することを目指した。このため、多極分散型国土形成促進法（多極法、昭和 63 年制定）において、業務核都市の整備制度が盛り込まれ、その整備に対して、税制面、資金面等各種の支援措置が講じられている。

さらに、第5次首都圏基本計画（平成 11 年 3 月決定）では、首都圏の目指すべき地域構造を、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う「分散型ネットワーク構造」としている。そして、その実現のために、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市等を「広域連携拠点」として位置づけ、その育成・整備を進めるとともに、拠点相互間や他の地域等との連携・交流を強化することとしている。

柏市は、この第5次首都圏基本計画において、東京都市圏北部の広域連携拠点として位置づけられ、業務核都市として自立性の高い地域となることが期待されている。

図表 第5次首都圏基本計画における業務核都市及び広域連携拠点の状況

地 域	広 域 連 携 拠 点
東京都市圏西部	横浜・川崎、厚木、町田・相模原、八王子・立川・多摩、青梅
東京都市圏北部	川越、熊谷、浦和・大宮、春日部・越谷、柏、土浦・つくば・牛久
東京都市圏東部	成田、千葉、木更津
関東北部地域	水戸、宇都宮、前橋・高崎
内陸西部地域	甲府

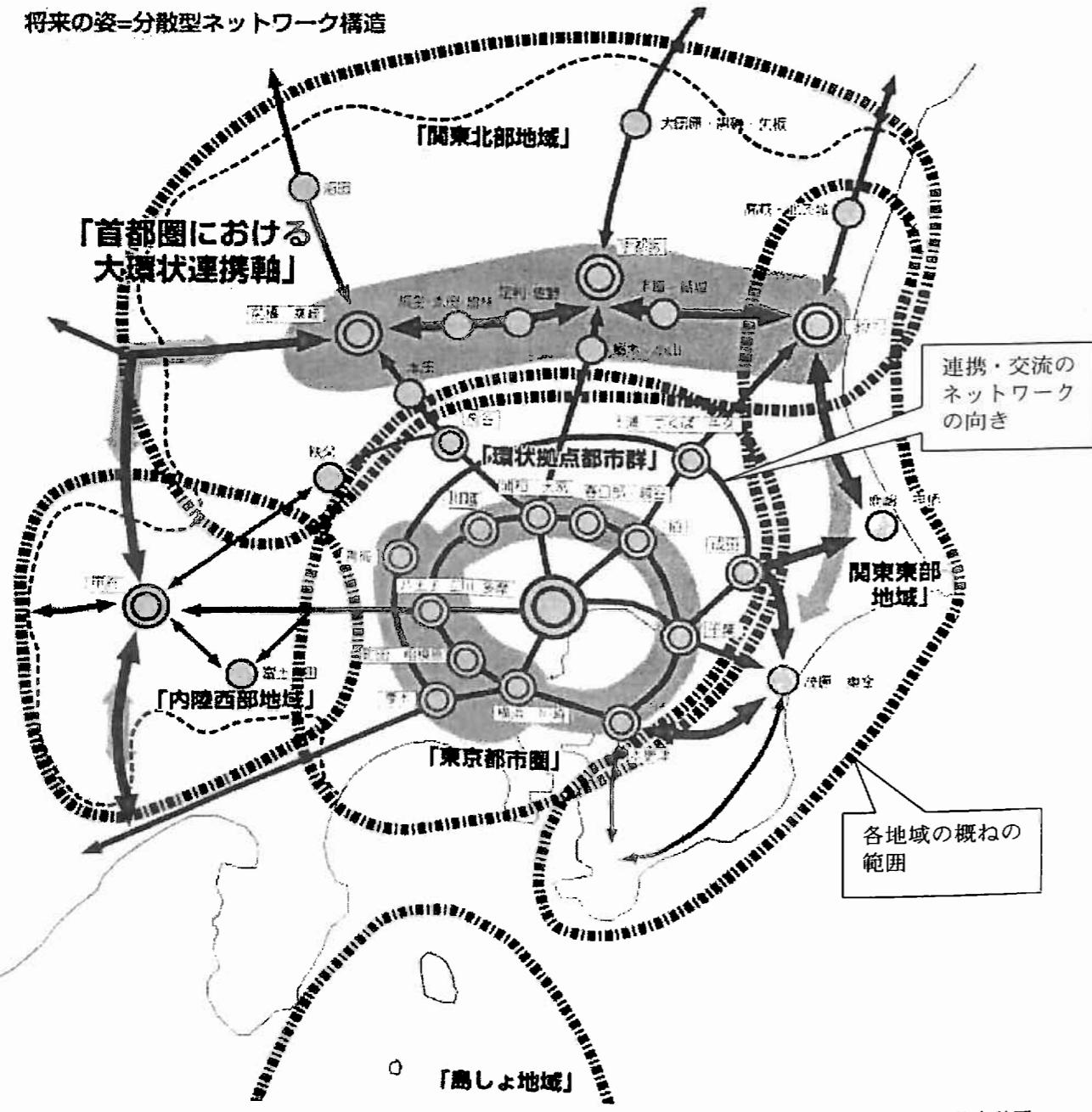
（資料）第5次首都圏基本計画

図表 柏市を中心とする業務核都市の整備状況

業務核都市	整備状況等
柏市を中心とする地域	常磐新線整備の進展等による交通結節点としての優位性や、工業・商業等の産業集積を生かすとともに、東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザ等の活用を図ることが重要であると考え、常磐新線沿線地域や柏都心部等を中心に首都圏における学術・産業・文化の重要な交流拠点として育成・整備を進めることとしており、現在、業務核都市としての具体的な整備方針について検討を行っているところです。

(資料) 千葉県地域政策課資料より抜粋

図表 分散型ネットワーク構造のイメージ図



## ② 県の計画 ~東葛飾北部ゾーン「次世代の文明を創造していく役割を担う地域」

平成11年2月に策定された千葉県長期ビジョン「みんなでひらく2025年のちば」では、「地域整備の方向」として、地域別の将来像と基本的施策の方向を整理している。

柏市は、「東葛飾北部ゾーン」として、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、鴨居町及び沼南町の8市町で構成されるゾーンに位置づけられている。

東葛飾北部ゾーンの将来像と基本的施策の方向を以下に抜粋する。

### (1) 東葛飾北部ゾーン

#### ■ 地域整備の状況

本地域は、首都東京に隣接していることから早くから都市化が進み、現在は135万人を超える人口を有しており、松戸市や柏市を中心とする巨大な商圏の形成や大学や短大等の集積により、学生などの交流人口も多く、若さにあふれた地域となっている。

地理的には千葉と東京・埼玉・茨城の主要都市を結ぶ重要な交通結節点に位置している。また、日本を代表する大河である利根川や江戸川に面し、内陸部には手賀沼が存していることなどから、広い水辺空間と緑地空間を擁している。その中に、機械・金属関連を始めとしたものづくり機能、商業等の都市的サービス機能、教育・文化機能などが集積している。

また、常磐新線、東京外かく環状道路等の新たな広域交通網の整備、常磐新線沿線を中心とする新市街地の整備が進むとともに、学術研究の展開、新産業の創出、文化の創造などに寄与する東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザ、さわやかちば県民プラザ等の高次な施設の整備が進められており、就業、就学、生活等における東京都心部への依存傾向からの脱却が図られた、自立的な都市圏の形成を目指している。

#### ■ 21世紀の地域整備の在り方

本地域は、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』の二つのゲートウェイが位置し、重層的な優位性を有するとともに、千葉、東京、埼玉、茨城の主要都市との重要な交通結節点にあり、今後、常磐新線等の新たな幹線交通網の整備により結節性が更に強化されていく。

21世紀においても全国的、国際的中枢機能を果たす首都圏が、ネットワーク型の地域構造へ転換する中で、本地域は、常磐新線沿線を中心とする新市街地等において、新たな発展ポテンシャルを生み出す「フロンティア空間」を有することに加え、創造的な活動を担う人々や生活者の交流による地域の「若さ」を有していることから、21世紀の首都機能を先導する高次都市機能を新たに創出していく役割を担うことが期待されている。また、大都市圏としては恵まれた緑地空間、利根川、江戸川、手賀沼などの水辺空間を有することから、これらを最大限に生かした地域整備を進める必要がある。

こうした地域の持つポテンシャルを生かして、成田空港、幕張新都心、かずさアカデミアパーク、筑波研究学園都市、京葉工業地帯等との有機的な連携の下で、国際的水準の学術研究の振興、新産業の創出、既存産業の高度化、新たな文化の創造などを図り、自立的な都市圏が形成されつつ首都圏の新たな核都市として成長することにより、次世代の文明を創造していく役割を担う地域として、発展していく将来像を展望する。

#### ■ 2025年の将来像

- 『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置する重層的な優位性を生かした地域内外及び海外との多彩な交流や、学術研究機能、ものづくり機能、生活文化機能などの高度化とこれら相互の有機的連携の下で、21世紀の首都圏を先導するモデル的な核都市として次世代の文明を創造する役割を担う地域
- 大学・研究機関と地元企業等の連携の下で、21世紀の我が国の経済を支える新産業や起業家が創出されるとともに、流行を鋭くとらえた新たな生活スタイルや多様な就業形態への需要を満たす生活システム産業、サービス産業、情報産業等、時代を先導する創造的な産業が展開される地域
- 利根川、江戸川、手賀沼など大都市圏としては恵まれた水辺や心なごむ緑地が保全・創出されるとともに、安全性や付加価値の高い都市農業等により農地の保全・活用が図られ、都市と田園のバランスが取れた、水と緑と土が織りなす首都圏の庭園空間として整備された地域
- さわやかちば県民プラザ等の質の高い文化施設や大学などを生かして、個人やコミュニティによる多様な芸術・文化・スポーツ活動が活発に行われ、新時代を導く洗練された都市文化が発信される地域

### ■基本的施策の方向

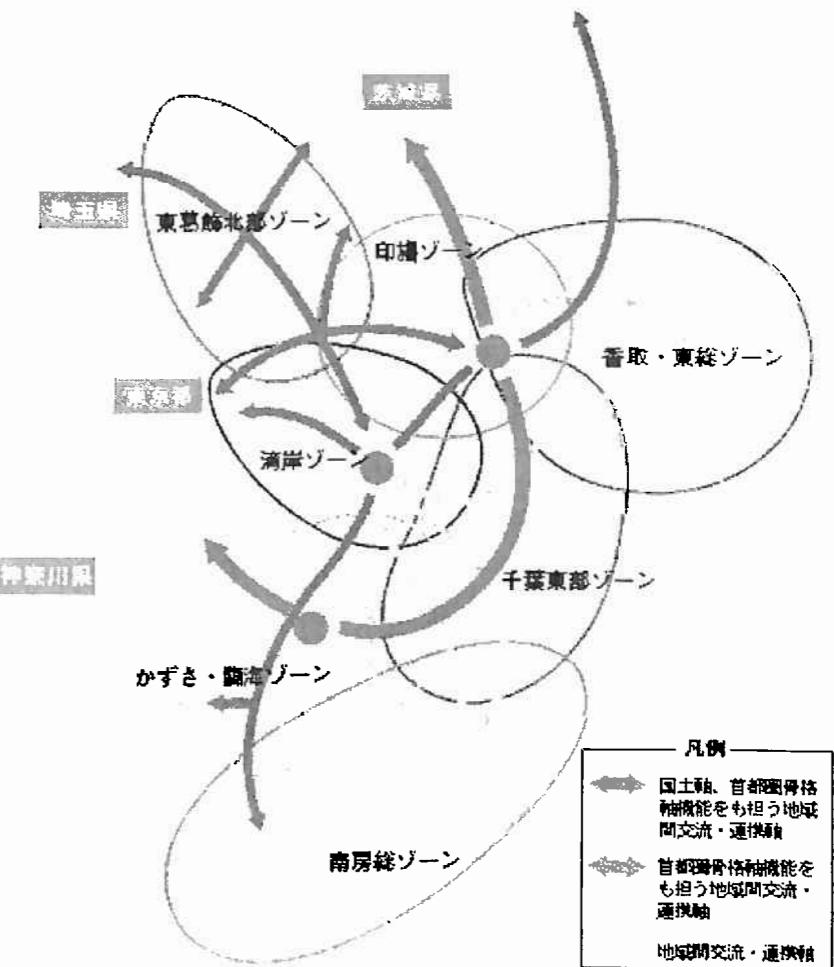
- i. 21世紀の首都圏を先導するモデル的な核都市としての育成を目指して、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置し、また、千葉市、千葉ニュータウン、成田市、東京都心部、浦和市・大宮市、筑波研究学園都市を結ぶ重要な結節点にあるという地理的優位性を生かして、広域的交流による地域連携を促進し、学術研究機能、ものづくり機能、生活文化機能などの高度化を図るとともに、それを活用して常磐新線沿線地域を中心に新たな高次都市機能の創出を進める。
- ii. 國際的水準の学術研究拠点の形成を図るため、東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザを中心とする地域内の大学、民間研究機関、高次医療機関等の集積を生かし、そのネットワーク化を促進することにより、次世代のニーズから求められる新たな領域の研究開発等の展開を図っていく。
- iii. 新たな頭脳交流の体系の構築を図るため、筑波研究学園都市、京葉地域、京浜地域、かずさアカデミアパーク等における大学・研究機関や企業との共同研究、情報交流等による交流・連携を促進する。また、成田空港のポテンシャルを東側から受け止めることにより、全世界を視野に入れた研究交流の展開を促進し、地球的課題にも的確に対応できるグローバル・リサーチ・コネクション（世界的な研究開発連携）の形成を目指す。
- iv. 多彩な基盤的技術が集積する地元企業群については、東葛テクノプラザを核にした地域内外の大学、研究機関等との連携や、企業間の共同した取組、異業種交流等を促進するとともに、川口地域を中心とする埼玉東部などの産業集積や筑波研究学園都市の研究機能との連携を促進することにより、既存技術の高度化・新技術の創出を図り、次世代の産業技術の新たな展開を支える産業集積として育成していく。
- v. 産学の共同等により本地域で生まれた研究成果の実用化・商品化を促し、意欲的な起業家を育成していくため、リサーチパーク（研究開発型企業や研究施設を核とする団地）やインキュベーター（起業家精神をもつ事業家による企業の発足を支援する施設）等の整備の可能性について検討するとともに、経営相談や資金調達等ソフト面からの支援システムの充実を図り、知識集約型の新産業創造拠点の形成を目指す。
- vi. 松戸市や柏市を中心とする商圈の拡がりや、高次な都市機能の集積、若さあふれる活力が保たれた生活環境等を有する地域特性を生かしながら、新時代を導く生活スタイルや情報通信ネットワークを活用した在宅型就労等多様な就業形態を支える、居住、ファッション、余暇、福祉・医療等の分野の生活システム産業、サービス産業、情報産業等の創出・育成を図っていく。このため、生活者と地域が有する技術力を有機的に結びつかせる体制の整備を検討するとともに、その成果のブランド化を促進する。
- vii. 成田空港からの近接性、『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』が位置することによる東京・埼玉・北関東・東北方面へのアクセスの優位性等を生かし、生活システム産業等に関する高度な物流拠点の集積の可能性について検討していく。また、利根川流域圏（江戸川関連も含む。）に位置し、歴史的に河川を活用した物流体系の中核的地域であったことに鑑み、河川輸送や観光資源の創出等を促進する新たな河川舟運の方策について検討していく。
- viii. 農業については、大都市圏に残された貴重なオープン・スペースとしての農地の景観形成や水循環など公益的価値に着目するとともに、地域の中で育まれた研究成果等を活用しながら、我が国有数の都市農業として安全かつ高付加価値生産に向けた振興を図っていく。また、都市的土地利用と調和を図りつつ、生産者と消費者の交流の活発化を図る市民農園・観光農園や直売所の展開等により、観光・レクリエーション型の利用を促進する。
- ix. 大都市圏としては恵まれた自然環境を保全・創造するため、利根川流域圏の上下流地域における広域的な連携を促進しつつ、手賀沼、利根川、江戸川等の水辺の保全や水質浄化、都市近郊林や都市公園等の緑地の保全・創出を図っていく。また、生態系や健全な水循環の確保等に十分配慮しながら、漁場環境の改善や水産資源の増大などにより活力ある内水面漁業の振興を図るとともに、快適性や安らぎを備えた生活空間や、首都圏の身近なレクリエーション拠点の整備を促進する。
- x. 手賀沼の水質浄化など環境に対する住民意識の高まりや、環境関連の大学や民間研究機関の立地、さわやかちば県民プラザの環境学習コーナーや手賀沼親水広場など環境関連施設が存すること等の地域の特長を生かし、地域の環境に関する産・学・地域住民等によるネットワーク化を促進するとともに、環境関連技術の研究や環境産業の育成等について検討していく。
- xi. 大学や研究機関、優れた機械金属産業が集積することにより海外から多くの研究者、留学生、研修生

等が訪問・滞在することに加え、交通網の整備促進による成田空港へのアクセスの向上等により、グローバル化のポテンシャルが一層高まることから、外資系企業・研究機関の立地を促進するとともに、外国人も快適に就労・生活できる国際標準のまちづくりを目指す。

- xii. 『北西部ゲートウェイ』及び『北東部ゲートウェイ』からの文化の融合する複合文化圏としての発展を目指して、さわやかちば県民プラザや柏の葉公園等の文化・レクリエーション施設、歴史的な資源、地域に開かれた大学等を有効に活用し、芸術・文化・スポーツ・レクリエーション等多様な分野における住民の若々しい活力に満ちた活動や交流等を支援・促進することなどにより、新たな地域文化の創出を図っていく。
- xiii. 常磐新線、成田新高速鉄道、北千葉線、地下鉄8号線・11号線等の鉄道網の整備を促進するとともに、東京外かく環状道路、国道16号千葉柏道路、核都市広域幹線道路、北千葉道路等の広域幹線道路網とそれにつながる関連道路網の整備促進を図ることにより、環状方向・放射方向の交通網からなる広域交通ネットワークの充実と本地域が有する結節機能の一層の強化を目指す。

(資料) 千葉県長期ビジョン

図表 千葉県長期ビジョンにおける7つの特性・機能ゾーン（地域区分）



(資料) 千葉県長期ビジョン

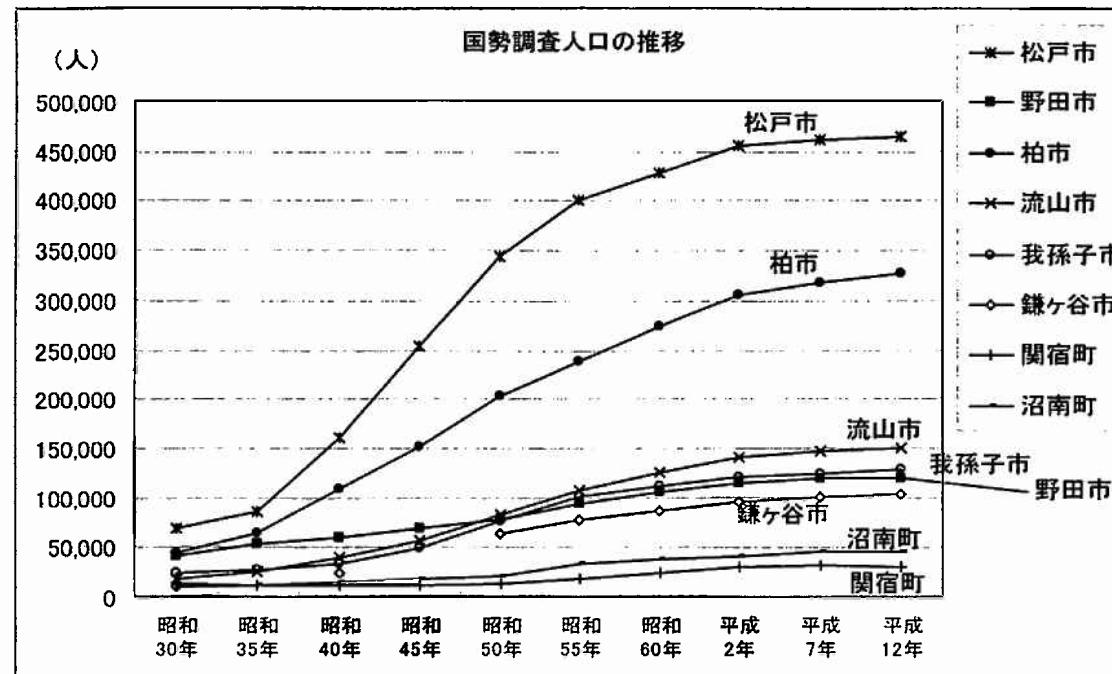
## (2) 人口、面積の状況

### ① 人口

#### 1) 総人口

戦後の人口の推移を見ると、我が国屈指の人口増加地域であり、各市町村とも大幅に人口が増加している。近年は増加率は低下しているものの、引き続き増加傾向にある。

図表 国勢調査人口の推移



(資料) 国勢調査報告（各年 10月 1日時点調査）

現在の市町村の枠組みがほぼ出来上がった「昭和の大合併」時点（昭和 30年）と平成 12年の人口を比較すると、柏市では約 6.3 倍、流山市では約 6.9 倍、我孫子市では約 4.1 倍、沼南町も約 3.2 倍など、大幅に人口が増加している。

図表 「昭和の大合併」以降の人口増加率（市町別）

	昭和の大合併時 (昭和 30年)	現在（45年後） 平成 12年	増加率	※増加率の高い順		
				15歳未満	15～64歳	65歳以上
鎌ヶ谷市	10,168人	102,573人	908.8%			
流山市	19,007人	150,527人	692.0%			
柏市	45,020人	327,851人	628.2%			
松戸市	68,363人	464,841人	580.0%			
我孫子市	24,918人	127,733人	412.6%			
沼南町	10,911人	45,927人	320.9%			
野田市	41,175人	119,922人	191.2%			
関宿町	13,795人	31,275人	126.7%			

(資料) 国勢調査報告（各年 10月 1日時点調査）

同様に、3パターン別にみると、例えば「柏市・流山市・我孫子市・沼南町」パターンは、昭和 30年時点では人口 10万人であったが、平成 12年には人口 65万人にまで増加している。

図表 「昭和の大合併」以降の人口増加率（パターン別）

	昭和の大合併時 (昭和 30年)	現在（45年後） 平成 12年	増加率
柏市・沼南町	55,931人	373,778人	568.3%
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	99,856人	652,038人	553.0%
6市2町	233,357人	1,370,649人	487.4%

(資料) 国勢調査報告（各年 10月 1日時点調査）

#### 2) 世代別人口

全国的に少子・高齢化が深刻な問題となる中で、本地域においては、現時点では高齢化率（65歳以上人口比率）は平均 12.7%にとどまっている。

しかし、各市町とも、50歳代の人口が突出して多くなっており、これらの世代が間もなく高齢者へと移行した際、急激に高齢者数及び高齢化率が増大することが予想される。それに伴い、様々な行政課題が発生するものと思われる。

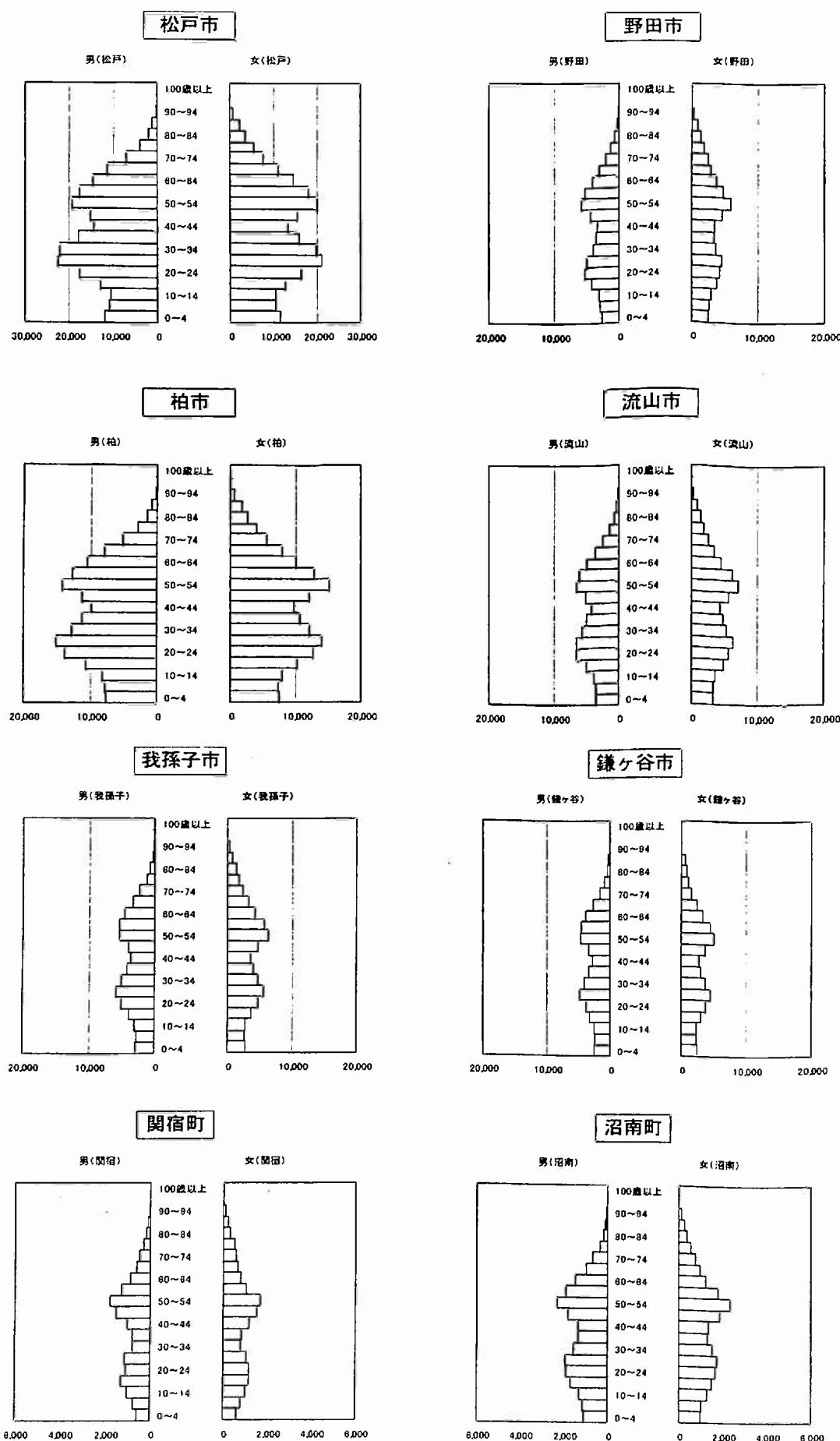
一方、各市町とも、年少人口（15歳未満）が少ない状況にあり、今後は、より一層、子育てのしやすい街づくりを推進し、子育て世代の定住促進等を推進する必要があるものと思われる。

図表 世代別人口の状況（平成 12年国勢調査）

	総人口 (人)	世代別人口（人）			世代別人口比率		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
松戸市	464,841	65,546	341,488	56,683	14.1%	73.5%	12.2%
野田市	119,922	16,514	86,080	17,222	13.8%	71.8%	14.4%
柏市	327,851	45,986	241,148	40,686	14.0%	73.6%	12.4%
流山市	150,527	20,870	109,683	19,669	13.9%	72.9%	13.1%
我孫子市	127,733	16,754	92,959	17,592	13.1%	72.8%	13.8%
鎌ヶ谷市	102,573	14,418	75,364	12,731	14.1%	73.5%	12.4%
関宿町	31,275	4,784	22,564	3,890	15.3%	72.1%	12.4%
沼南町	45,927	6,829	33,664	5,415	14.9%	73.3%	11.8%
【モデルパターン別】							
柏市・沼南町	373,778	52,815	274,812	46,101	14.1%	73.5%	12.3%
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	652,038	90,439	477,454	83,362	13.9%	73.2%	12.8%
6市2町	1,370,649	191,701	1,002,950	173,888	14.0%	73.2%	12.7%

(資料) 国勢調査報告

図表 各市町の人口ピラミッド（平成 12 年国勢調査をもとに作成）



### 3) 世帯数

世帯数については、総人口と同様、「昭和の大合併」時点（昭和 30 年）以降、急激に増加しており、柏市では 45 年間で約 13.1 倍、流山市では約 14.7 倍、我孫子市では約 8.6 倍、沼南町では約 6.9 倍まで増加している。

パターン別に見ると、いずれも増加率は 10~12 倍となっている。

図表 「昭和の大合併」以降の世帯数増加率（市町別）

※増加率の高い順

	昭和の大合併時 (昭和 30 年)	現在 (45 年後) 平成 12 年	増加率
鎌ヶ谷市	1,841 世帯	35,636 世帯	1835.7%
流山市	3,393 世帯	53,370 世帯	1472.9%
柏市	8,586 世帯	121,221 世帯	1311.8%
松戸市	13,875 世帯	182,703 世帯	1216.8%
我孫子市	4,833 世帯	46,631 世帯	864.8%
沼南町	1,804 世帯	14,271 世帯	691.1%
野田市	8,091 世帯	39,834 世帯	392.3%
関宿町	2,231 世帯	9,086 世帯	307.3%

(資料) 国勢調査報告（各年 10 月 1 日時点調査）

図表 「昭和の大合併」以降の人口増加率（パターン別）

	昭和の大合併時 (昭和 30 年)	現在 (45 年後) 平成 12 年	増加率
柏市・沼南町	10,390 世帯	135,492 世帯	1204.1%
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	18,616 世帯	235,493 世帯	1165.0%
6 市 2 町	44,654 世帯	502,752 世帯	1025.9%

(資料) 国勢調査報告（各年 10 月 1 日時点調査）

## ② 面積

各市町及びモデルパターンの面積を見ると、現状は各市町とも全国的に見ると中規模から小規模なものとなっている。

人口密度は市町間でばらつきが大きく、松戸市と関宿町では概ね7倍程度の差が見られる。一方、宅地面積のみを見た場合、市町間のばらつきは比較的小さくなっている。また、沼南町の宅地面積人口密度が野田市の値を上回っている。

図表 関係8市町及びモデルパターンの面積の状況

	人口	面積	面積の全国順位 (3247市区町村中、大きな順)	人口密度	宅地面積	宅地面積人口密度
柏市	327,851人	72.91km <sup>2</sup>	1,572番	4,496.7人/km <sup>2</sup>	26.51 km <sup>2</sup>	12,366.1人/km <sup>2</sup>
松戸市	464,841人	61.33 km <sup>2</sup>	1,791番	7,579.3人/km <sup>2</sup>	26.75 km <sup>2</sup>	17,379.2人/km <sup>2</sup>
流山市	150,527人	35.28 km <sup>2</sup>	2,416番	4,266.6人/km <sup>2</sup>	11.70 km <sup>2</sup>	12,867.8人/km <sup>2</sup>
我孫子市	127,733人	43.19 km <sup>2</sup>	2,207番	2,957.5人/km <sup>2</sup>	10.66 km <sup>2</sup>	11,980.2人/km <sup>2</sup>
野田市	119,922人	73.72 km <sup>2</sup>	1,561番	1,626.7人/km <sup>2</sup>	16.66 km <sup>2</sup>	7,196.5人/km <sup>2</sup>
鎌ヶ谷市	102,573人	21.11 km <sup>2</sup>	2,812番	4,859.0人/km <sup>2</sup>	6.33 km <sup>2</sup>	16,199.1人/km <sup>2</sup>
沼南町	45,927人	41.99 km <sup>2</sup>	2,230番	1,093.8人/km <sup>2</sup>	5.75 km <sup>2</sup>	7,985.9人/km <sup>2</sup>
関宿町	31,275人	29.82 km <sup>2</sup>	2,570番	1,048.8人/km <sup>2</sup>	4.65 km <sup>2</sup>	6,724.4人/km <sup>2</sup>
【モデルパターン別】						
柏市・沼南町	373,778人	114.90 km <sup>2</sup>	1,028番	3,253.1人/km <sup>2</sup>	32.26 km <sup>2</sup>	11,585.3人/km <sup>2</sup>
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	652,038人	193.37 km <sup>2</sup>	535番	3,372.0人/km <sup>2</sup>	54.62 km <sup>2</sup>	11,937.1人/km <sup>2</sup>
柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	1,370,649人	379.35 km <sup>2</sup>	141番	3,613.2人/km <sup>2</sup>	109.02 km <sup>2</sup>	12,572.8人/km <sup>2</sup>

人口：平成12年国勢調査人口確定値（平成12年10月1日現在）

面積：国土地理院「都道府県市町村別面積調」（平成12年10月1日現在）

面積の全国順位：平成13年10月1日現在（北方領土は順位の対象から除く）

宅地面積：県市町村課資料。市町村「土地課税台帳」及び「土地補充課税台帳」に非課税の土地を加えたもの

モデルパターンとの比較の観点から、全国の政令指定都市及び中核市の面積規模の状況を整理すると以下のようになる。

図表 政令指定都市及び中核市の面積規模（面積の大きな順）

政令指定都市		中核市	
団体名	面積	団体名	面積
1 札幌市	1,121.12km <sup>2</sup>	1 いわき市	1,231.13 km <sup>2</sup>
2 仙台市	783.50 km <sup>2</sup>	2 静岡市	1,146.13 km <sup>2</sup>
3 広島市	741.51 km <sup>2</sup>	3 旭川市	747.60 km <sup>2</sup>
4 京都市	610.22 km <sup>2</sup>	4 郡山市	731.05 km <sup>2</sup>
5 神戸市	549.05 km <sup>2</sup>	5 岡山市	513.28 km <sup>2</sup>
6 北九州市	483.71 km <sup>2</sup>	6 金沢市	467.77 km <sup>2</sup>
7 横浜市	436.87 km <sup>2</sup>	7 秋田市	460.10 km <sup>2</sup>
8 福岡市	338.27 km <sup>2</sup>	8 長野市	404.35 km <sup>2</sup>
9 名古屋市	326.37 km <sup>2</sup>	9 福山市	364.49 km <sup>2</sup>
10 千葉市	272.08 km <sup>2</sup>	10 大分市	360.76 km <sup>2</sup>
11 大阪市	220.66 km <sup>2</sup>	11 宇都宮市	312.16 km <sup>2</sup>
12 川崎市	142.70 km <sup>2</sup>	12 豊田市	290.11 km <sup>2</sup>
平均面積		13 鹿児島市	289.72 km <sup>2</sup>
502.17 km <sup>2</sup>		14 松山市	289.35 km <sup>2</sup>
		15 宮崎市	286.67 km <sup>2</sup>
		16 姫路市	275.36 km <sup>2</sup>
		17 熊本市	266.31 km <sup>2</sup>
		18 豊橋市	261.00 km <sup>2</sup>
		19 浜松市	256.74 km <sup>2</sup>
		20 長崎市	241.20 km <sup>2</sup>
		21 富山市	208.81 km <sup>2</sup>
		22 和歌山市	208.73 km <sup>2</sup>
		23 新潟市	205.94 km <sup>2</sup>
		24 岐阜市	195.12 km <sup>2</sup>
		25 高松市	194.30 km <sup>2</sup>
		26 高知市	144.95 km <sup>2</sup>
		27 堺市	136.79 km <sup>2</sup>
		28 横須賀市	100.62 km <sup>2</sup>
		平均面積	
		378.23 km <sup>2</sup>	

面積：国土地理院「都道府県市町村別面積調」（平成11年10月1日現在）

※政令指定都市、中核市以外で人口30万人以上の市（計25市）の平均面積

平均面積 95.29 km<sup>2</sup>

## ③ モデルパターン別の人口・面積の全国比較

モデルパターンについて、全国で同程度の規模の市区町村をみると、「柏市・沼南町」の場合は、県内に同程度の規模の市が多く見られる。「柏市・流山市・我孫子市・沼南町」の場合は、県内では富津市とほぼ同程度、全国でみると県庁所在地あるいは中核市クラスの市に同程度の規模が見られる。「柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町」の場合は、県内では千葉市よりも大きく市原市とほぼ同程度、全国でみると、名古屋市よりも大きい規模となる。

図表 モデルパターンの面積と同程度の他市区町村

パターン	面積	同規模の市町村（例）
柏市・沼南町	114.90 km <sup>2</sup>	佐倉市（103.59 km <sup>2</sup> ）、館山市（110.20 km <sup>2</sup> ）、佐原市（119.88 km <sup>2</sup> ）、成田市（131.27 km <sup>2</sup> ）
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	193.37 km <sup>2</sup>	八王子市（186.31 km <sup>2</sup> ）、徳島市（191.23 km <sup>2</sup> ）、富津市（205.15 km <sup>2</sup> ）、新潟市（231.91 km <sup>2</sup> ）
柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	379.35 km <sup>2</sup>	千葉市（272.08 km <sup>2</sup> ）、名古屋市（326.45 km <sup>2</sup> ）、市原市（368.20 km <sup>2</sup> ）、山形市（381.34 km <sup>2</sup> ）

面積：国土地理院「都道府県市町村別面積調」（平成12年10月1日現在）

※新潟市は、黒埼町を編入合併（平成13年1月1日）後の面積

なお、各モデルパターンに占める、柏市の人口・面積の割合は以下のようになる。

図表 モデルパターンの人口・面積に対する柏市のシェア

	人口	面積	柏市の占めるシェア	
			人口	面積
柏市	327,851人	72.91km <sup>2</sup>	—	—
【モデルパターン別】				
柏市・沼南町	373,778人	114.90 km <sup>2</sup>	87.7%	63.5%
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	652,038人	193.37 km <sup>2</sup>	50.3%	37.7%
柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	1,370,649人	379.35 km <sup>2</sup>	23.9%	19.2%

### (3) 自然環境等の状況

#### ① 地形等

関係 8 市町が位置する地域は、下総台地と利根川・江戸川沿いの低地の、大きく 2 種類に分けることができる。

下総台地は河川沿いの地域を除き当該地域の大半を占めており、鎌ヶ谷市付近では標高 20~25m 程度、関宿町付近では標高 10m 程度となっており、南東から北西方面にやや傾斜している。台地部は、一部地区では広い平坦部が見られものの、その他の地区では比較的幅の広い谷が多数入り込んでおり、小河川が谷津田を形成しているところも見られる。古代から近世にかけては「牧」(官営の馬の牧場) が広がり、明治期には農地化が進み、戦時中には軍用地として接収された地区も見られる。戦後は急速に宅地化・都市化が進み、市街地が連なるしている。

低地は、利根川、江戸川、手賀沼沿いに分布しており、古くは河川の氾濫が頻繁に起こる土地であったが、干拓事業や治水事業により、現在は宅地やまとまった農地等となっている。

なお、下総台地と低地部を横断する形で、利根川と江戸川を結ぶ利根運河が開削(1890 年) されている。

全般に、地形面から見た場合、合併等を行う際に著しく地域の一体性を阻害する要因となるものはないと言つてよい。

#### ② 手賀沼

手賀沼は、面積 6.5km<sup>2</sup>、周囲 38.0km、平均水深 0.86m (最大水深 3.8m)、容量 560 万 m<sup>3</sup> に及ぶ広く浅い湖沼である。流域面積は 148.9 km<sup>2</sup>、流域人口は約 48 万人 (平成 12 年 3 月末現在) であり、流域市町村は柏市、松戸市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、沼南町、本塙村の 7 市 1 長 1 村に及ぶ。

17 世紀半ば以降、干拓が進められ、その実施は困難を極めながら多くの新田を生み出し、地域産業の発展に貢献した。

従来は豊かな自然に恵まれ、内水面漁業も盛んであったが、戦後の高度成長期に流域市町村が急速に都市化したこと等により、全国有数の水質汚濁が進んだ。現在、行政や住民、民間企業等が一体となり、浄化に向けた様々な取り組みが行われており、今後も地域が一体となった取り組みが行われることが求められている。

一方、手賀沼の水辺は近現代も多くの人々を魅了してきた。大正時代には、利根川や手賀沼の風景に魅力を見いだした白樺派の芸術家をはじめ、多くの文化人が我孫子市等に移り住み、また別荘を構えた。20 代後半から 30 代前半の若さで移り住んだ文化人が多く、その後の創作活動に手賀沼は大きな影響を与えたと考えられる。

図表 手賀沼近郊に居住した主な文化人等

柳宗悦、志賀直哉、武者小路实篤、バーナード・リーチ、杉村楚人冠、  
柳田国男、松岡鼎、嘉納治五郎

資料:「千葉県史 37 地域誌」より作成

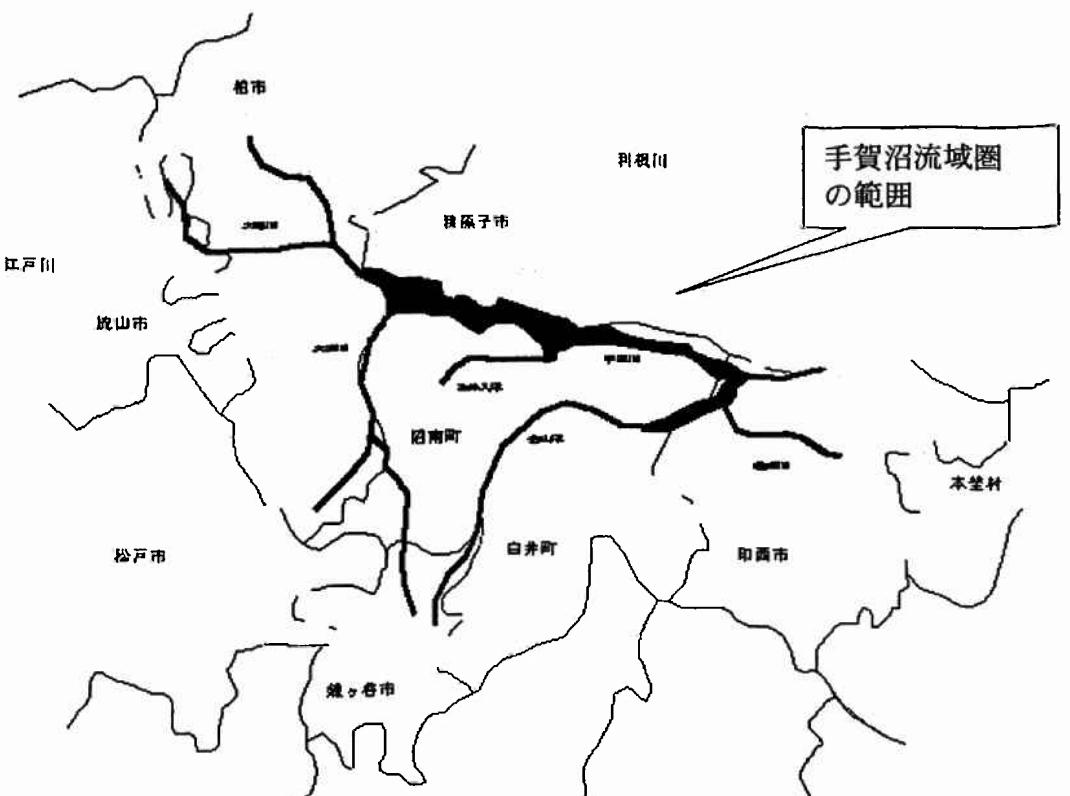
このように多くの文化人を引きつけた我孫子市は、同様に多くの文化人を集めた神奈川県鎌倉市と対比され、「北の鎌倉」とも呼ばれている。現在は、我が国を代表する鳥類の研究機関である山階鳥類研究所も立地している。

また、手賀沼周辺は、上述の環境保全の取り組みと平行し、住民、民間、行政が一体となった親水空間づくりも進められている。手賀沼公園をはじめ、水生植物園や手賀沼親水広場、我孫子市鳥の博物館、レンゲの里などの観光レクリエーション拠点や、遊覧船、サイクリングコースの整備なども進んでおり、環境問題を考える啓発活動も合わせた、様々なイベント等も実施されており、環境教育の中心的存在となっている。

このように、豊かな自然・文化と、住民、民間、行政が一体となった環境保全・教育に向けての取り組みが進められている手賀沼は、東葛地域を代表・象徴する存在であり、また「心のよりどころ」とも言え、本地域におけるアイデンティティの確立には欠かすことのできない存在であると考えられる。

なお、平成 10 年度、柏市、我孫子市、沼南町は、「手賀沼を生かしたまちづくり構想」をとりまとめ、共同でさまざまな取り組みを進めている。

図表 手賀沼流域図



資料: 千葉県水質保全課資料

#### (4) 土地利用等の状況

##### ① 地目別面積の状況

地目別面積を見ると、市部における宅地の比率の高さが目立つ。なお、モデルパターン別にみると、地目別の構成比は3パターンともほぼ同じ傾向となっている。

図表 地目別面積（平成12年1月1日現在）（上段：面積（1,000m<sup>2</sup>）、下段：構成比）

市町村	計	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
柏市	72,930 100.0%	7,119 9.8%	10,067 13.8%	26,512 36.4%	10 0.0%	4,499 6.2%	- 1.2%	846 9.3%	6,767 23.5%	17,110
松戸市	61,330 100.0%	1,400 2.3%	9,594 15.6%	26,747 43.6%	- -	1,962 3.2%	2 0.0%	- -	5,488 8.9%	16,137 26.3%
流山市	35,280 100.0%	3,233 9.2%	5,202 14.7%	11,698 33.2%	3 0.0%	3,041 8.6%	- -	- -	2,304 6.5%	9,799 27.8%
我孫子市	43,190 100.0%	9,513 22.0%	4,091 9.5%	10,662 24.7%	174 0.4%	1,839 4.3%	- 0.1%	55 22.0%	9,508 17.0%	7,348
野田市	73,720 100.0%	8,481 11.5%	12,752 17.3%	16,664 22.6%	449 0.6%	5,589 7.6%	- 0.3%	254 14.8%	10,942 25.2%	18,591
鎌ヶ谷市	21,120 100.0%	479 2.3%	5,473 25.9%	6,332 30.0%	5 0.0%	2,174 10.3%	- -	66 0.3%	4,085 19.3%	2,505 11.9%
沼南町	41,990 100.0%	8,164 19.4%	7,467 17.8%	5,751 13.7%	657 1.6%	5,757 13.7%	- -	126 0.3%	6,947 16.5%	7,120 17.0%
閑宿町	29,820 100.0%	4,107 13.8%	7,955 26.7%	4,651 15.6%	129 0.4%	1,331 4.5%	- -	97 0.3%	1,548 5.2%	10,001 33.5%
【モデルパターン別】										
柏市・沼南町	114,920 100.0%	15,283 13.3%	17,534 15.3%	32,263 28.1%	667 0.6%	10,256 8.9%	- 0.8%	972 11.9%	13,714 21.1%	24,230
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	193,390 100.0%	28,029 14.5%	26,827 13.9%	54,623 28.2%	844 0.4%	15,136 7.8%	- 0.5%	1,027 13.2%	25,526 21.4%	41,377
柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・閑宿町	379,380 100.0%	42,496 11.2%	62,601 16.5%	109,017 28.7%	1,427 0.4%	26,192 6.9%	- 0.4%	1,444 12.5%	47,589 23.4%	88,611

資料：千葉県総務部資料

注1) この数値は平成12年1月1日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたものである。

注2) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畠の地積は介在畠及び市街化区域畠を、山林の地積は、介在山林をそれぞれ含む。

注3) 「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

##### ② DID 地区（人口集中）の状況

昭和35年（1960年）には、柏駅周辺、松戸駅周辺、野田駅周辺のみが人口集中地区となっていたが、各鉄道駅周辺から人口集中地区化が進展し、平成7年（1995年）時点では柏市から各市方向へ人口集中地区が拡がり、また沼南町にも柏市寄りに人口集中地区が発生している。

注) DID 地区（人口集中）

国勢調査時に人口5,000人以上を有し、人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の地域

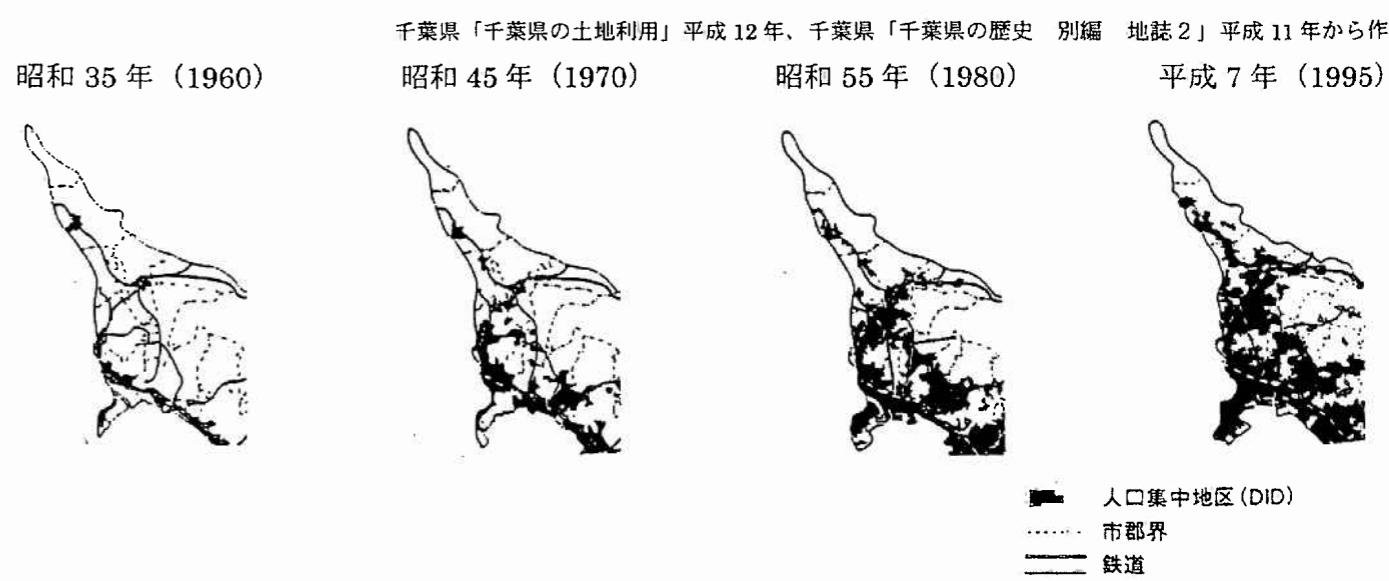
	DID 人口（人）				DID 面積（km <sup>2</sup> ）				DID 人口密度（人/km <sup>2</sup> ）			
	昭55	昭60	平2	平7	昭55	昭60	平2	平7	昭55	昭60	平2	平7
柏市	188,862	225,531	276,932	295,107	22.0	26.6	34.0	35.3	8,584.6	8,478.6	8,145.1	8,369.5
松戸市	355,562	399,956	435,066	445,156	40.4	45.0	45.7	46.4	8,811.0	8,887.9	9,520.0	9,604.2
流山市	68,807	97,006	116,938	124,776	9.4	13.1	14.2	14.8	7,319.9	7,405.0	8,235.1	8,413.8
我孫子市	74,814	87,560	98,641	102,815	10.5	12.3	13.5	13.2	7,125.1	7,118.7	7,306.7	7,812.7
野田市	47,401	63,263	81,514	89,139	8.9	11.3	14.3	15.5	5,326.0	5,598.5	5,700.3	5,769.5
鎌ヶ谷市	61,262	69,720	75,292	84,253	8.1	8.5	9.3	9.2	7,563.2	8,202.4	8,095.9	9,128.2
沼南町	0	9,365	15,972	17,661	0.0	1.1	1.9	2.0	0.0	8,513.6	8,406.3	8,965.0
閑宿町	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【モデルパターン】												
柏市・沼南町	188,862	234,896	292,904	312,768	22.0	27.7	35.9	37.3	8,584.6	8,480.0	8,158.9	8,385.2
3市1町	332,483	419,462	508,483	540,359	41.9	53.1	63.6	65.3	7,935.2	7,899.5	7,995.0	8,275.0
6市2町	796,708	952,401	1,100,355	1,158,907	99.3	117.9	132.9	136.4	8,023.2	8,078.0	8,279.6	8,496.4

資料：各年国勢調査報告より作成

図表 モデルパターンの DID 人口・面積に対する柏市のシェア

	DID 人口（人）				DID 面積（km <sup>2</sup> ）			
	昭55	昭60	平2	平7	昭55	昭60	平2	平7
柏市・沼南町	100.0%	96.0%	94.5%	94.4%	100.0%	96.0%	94.7%	94.6%
3市1町	56.8%	53.8%	54.5%	54.6%	52.5%	50.1%	53.5%	54.1%
6市2町	23.7%	23.7%	25.2%	25.5%	22.2%	22.6%	25.6%	25.9%

図表 東葛地域周辺の人口集中地区の拡大状況



### ③ 都市計画区域の状況

都市計画区域は、都市計画を策定する場であり、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定するものであり、まちづくりと極めて密接な関わりを持っているものである。

8市町とも、各市町の全域を単位として都市計画区域が設定されており、いずれも市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われている。

市街化区域は概ね平成7年段階の人口集中地区と重なるような形で指定されており、柏市においても、隣接する市町と市街化区域あるいは市街化調整区域が連たんしている状況にある。

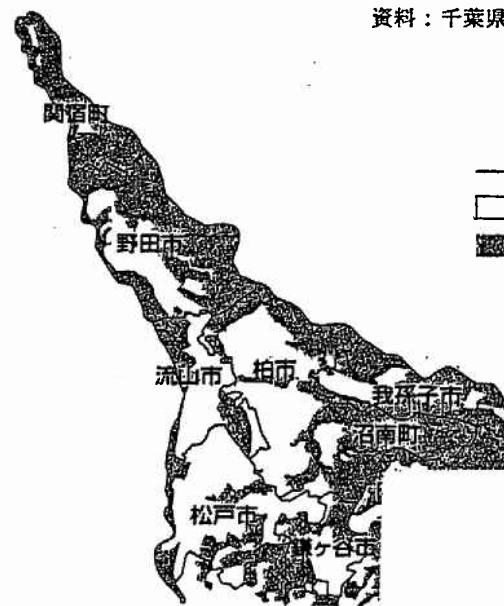
図表 関係8市町の都市計画区域指定状況（平成11年3月31日現在）

市町村名	都市計画区域名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域面積	うち市街化区域面積（比率）	対象地域
柏市	柏	昭16.5.16	平3.3.26	7,293 ha	4,704 ha (64.5%)	柏市の全域
松戸市	松戸	昭11.3.20	平3.3.26	6,133 ha	4,444 ha (72.5%)	松戸市の全域
流山市	流山	昭29.3.3	平3.3.26	3,527 ha	2,151 ha (61.0%)	流山市の全域
我孫子市	我孫子	昭31.7.14	平3.3.26	4,317 ha	1,600 ha (37.1%)	我孫子市の全域
野田市	野田	昭11.3.20	昭32.11.19	7,372 ha	2,049 ha (27.8%)	野田市の全域
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷	昭37.9.18	昭37.9.18	2,112 ha	1,073 ha (50.8%)	鎌ヶ谷市の全域
沼南町	沼南	昭41.10.20	昭60.6.28	4,199 ha	623 ha (14.8%)	沼南町の全域
閑宿町	閑宿	昭60.12.27	昭60.12.27	2,982 ha	288 ha (9.7%)	閑宿町の全域

資料：千葉県「千葉県の土地利用」平成12年をもとに作成

図表 関係8市町の市街化区域・市街化調整区域の状況（平成11年3月31日現在）

資料：千葉県「千葉県の都市づくり」平成11年から抜粋



### 凡 例

- 行政区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域

### ④ 大規模な土地区画整理事業及び工業団地等の状況

#### ア) 大規模な土地区画整理事業（面積50ha以上）など

柏通信所跡地（柏市）や、流山新市街地（流山市）をはじめ、これまで面積50haを超える大規模な土地区画整理事業が数多く実施されてきている。現在は、特に流山市において大規模な事業が進められている。

図表 関係8市町における大規模な土地区画整理事業の状況（平成12年3月31日現在）

地区名	施行者	所在地	施行面積	施行年度	備考
1 北柏	公団	柏市	109.9 ha	昭48~59	
2 柏通信所跡地	県	柏市	187.8 ha	昭58~平2	
3 金ヶ作	公団	松戸市	169.3ha	昭31~37	団地名：常盤平
4 金ヶ作第二次	市	松戸市	58.7 ha	昭39~44	
5 北小金	公団	松戸市	230.6 ha	昭41~46	団地名：小金原
6 上本郷第二	組合	松戸市	111.6 ha	昭39~53	
7 新松戸中央	組合	松戸市	144.7 ha	昭45~57	
8 二十世紀が丘	市	松戸市	64.1 ha	昭44~61	
9 六実高柳	組合	松戸市	114.0 ha	昭42~61	
10 横須賀	組合	松戸市	55.8 ha	昭46~平7	
11 南流山	市	流山市	132.5 ha	昭43~63	
12 西平井・鰐ヶ崎	市	流山市	51.9 ha	平10~20	
13 運動公園周辺	県	流山市	232.1 ha	平10~22	
14 木	公社	流山市	68.3 ha	平10~20	
15 新市街地	公団	流山市	285.8 ha	平11~27	
16 湖北台	公団	我孫子市	143.7 ha	昭42~46	
17 柴崎	市	我孫子市	57.1 ha	昭45~平12	
18 天王台	市	我孫子市	50.9 ha	昭37~平13	
19 新木駅南側	組合	我孫子市	55.8 ha	平2~12	
20 川間駅南	市	野田市	117.7 ha	昭46~55	
21 野田山崎	公団	野田市	57.7 ha	平元~13	
22 七光台駅西	組合	野田市	61.7 ha	平4~14	
23 座生	組合	野田市	52.0 ha	平4~13	
24 新鎌ヶ谷	公団	鎌ヶ谷市	59.1 ha	平6~18	
25 沼南台	公団	沼南町	111.8 ha	昭42~52	
26 白井・沼南	組合	(白井市)、沼南町	49.5 ha 3.7 ha	平5~10	

※施行面積50ha以上の事業を抽出

※順番は、市町別・施行年度順

資料：千葉県「千葉県地域整備図」平成12年をもとに作成

### イ) 工業関連

工業団地については、柏市の十余二工業団地をはじめ、鎌ヶ谷市を除く各市町に様々な団地が整備されている。現在は大規模な整備等は行われていない。

図表 関係8市町における工業団地の状況（平成12年4月1日現在）

区分	団地名	事業主体	所在地	団地面積	備考
分譲完了	1 十余二工業団地	市町村	柏市	65.4 ha	
	2 柏機械金属工業団地	その他	柏市	4.8 ha	
	3 柏工業団地	その他	柏市	4.0 ha	
	4 根戸工業団地	市町村公社	柏市	18.7 ha	
	5 北浦工業団地	市町村	柏市	38.2 ha	
	6 北松戸工業団地	その他	松戸市	66.0 ha	
	7 稔台工業団地	市町村公社	松戸市	34.8 ha	
	8 松飛台工業団地	市町村公社	松戸市	51.4 ha	
	9 流山工業団地	その他	流山市	9.8 ha	
	10 野田南部工業団地	市町村公社	野田市	7.0 ha	
	11 野田中里工業団地	県土地開発公社	野田市	33.6 ha	
	12 野田南部工業団地	県土地開発公社	野田市	50.6 ha	
	13 沼南工業団地	県土地開発公社	沼南町	17.9 ha	
	14 沼南町鷺野谷工業団地	その他	沼南町	1.6 ha	
	15 閑宿工業団地	県土地開発公社	閑宿町	7.1ha	
分譲中	16 沼南風早工業団地	その他	沼南町	41.7 ha	
造成・用地取得中、施工中				該当なし	

資料：千葉県「千葉県地域整備図」平成12年をもとに作成

## ⑤ 農林業及び保全地区等の主な状況

### ア) 農業関連

各市町とも農地面積は近年減少しており、特に市部（我孫子市を除く）において減少が顕著である。市街化区域内農地は町部では比較的多く残されている。農用地区域は、利根川・手賀沼周辺を中心に、まとまって指定されているところが見られる。

図表 関係 8 市町の農業関連土地利用の状況

	農地面積(km <sup>2</sup> )			市街化区域内農地（平成 11 年）(km <sup>2</sup> )			農業振興地域(km <sup>2</sup> )		
	昭 50 (1975)	平成 11 (1999)	増減率	市街化区域 面積	市街化区域 内農地面積	生産緑地 指定面積	(地区数)	農業振興地域 面積	うち農用地 区域面積
柏市	18.5	13.0	▲29.7%	42.6	2.1	1.6	478	25.9	8.3
松戸市	16.4	9.6	▲41.5%	44.4	3.4	1.8	653	—	—
流山市	10.3	7.0	▲32.0%	21.5	2.2	1.0	323	—	—
我孫子市	12.3	11.7	▲4.9%	16.0	0.8	0.3	137	26.6	10.3
野田市	21.8	15.2	▲30.3%	20.5	1.0	0.3	143	49.3	9.1
鎌ヶ谷市	6.0	4.6	▲23.8%	10.7	1.1	0.8	176	—	—
沼南町	14.4	12.8	▲11.1%	6.2	1.0	—	—	32.7	8.2
閑宿町	13.2	11.6	▲12.1%	2.9	0.8	—	—	26.9	5.5
【モデルパターン】									
柏市・沼南町	32.9	25.8	▲21.6%	48.8	3.1	1.6	478	58.6	16.5
3市1町	55.5	44.5	▲19.8%	86.3	6.1	2.9	938	85.2	26.8
6市2町	112.9	85.5	▲24.3%	164.8	12.4	5.8	1910	161.4	41.4

資料 農地面積：農林水産省「作物統計」（各年 8 月 1 日）  
市街化区域内農地面積：各市町村「概要調査等報告書」各年 1 月 1 日現在  
それ以外：千葉県「千葉県の土地利用」（平成 11 年 3 月 31 日現在）

図表 モデルパターンの農業関連土地利用に対する柏市のシェア

	農地面積(km <sup>2</sup> )			市街化区域内農地（平成 11 年）(km <sup>2</sup> )			農業振興地域(km <sup>2</sup> )		
	昭 50 (1975)	平成 11 (1999)	増減率	市街化区域 面積	市街化区域 内農地面積	生産緑地 指定面積	(地区数)	農業振興地域 面積	うち農用地 区域面積
柏市・沼南町	56.2%	50.4%	—	87.3%	67.7%	100.0%	100.0%	44.2%	50.3%
3市1町	33.3%	29.2%	—	49.4%	34.4%	55.2%	51.0%	30.4%	31.0%
6市2町	16.4%	15.2%	—	25.8%	16.9%	27.6%	25.0%	16.0%	20.0%

### イ) 森林資源

関係 8 市町の森林は面積に占める割合は概ね低く、その全てが民有林である。また天然林が多く残されている。

図表 関係 8 市町の森林資源の状況

行政面積 (km <sup>2</sup> )	森林面積 (km <sup>2</sup> )							
	森林総面積	行政面積に 占める比率	所有区分別		性質区分別			
			民有林	国有林	人工林	天然林		
柏市	72.91	5.03	6.9%	5.03	—	1.36	3.19	0.48
松戸市	61.33	2.13	3.5%	2.13	—	0.43	1.51	0.20
流山市	35.28	3.64	10.3%	3.64	—	0.86	2.14	0.64
我孫子市	43.19	2.27	5.3%	2.27	—	0.97	0.84	0.46
野田市	73.72	7.72	10.5%	7.72	—	2.88	3.71	1.13
鎌ヶ谷市	21.11	1.60	7.6%	1.60	—	0.30	1.23	0.06
沼南町	41.99	6.94	16.5%	6.94	—	1.82	4.74	0.38
閑宿町	29.82	1.03	3.5%	1.03	—	0.11	0.78	0.15
【モデルパターン】	—	—	—	—	—	—	—	—
柏市・沼南町	114.90	11.97	10.4%	11.97	—	3.18	7.93	0.86
3市1町	193.37	17.88	9.2%	17.88	—	5.01	10.91	1.96
6市2町	379.35	30.36	8.0%	30.36	—	8.73	18.14	3.50

資料 行政面積：国土地理院「市町村別面積調」平成 12 年 10 月 1 日現在  
森林面積：千葉県「千葉県林業統計書」平成 11 年 3 月 31 日現在

図表 モデルパターンの農業関連土地利用に対する柏市のシェア

	森林総面積	性質区分別		
		人工林	天然林	竹林・その他
柏市・沼南町	42.0%	42.8%	40.2%	55.8%
3市1町	28.1%	27.1%	29.2%	24.5%
6市2町	16.6%	15.6%	17.6%	13.7%

### ウ) 公園・緑地、自然公園等

#### ■ 公園・緑地等（都市計画決定 10ha 以上）

河川敷あるいは台地部のまとまった敷地において、公園等の整備が行われている。

図表 関係 8 市町における公園・緑地等の状況（平成 12 年 3 月 31 日現在）

公園名	市町村名	種別	都市公園開設面積
1 柏の葉公園	柏市	広域	36.1 ha
2 増尾城址総合公園	柏市	総合	2.6 ha
3 手賀沼自然ふれあい緑道	柏市・沼南町	緑道	—
4 21世紀の森と広場	松戸市	総合	45.2 ha
5 松戸運動公園	松戸市	運動	10.0 ha
6 江戸川左岸河川敷緑地	松戸市	都緑	17.7 ha
7 八柱霊園	松戸市	墓園	104.7 ha
8 流山市総合運動公園	流山市	運動	17.7 ha
9 江戸川河川敷緑地	流山市	都緑	14.3 ha
10 利根川運動公園	我孫子市	都緑	32.4 ha
11 野田市総合公園	野田市	総合	16.0 ha
12 野田市スポーツ公園	野田市	都緑	127.8 ha
13 手賀の丘公園	沼南町	総合	26.9 ha
14 閑宿町総合公園	閑宿町	総合	0.3 ha

資料：千葉県「千葉県地域整備図」平成 12 年をもとに作成

## ■自然公園指定状況

○国立・国定公園 該当なし

○県立自然公園

名称	面積	関係市町村	概要
印旛手賀自然公園	66.1km <sup>2</sup>	柏市、我孫子市、沼南町、印西市、本塙村、栄町、印旛村、酒々井町、成田市、佐倉市	古東京湾の遺跡湖である印旛沼と手賀沼を中心とする地域でその景観は広々とした印旛沼、手賀沼の湖沼と田園風景及び周囲の台地の斜面林とから成り都心に近い自然公園として貴重な存在である。また、四季を通じて魚釣りの場としてもぎわっている。

資料：千葉県「千葉県統計年鑑 平成12年」より作成

## ■その他

○自然環境保全地域等指定 該当なし

○風致地区指定 該当なし

○緑地保全地区指定 該当なし

○首都圏近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区指定

市町名	名称	箇所数	面積	うち特別保全地区
野田市、関宿町	利根川・菅生沼近郊緑地保全区域	1	8.6km <sup>2</sup>	—

資料：千葉県「千葉県の土地利用」平成12年より作成

## ⑥ 今後、地域の土地利用に大きく影響を与えると思われる要素

今後、関係8市町の土地利用に大きく影響を与える要素としては、鉄道の建設が挙げられる。関連があることが予想される新線（建設中、計画）が5路線にも上っており、これらの建設・開業により、新たな核への諸機能の集積が期待され、また既存の交通機関の混雑緩和による快適性の向上などの効果が考えられる。

特に、つくばエクスプレス（常磐新線）は、これまで東京方面と直結する路線の無かった地域を横断し、柏市内に2駅、流山市内に3駅の新駅が誕生することとなり、現在、地域整備と一体となった建設が進んでいる。

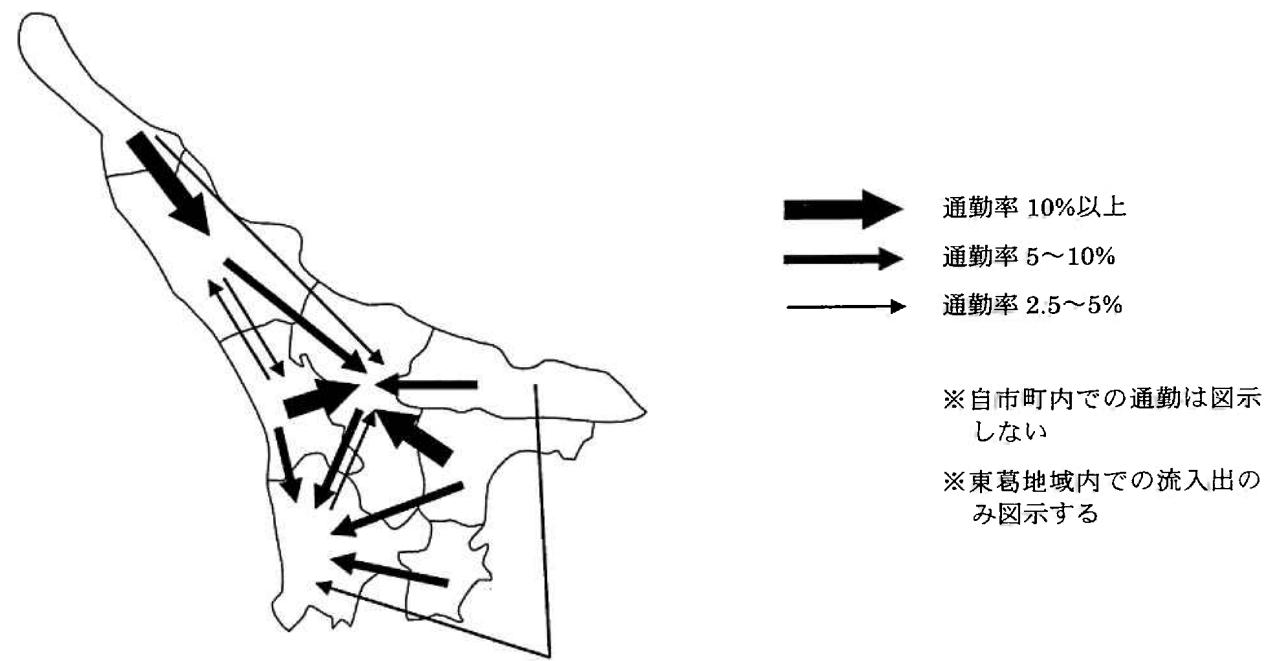
## (5) 日常生活圏の状況

### ① 通勤の状況

柏市は東葛地域で高い求心力を持っている。特に沼南町、流山市から多くの通勤者が見られる。また、我孫子市、野田市からの流入も多い。松戸市、関宿町からの流入も見られる。

その他、東葛地域全体を見ると、野田市へ関宿町から多くの流入があることや、松戸市へ周辺市町から比較的多くの流入があることが目立つ。なお、松戸市、我孫子市、鎌ヶ谷市では、50%以上の就業者が東葛地域以外へ通勤している。

図表 東葛地域各市町の住民の通勤動向



図表 関係8市町における建設中の鉄道新線及び計画線の概要

区分	路線名	区間	距離(km)	完成予定	経営主体等	関係市町(8市町中)
建設中	つくばエクスプレス(常磐新線)	秋葉原～つくば	58.3	平成17年度	首都圏新都市鉄道(株)	柏市、流山市
計画線	成田新高速鉄道(B案ルート)	東京～成田空港 上野～成田空港	64.4 63.7	未定	未定	松戸市、鎌ヶ谷市
	東京11号線	(水天宮～押上) 押上～松戸	(6.0) 約12	(平成13年度) 未定	(營団) 未定	(一)松戸市
	東京8号線	必要に応じ、千葉県北西部への延伸の可能性を検討	—	—	—	柏市等
	北千葉線	(豊洲～亀有) 亀有～野田市	(14.7) 約24	未定 未定	(營団) 未定	(一)野田市

出典：総務省「平成7年 国勢調査報告」(平成7年10月1日時点)より作成

図表 東葛地域各市町の住民の通勤率

勤務地	東葛								※東葛合計	東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町		
松戸市	38.5%	0.3%	3.2%	1.0%	0.5%	0.8%	0.0%	0.4%	44.7%	44.2%
野田市	2.3%	54.0%	7.3%	2.7%	0.7%	0.2%	1.6%	0.3%	69.2%	18.7%
柏市	5.5%	1.2%	39.0%	2.1%	1.9%	0.4%	0.1%	1.1%	51.2%	39.0%
流山市	6.5%	2.8%	11.2%	29.2%	0.9%	0.2%	0.2%	0.4%	51.5%	38.4%
我孫子市	3.3%	0.6%	9.6%	0.7%	31.2%	0.3%	0.1%	1.4%	47.2%	40.1%
鎌ヶ谷市	6.4%	0.2%	1.9%	0.2%	0.2%	28.6%	0.0%	0.8%	38.4%	33.4%
関宿町	1.0%	13.4%	3.0%	1.0%	0.2%	0.1%	48.0%	0.2%	66.8%	10.0%
沼南町	6.4%	0.5%	11.0%	0.7%	2.0%	1.4%	0.0%	40.3%	62.4%	25.5%

※通勤率 = 当該市町から各市町村への通勤者数 / 当該地域に常住する就業者数 (15歳以上)

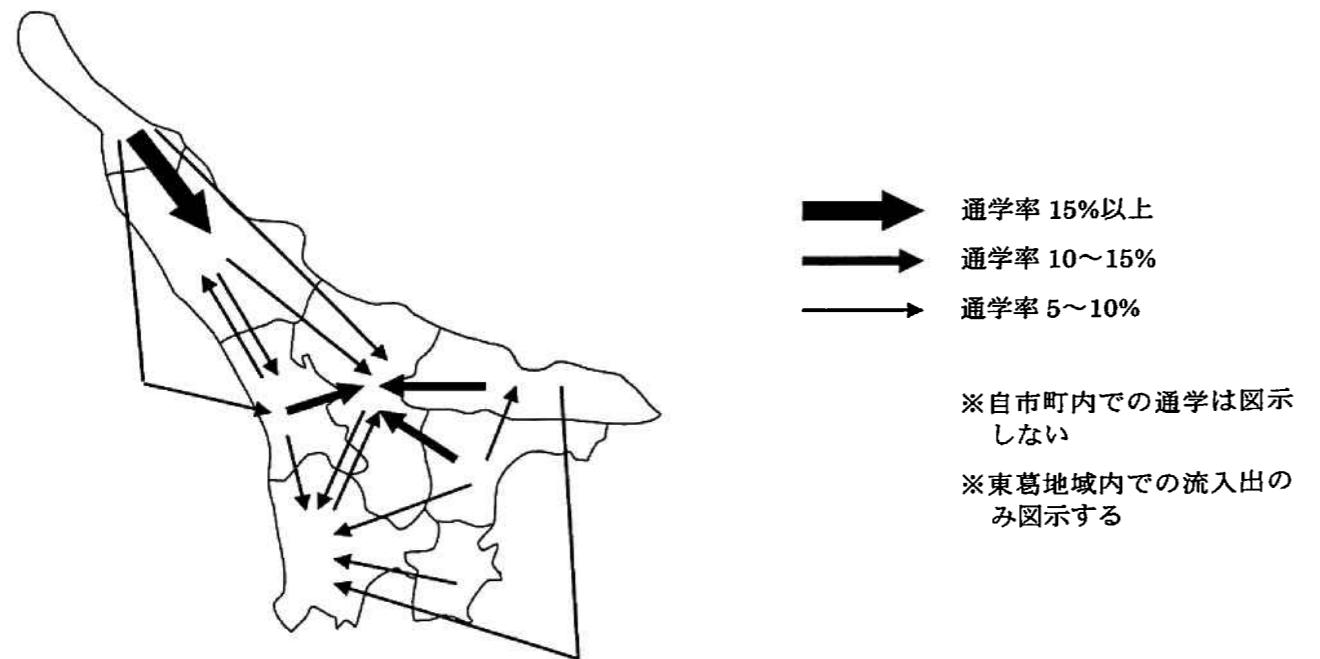
出典：総務省「平成7年 国勢調査報告」(平成7年10月1日時点)より作成

## ② 通学の状況

柏市は東葛地域で高い求心力を持っている。特に沼南町、流山市、我孫子市の多くの通学者が、柏市へ通学している。

その他、東葛地域全体を見ると、野田市へ関宿町から多くの流入があることや、松戸市へ周辺市町から比較的多くの流入があることが目立つ。なお、松戸市、我孫子市、鎌ヶ谷市では、50%以上の通学者が東葛地域以外へ通勤している。

図表 東葛地域各市町の住民の通学動向



出典：総務省「平成 7 年 国勢調査報告」（平成 7 年 10 月 1 日時点）より作成

図表 東葛地域各市町の住民の通学率

通学地	東葛									東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	関宿町	沼南町	※東葛合計	
松戸市	34.0%	0.9%	6.1%	2.3%	1.5%	0.8%	0.0%	0.9%	46.5%	31.9%
野田市	4.6%	34.6%	9.2%	5.4%	1.9%	1.0%	0.3%	0.5%	57.5%	19.2%
柏市	6.6%	3.5%	33.0%	3.4%	3.2%	1.5%	0.0%	2.1%	53.2%	28.8%
流山市	8.2%	9.8%	12.8%	20.4%	1.8%	1.0%	0.0%	0.4%	54.4%	26.7%
我孫子市	5.9%	1.6%	12.2%	2.7%	25.2%	1.0%	0.0%	1.0%	49.6%	29.4%
鎌ヶ谷市	6.5%	0.7%	4.1%	1.2%	1.0%	14.7%	0.0%	2.7%	30.9%	29.1%
関宿町	1.4%	18.5%	5.3%	6.3%	1.2%	0.1%	28.8%	0.3%	62.0%	12.4%
沼南町	7.1%	2.4%	14.2%	2.5%	5.1%	3.4%	0.0%	20.7%	55.4%	26.0%

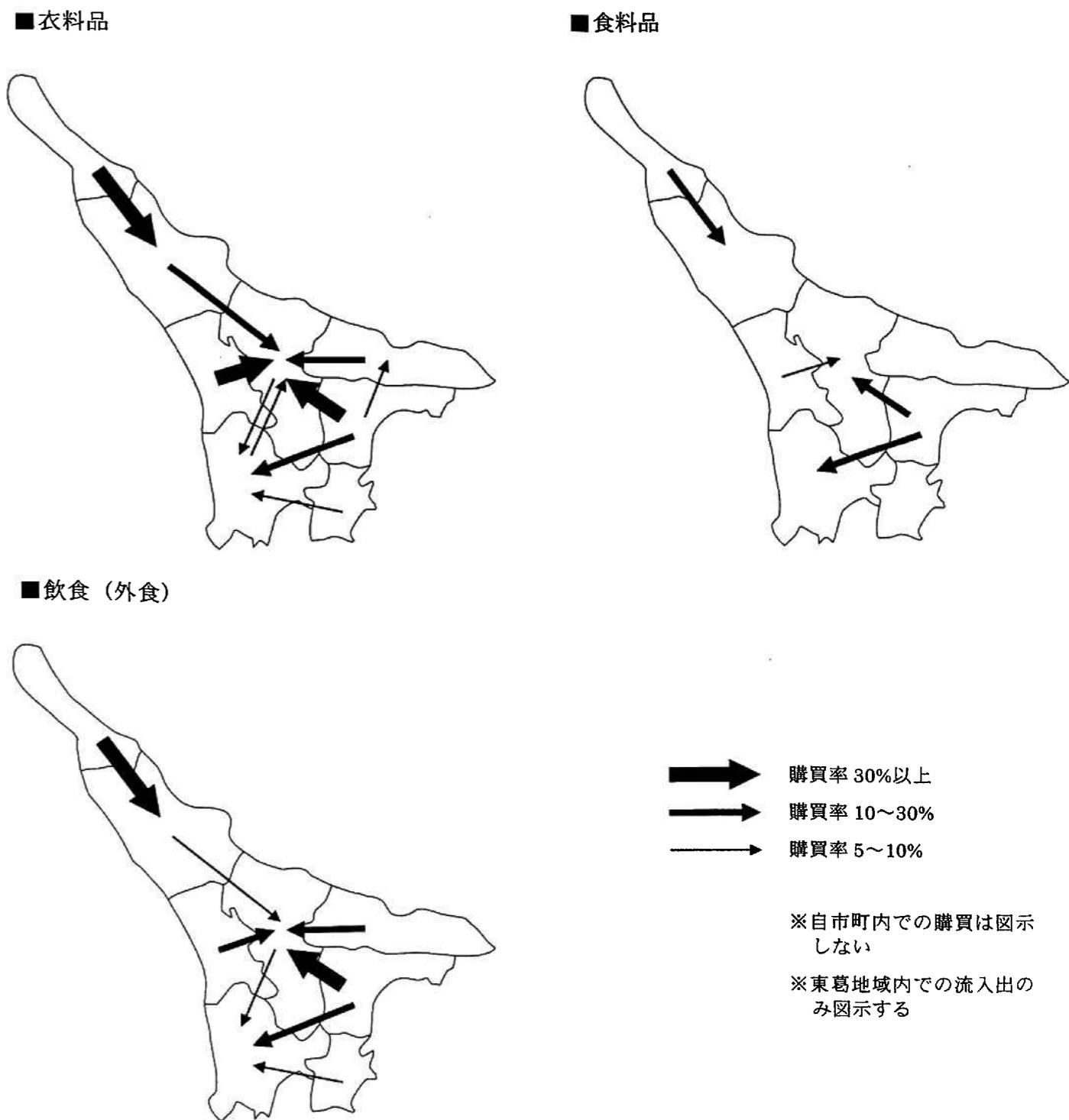
※通学率 = 当該市町から各市町村への通学者数 / 当該地域に常住する通学者数（15 歳以上）  
出典：総務省「平成 7 年 国勢調査報告」（平成 7 年 10 月 1 日時点）より作成

## ③ 買物（購買活動）の状況

衣料品、食料品、飲食（外食）とも、柏市は東葛地域で高い求心力を持っている。特に沼南町、流山市の多くの購買者が、柏市の商業施設を利用している。また、我孫子市、野田市からの流入も多い。

その他、東葛地域全体を見ると、野田市へ関宿町から多くの流入があることや、松戸市へ沼南町から比較的多くの流入があることが目立つ。

図表 東葛地域各市町の住民の購買動向（図）



出典：千葉県商工労働部「平成 10 年度 千葉県商圏調査報告書」（平成 11 年 3 月）より作成

図表 東葛地域各市町の住民の購買率

■衣料品

購買地域 居住地	東葛								※ 東葛合計	東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	閑宿町	沼南町		
松戸市	79.0		6.7	1.5	0.1	0.2			87.5	6.9
野田市	0.5	79.3	12.9	1.0			0.1		93.8	3.2
柏市	7.0	1.1	79.0	1.9	3.2	0.1			92.3	4.4
流山市	4.5	3.1	39.2	44.5	0.2			0.1	91.6	4.9
我孫子市	0.3	0.2	23.4	0.6	66.3			0.1	90.9	4.4
鎌ヶ谷市	5.6		1.0	0.1	1.2	46.3	0.1	0.1	54.4	5.0
閑宿町	0.7	44.4	2.3		0.1		23.1		70.6	2.4
沼南町	14.0	0.3	56.2	0.5	9.0	0.8	0.1	10.8	91.7	4.5

■食料品

購買地域 居住地	東葛								※ 東葛合計	東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	閑宿町	沼南町		
松戸市	96.1		1.3	0.5				0.2	98.1	0.7
野田市		97.0	1.3	1.3			0.2		99.8	
柏市	3.3	0.1	89.2	3.7	1.3			1.3	98.9	0.1
流山市	1.1	1.3	6.8	89.8				0.2	99.2	
我孫子市	0.2		1.8	0.4	93.8			0.4	96.6	
鎌ヶ谷市	1.4				1.4	83.3	0.3		86.4	
閑宿町	0.3	18.6	0.3				56.2	1.1	76.5	0.3
沼南町	16.6		10.6	0.2	1.6		0.2	64.0	93.2	

■飲食（外食）

購買地域 居住地	東葛								※ 東葛合計	東京都
	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	閑宿町	沼南町		
松戸市	88.3		2.7	2.0		0.3		0.3	93.6	3.4
野田市	0.3	88.3	7.0	1.3					96.9	1.0
柏市	5.0	1.1	86.0	3.0	1.4			0.3	96.8	2.2
流山市	4.8	2.2	28.6	61.3	0.4				97.3	1.5
我孫子市	1.1	0.7	19.7	1.5	68.0			0.7	91.7	1.1
鎌ヶ谷市	6.5		0.7		1.1	63.9	0.4	0.7	73.3	3.2
閑宿町		55.0	1.2	1.2			14.0		71.4	2.3
沼南町	10.6	1.0	52.2	0.5	3.4	2.9		23.2	93.8	1.4

※購買率 = 当該市町から各市町村への購買者数 / 当該地域の購買者数（サンプル数）

出典：千葉県商工労働部「平成 10 年度 千葉県商圏調査報告書」（平成 11 年 3 月）より作成

④ 平成 10 年度柏市商圏調査にみる買物行動

ア) 柏市内地区別の買物行動

平成 10 年度柏市商圏調査では、柏市及び周辺市町村の主婦層を対象に、最寄品、買回品の買物出向場所（主に買物に行く商業施設のある場所）を調査している。

最寄品（生鮮食品、加工食品、日用家庭用品）について見ると、流山市、沼南町の居住者の約 35%は柏市を買物場所としており、野田市、我孫子市の居住者も 20% 前後が柏市としている。

一方、買回品（衣料品、靴、家電製品、家具、スポーツ用品、時計など）について見ると、流山市、沼南町は 52%が柏市を買物場所としており、特に柏市中心部地域の商業施設を利用している。また、我孫子市、野田市からも 35~40%、さらに茨城県の取手市、守谷町からも約 20%が柏市を買物場所としている。隣接する松戸市は、松戸市への商業機能の集積が見られるため、柏市を買物場所とする人は比較的少ない。

図表 買回品の買物出向場所（居住市別）

資料：柏市「柏市商圏調査報告書」（平成 11 年 3 月）より作成

	出向者数 (人)	柏市計	市外計						市外計	取手市	守谷町	松戸市	野田市	流山市	我孫子市	沼南町	その他
			東部 地域	北部 地域	中心部 地域	南部 地域	西部 地域										
全体	34,469	58.5	1.1	6.3	47.3	2.7	1.1	40.2	5.3	3.0	10.0	2.9	4.6	6.3	2.3	5.7	
柏市計	17,276	82.5	2.0	9.4	64.1	5.2	1.8	16.3	0.3	0.5	4.2	0.6	1.7	3.1	1.9	3.9	
市外計	17,193	34.4	0.1	3.2	30.4	0.2	0.5	64.1	10.4	5.4	15.8	5.3	7.6	9.5	2.7	7.4	
取手市	2,281	20.5	0.0	0.9	19.5	-	0.0	78.6	59.8	6.0	0.4	0.0	3.5	0.5	8.4		
守谷町	1,647	18.0	0.2	0.1	17.7	-	-	80.6	22.8	40.4	-	0.5	-	3.1	-	13.8	
松戸市	2,896	12.2	-	0.2	12.0	-	-	85.8	-	-	75.6	0.1	4.1	0.2	-	5.9	
野田市	1,539	35.9	0.1	7.2	28.4	0.2	-	61.9	1.4	0.8	0.2	53.7	1.9	0.6	-	3.3	
流山市	4,004	52.7	0.0	8.3	42.5	-	1.9	45.8	0.1	0.8	7.6	1.7	28.5	0.7	0.2	6.1	
我孫子市	2,867	38.9	0.3	1.6	37.0	-	-	59.9	0.5	2.2	1.2	0.1	0.1	46.2	2.0	7.7	
沼南町	1,959	51.9	-	1.4	48.5	1.8	0.1	46.5	0.2	0.8	9.6	-	0.4	7.1	19.7	8.8	

※内訳の網掛けは、30%以上の比率が見られるもの

イ) 柏市内地区別の買物行動

本調査では、柏市内地区別に、最寄品、買回品の買物出向場所を分析している。

最寄品（生鮮食品、加工食品、日用家庭用品）について見ると、大半の地区が、当該地区または柏中央地区での買物行動が特に多くなっているが、西原地区では流山市を買物場所とする人が最も多く（42.4%）、また、南部地区でも松戸市を買物場所とする人が 24.7%にのぼっている。西原地区の居住者については江戸川台駅周辺、南部地区の居住者については五香駅周辺での買物が多く見られる。

一方、買回品（衣料品、靴、家電製品、家具、スポーツ用品、時計など）について見ると、南部地区では松戸市を買物場所とする人が最も多く（35.1%）、西原地区では流山市、富勢地区では我孫子市を買物場所とする人が多く見られる。

柏市内においても、周辺地区においては近隣市町を日常的な活動の場としていることがうかがわれる。

図表 柏市内の地区別にみた最寄品の買物出向場所

資料：柏市「柏市商圏調査報告書」(平成11年3月)より作成

図表 柏市内の地区別にみた買回品の買物出向場所

資料：柏市「柏市商圏調査報告書」(平成11年3月)より作成

※○印は、出向率が最も高い地区・市町村

(出向者数=100, 単位: %)

	出向者数 (人)	柏															
		富勢	松葉	田中	西原	高田	豊四季台	柏中央	旭町	新田原	富里	永菜台	増尾	南部	新富	光ヶ丘	
柏市計	13,142	87.4	3.2	5.3	10.0	0.3	1.2	2.8	(19.9)	9.9	1.9	1.4	0.3	10.6	6.6	3.7	7.2
富勢	1,149	78.6	(27.4)	13.7	15.7	0.1	2.5	-	9.5	5.8	0.2	0.4	-	-	-	0.3	-
松葉	535	86.0	3.6	(40.6)	14.4	-	3.2	-	12.3	9.2	-	0.2	-	-	-	-	-
田中	891	91.8	3.4	14.6	(53.9)	0.3	2.9	1.1	5.1	5.5	-	0.2	-	-	1.6	-	-
西原	340	50.6	-	-	10.9	10.0	0.6	-	13.8	7.9	-	0.6	-	-	0.6	0.3	-
高田・松ヶ崎	619	88.0	3.7	21.8	(25.9)	0.2	5.7	1.1	16.2	9.8	0.3	0.2	-	-	1.0	-	-
豊四季台	1,441	95.0	0.9	1.3	12.0	0.1	2.2	15.8	(27.8)	21.2	0.2	1.2	-	0.8	0.2	7.8	0.6
柏中央	823	88.1	0.7	4.4	7.8	-	1.2	0.1	(53.8)	9.2	2.8	1.8	-	1.9	0.2	0.1	0.4
旭町	561	91.1	0.5	-	6.1	-	0.2	7.1	29.8	(34.9)	0.5	2.7	-	1.4	0.4	3.0	-
新田原	551	87.7	-	-	2.7	-	0.4	0.5	(46.3)	8.5	15.6	2.9	-	5.3	0.2	0.2	0.7
富里	454	96.9	-	-	1.3	-	-	0.4	(47.6)	9.9	16.7	7.7	-	7.5	1.5	1.5	2.0
永菜台	588	83.8	1.0	-	1.4	-	0.2	-	(35.0)	6.1	7.3	5.4	5.6	16.5	1.7	0.7	9.7
増尾	1,008	97.8	0.2	0.4	0.9	0.3	0.1	-	11.5	6.2	-	0.6	0.1	(54.2)	8.6	0.5	12.7
南部	972	70.8	-	-	0.5	-	0.1	-	5.9	1.9	-	-	18.4	(38.5)	-	1.4	-
藤心	432	80.3	-	-	0.7	-	0.2	-	8.3	7.6	-	0.2	-	26.6	(34.3)	0.2	1.2
新富	855	88.4	0.1	-	6.1	0.1	0.4	6.5	18.2	16.7	0.5	2.1	-	2.6	0.5	(27.3)	3.2
光ヶ丘	1,555	90.9	0.1	-	0.8	-	-	0.3	10.8	5.2	0.3	1.1	-	17.4	9.2	4.7	(36.9)
酒井根	368	87.2	-	-	-	-	-	-	6.3	2.4	0.3	-	16.0	24.2	2.2	(29.9)	-

〔注〕買物施設を特定できない「その他の店」を除いているため、柏市計と地区の合計が一致しない。

※○印は、出向率が最も高い地区・市町村

(出向者数=100, 単位: %)

	出向者数 (人)	柏															
		富勢	松葉	田中	西原	高田	豊四季台	柏中央	旭町	新田原	富里	永菜台	増尾	南部	新富	光ヶ丘	
柏市計	17,276	82.5	0.4	1.4	9.0	0.2	1.2	0.2	(39.3)	16.2	0.1	4.6	0.0	3.1	1.8	1.0	0.6
富勢	1,373	72.7	4.0	3.2	13.0	-	2.1	-	(28.5)	14.1	-	2.9	-	-	-	0.1	-
松葉	787	81.6	0.1	10.2	14.9	0.1	2.6	-	(32.0)	17.2	-	1.6	-	-	-	0.1	0.1
田中	1,178	85.7	0.3	4.0	(31.5)	0.6	2.7	0.2	22.6	16.6	-	2.0	-	-	-	0.4	-
西原	563	66.8	-	-	13.0	2.1	0.9	-	(31.1)	15.3	-	2.3	-	-	-	-	-
高田・松ヶ崎	825	87.4	0.1	5.7	22.2	0.2	4.5	0.1	(31.8)	16.0	-	2.2	-	0.1	-	0.2	-
豊四季台	1,861	92.4	-	0.3	13.6	0.1	1.9	1.2	(45.2)	19.2	0.1	3.9	-	0.2	-	3.2	0.1
柏中央	1,079	88.0	-	1.2	6.1	-	0.9	-	(56.9)	13.8	0.1	5.5	-	-	0.5	0.3	-
旭町	751	86.2	-	-	5.7	-	1.3	-	(45.9)	21.8	-	6.3	-	-	-	0.9	-
新田原	628	87.4	-	-	3.0	-	0.3	-	(54.1)	15.9	0.5	5.7	-	1.3	0.2	-	-
富里	605	92.9	-	-	3.5	-	-	-	-	(57.2)	17.2	0.3	10.7	-	0.2	-	0.2
永菜台	698	91.7	-	-	1.7	-	0.7	-	(58.7)	12.6	0.1	11.5	0.6	1.3	0.6	0.4	-
増尾	1,427	90.1	-	0.3	2.0	0.1	0.2	-	(40.8)	16.3	-	5.7	0.1	17.0	2.8	0.4	0.4
南部	1,253	54.6	-	-	1.2	-	0.2	-	22.5	10.1	-	3.0	-	8.1	6.7	0.2	0.1
藤心	589	77.1	-	-	1.7	-	0.3	-	(42.4)	18.2	-	2.5	-	4.2	4.9	0.2	-
新富	1,205	85.9	-	-	9.0	0.1	0.1	0.2	(42.4)	17.1	-	6.9	-	0.1	0.3	4.9	0.3
光ヶ丘	1,983	82.2	-	-	2.1	-	0.3	-	(38.6)	17.3	0.2	5.0	-	5.8	5.2	0.9	3.8
酒井根	461	74.6	-	-	1.3	-	-	-	(41.2)	16.3	-	4.1	-	6.9	7.2	0.2	3.0

〔注〕買物施設を特定できない「その他の店」を除いているため、柏市計と地区の合計が一致しない。

	出向者数 (人)	市							生協	通信販売
		取手市	守谷町	松戸市	野田市	流山市	我孫子市	沼南町		
柏市計	13,142	10.9	0.3	0.7	3.0	0.3	2.3	2.5	1.4	0.4
富勢	1,149	19.8	1.6	2.3	0.1	0.5	0.1	13.7	1.0	0.5
松葉	535	9.9	1.5	0.9	0.6	0.7	-	5.8	0.2	0.2
田中	891	6.8	0.2	1.2	-	0.6	0.8	3.6	0.3	-
西原	340	49.1	-	0.6	-	5.6	(42.4)	0.6</		

## (6) 主な公共施設・公的施設の状況

### ① 国・県の主な機関等の所管区域の状況

広域的な所管区域を持つ主な機関等の状況を見ると、本地域の各市町は様々な組合せで区域を構成している。

種類	機関名	構成市町村 (構成する市町村に○印)								
		柏市	流山市	我孫子市	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	沼南町	閑宿町	他
<b>【国の機関】</b>										
税務署	柏税務署	○		○		○		○	○	
	松戸税務署		○		○		○			
地裁支部、家庭裁判所	松戸支部	○	○	○	○	○	○	○	○	
	松戸家庭裁判所									
<b>【県の機関】</b>										
支庁（県内 10 支庁）	東葛飾支庁	○	○	○	○	○	○	○	○	市川市、船橋市、浦安市
都市計画事務所（県内 3 事務所）	東葛飾都市計画事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	
土木事務所（県内 16 事務所）	東葛飾土木事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良事務所（県内 10 事務所）	柏土地改良事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	市川市、船橋市、浦安市、印西市（一部）、白井市（一部）、本塙村（一部）
保健所（県内 16 所）	柏保健所	○	○	○				○		
	松戸保健所				○					
	野田保健所				○			○		
	船橋保健所					○				船橋市
警察署（県内 41 署）	柏警察署	○					○			
	松戸警察署				○					
	松戸東警察署				○					
	流山警察署		○							
	我孫子警察署			○						
	野田警察署				○			○		
	鎌ヶ谷警察署					○				
<b>【選挙区】</b>										
衆議院小選挙区	千葉 6 区				○	○				市川市（一部）
	千葉 7 区		○	○	○			○		
	千葉 8 区	○	○				○			
県議会議員選挙区	東葛飾郡選挙区						○			
	野田市・閑宿町選挙区				○			○		
	単独選挙区	※	※	※	※		※			
<b>【その他】</b>										
郵便番号 上 3 桁	-	277	270	270	271	278	273	277	270	-
電話番号 市外局番 ※市役所を代表値	0 4 7 地域				○		○			市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、白井市
	0 4 地域	○	○	○		○		○	○	

資料：各種資料をもとに作成

### ② 教育・文化施設等の状況

#### ■ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の市町別施設数

図表 幼稚園の状況（平成 12 年）

	園数	学級数	園児数		
			総数	男	女
松戸市	43	285	8,432	4,305	4,127
野田市	9	71	2,007	1,020	987
柏市	28	240	6,811	3,469	3,342
流山市	12	77	2,224	1,125	1,099
我孫子市	10	77	2,080	1,076	1,004
鎌ヶ谷市	9	87	2,470	1,285	1,185
閑宿町	4	16	379	202	177
沼南町	6	39	1,023	554	469

資料：学校基本調査結果報告書

図表 小学校の状況（平成 12 年）

	校数	学級数	児童数		
			総数	男	女
松戸市	48	804	24,995	12,736	12,259
野田市	15	227	6,662	3,463	3,199
柏市	33	560	17,953	9,268	8,685
流山市	15	256	8,139	4,188	3,951
我孫子市	13	209	6,446	3,353	3,093
鎌ヶ谷市	9	172	5,386	2,669	2,717
閑宿町	4	66	2,043	1,016	1,027
沼南町	8	94	2,776	1,414	1,362

資料：学校基本調査結果報告書

図表 中学校の状況（平成 12 年）

	学校数	学級数	生徒数		
			総数	男	女
松戸市	23	347	12,209	6,067	6,142
野田市	9	115	3,926	2,036	1,890
柏市	17	270	9,598	4,903	4,695
流山市	8	122	4,295	2,183	2,112
我孫子市	6	95	3,338	1,704	1,634
鎌ヶ谷市	5	86	2,947	1,541	1,406
閑宿町	3	37	1,247	666	581
沼南町	4	49	1,575	819	756

資料：学校基本調査結果報告書

図表 高等学校の状況（平成 12 年）

	学校数	生徒数		
		総数	全日制	定時制
松戸市	11	11	-	-
野田市	4	3	-	1
柏市	12	11	-	1
流山市	5	5	-	-
我孫子市	5	5	-	-
鎌ヶ谷市	2	2	-	-
閑宿町	1	1	-	-
沼南町	3	3	-	-

資料：学校基本調査結果報告書

図表 他市町から柏市への区域外就学状況（平成 13 年 12 月末現在）

資料：柏市資料より抜粋

## ■大学

本地域には、理科系、人文系、社会科学系の様々な大学が立地している。

### 【国立大学、大学校】

東京大学 (柏市) 物性研究所、宇宙線研究所、大学院新領域創成科学研究所  
千葉大学 (松戸市) 園芸学部  
気象大学校 (柏市)

### 【私立大学】

麗澤大学 (柏市) 外国語学部、国際経済学部  
日本橋学館大学 (柏市) 人文経営学部  
中央学院大学 (我孫子市) 商学部、法学部  
川村学園女子大学 (我孫子市) 文学部、教育学部、人間文化学部  
江戸川大学 (流山市) 社会学部  
東洋学園大学 (流山市) 人文学部  
聖徳大学 (松戸市) 人文学部  
日本大学 (松戸市) 松戸歯学部  
東京理科大学 (野田市) 理工学部、基礎工学部  
二松学舎大学 (沼南町) 国際政治経済学部

## 小学校

受け入れ小学校	
学校名	人 数
柏第七小	4
富勢小	6
光ヶ丘小	5
松葉第二小	2
柏第四小	4
高田小	4
逆井小	2
中原小	2
柏第三小	2
名戸ヶ谷小	1
十余二小	11
西原小	13
柏第二小	2
土 小	3
土南部小	4
柏第一小	2
疊 小	2
花野井小	1
酒井根西小	1
柏第八小	1
松葉第一小	2
合 計	74

### 指定小学校(市町別)

指定小学校(市町別)	
学校名	人 数
流山東小	3
向小金小	4
八木北小	17
小山小	2
長崎小	2
不明	9
合 計	37

我孫子市	
学校名	人 数
第四小	4
根戸小	4
合 計	8

松戸市	
学校名	人 数
上本郷小	1
小金北小	2
風早南部小	1
合 計	4

その他の市町	
学校名	人 数
	18

## 中学校

受け入れ中学校	
学校名	人 数
柏第三中	4
柏第二中	2
柏第五中	2
中原中	4
柏 中	10
酒井根中	5
富勢中	3
光ヶ丘中	4
田中中	4
南部中	1
豊四季中	2
西原中	2
逆井中	1
合 計	44

### 指定中学校(市町別)

指定中学校(市町別)	
学校名	人 数
北部中	3
東部中	4
西初石中	2
八木中	3
常盤松中	3
不 明	1
合 計	16

松戸市	
学校名	人 数
新松戸北中	1
六実中	1
牧の原中	1
不 明	2
合 計	5

その他の市町人 数	
学校名	人 数
	12

我孫子市	
学校名	人 数
白山中	2
久寺家中	1
不 明	3
合 計	6

沼南町	
学校名	人 数
風早中	3
大津ヶ丘中	1
高柳中	1
合 計	5

### ■小・中学校の区域外就学の状況 (柏市)

小・中学校については、市境付近の学校を中心に、区域外就学が行われている。  
他市町から柏市への受入状況は、小学校 74 名、中学校は 44 名となっており、ともに流山市からの受入が最も多くなっている。

柏市から他市町への就学状況は、小学校 81 名、中学校 33 名となっており、小学校では流山市及び松戸市への就学が最も多く、中学校では松戸市への就学が最も多くなっている。

※人数はいずれも平成 13 年 12 月末日現在

図表 柏市から他市町への区域外就学状況（平成13年12月末現在）

■公共図書館の状況

資料：柏市資料より抜粋

小学校

学校名	人 数
江戸川台小	4
長崎小	6
流山東小	3
八木北小	2
小山小	3
流山北小	1
鶴の台小	1
向小金小	1
合 計	21

我孫子市

学校名	人 数
並木小	2
我孫子第一小	2
新木小	1
湖北台西小	1
我孫子第二小	2
根戸小	2
合 計	10

中学校

学校名	人 数
西初石中	1
八木中	2
東部中	2
東深井中	2
常盤松中	1
合 計	8

我孫子市

学校名	人 数
白山中	2
久寺家中	2
合 計	4

沼南町

学校名	人 数
風早中	1
高柳中	1
合 計	2

松戸市

学校名	人 数	学校名	人 数
殿平賀小	1	八ヶ崎小	1
馬橋小	2	牧の原小	2
和名ヶ谷小	2	栗ヶ沢小	1
幸谷小	2	貝の花小	2
根木内小	3	北小金小	1
上本郷小	2	柿の木台小	1
松ヶ丘小	1	合 計	21

沼南町

学校名	人 数	その他の市町	人 数
大津ヶ丘第一小	2		
大津ヶ丘第二小	1		
高柳小	3		
高柳西小	1		
合 計	7		22

図表 公共図書館の状況（平成12年3月末現在）

図書館	蔵書冊数	(うち)児童図書数	貸出登録者数		貸出冊数		
			総数	(うち)児童	総数	個人	(うち)児童
松戸市立	551,879	173,620	227,971	21,523	1,779,885	1,778,833	588,862
柏市立	784,078	263,342	104,948	12,885	1,773,005	1,762,372	492,499
野田市立興風	220,007	36,912	20,114	2,799	372,888	370,974	65,317
野田市立南	68,401	14,639	11,143	1,866	175,829	175,343	35,687
野田市立北	68,126	14,068	10,329	1,336	185,187	184,544	29,174
流山市立中央	312,153	96,069	34,662	2,057	565,613	562,915	119,801
流山市立北部地域	65189	16538	17101	1240	389,516	389,516	76537
我孫子市民	250,686	74,271	41,908	6,180	721,699	699,372	167,030
鎌ヶ谷市立	225,594	69,957	47,209	-	322,830	322,830	84,583

資料：千葉県公共図書館協会「千葉県の図書館」

■指定文化財の状況

図表 指定文化財の状況（平成12年7月1日現在）

	国 指 定								県 指 定											
	国宝	重文化財	要形文化財	重要無形文化財	重要民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	特別天然記念物	天 然 記念物	重伝建	保 存 地区	選 択	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史 跡	名 勝	天 然 記念物	選 抹
松戸市	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	-	1	1	-
野田市	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	3	1	1	-	-	-
柏市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-
流山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-
我孫子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	1	-
鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
閑宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
沼南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-

資料：教育庁文化課

※表中の「重伝建保存地区」とは、「重要伝統的建造物群保存地区」の略

### ③ 保健福祉関連施設の状況

#### ■老人福祉施設

各市町へ多くの老人福祉施設が立地している。

図表 老人福祉施設の状況

	養護老人ホーム	特養ホーム	特養&ケア	ケアハウス	軽費老人ホームA型	その他
松戸市	1	8	0	2	0	14
野田市	1	3	0	0	0	2
柏市	1	4	2	0	1	10
流山市	0	3	0	2	0	3
我孫子市	0	2	1	1	0	5
鎌ヶ谷市	0	2	0	1	0	2
関宿町	0	1	0	1	0	0
沼南町	0	2	0	0	0	0

資料：千葉県高齢者福祉課資料

#### ■保育所

公立保育所は柏市において整備が進んでいる一方、私立については松戸市へ集積している。

図表 保育所の状況（平成 12 年 4 月 1 日現在）

	施設数			定員			入所児童数		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
松戸市	42	23	19	4,035	2,415	1,620	4,192	2,526	1,666
野田市	10	10	—	1,340	1,340	—	1,094	1,075	19
柏市	23	21	2	2,900	2,780	120	2,419	2,268	151
流山市	13	8	5	1,310	860	450	1,074	668	406
我孫子市	13	7	6	1,110	660	450	1,097	616	481
鎌ヶ谷市	5	4	1	620	530	90	674	540	134
関宿町	2	2	—	180	180	—	177	173	4
沼南町	3	2	1	240	120	120	251	118	133

資料：千葉県児童家庭課資料

保育所については、市町間での委託等による交流が進んでいる。柏市と我孫子市・流山市・沼南町との間の交流を見ると、柏市から各市町へ委託している人数は 69 人、柏市が各市町から受託している人数は 67 人となっている。

図表 保育所の交流状況（平成 13 年 12 月 1 日現在）

	柏市	
	各市へ委託	各市から受託
我孫子市	3 人	8 人
流山市	60 人	41 人
沼南町	6 人	18 人
合計	69 人	67 人

資料：柏市資料

#### ■医療施設

松戸市及び柏市へ医療施設は集積している。

図表 医療施設の状況（平成 11 年 10 月 1 日現在）

	病院			一般診療所		歯科診療所	薬局
	総数	精神病院	一般病院	総数	うち有床		
松戸市	21	1	20	269	41	212	128
野田市	8	3	5	60	8	50	28
柏市	13	-	13	194	21	164	85
流山市	6	-	6	66	9	61	30
我孫子市	6	-	6	60	4	61	30
鎌ヶ谷市	4	-	4	48	7	46	20
関宿町	1	-	1	6	-	9	3
沼南町	2	1	1	19	8	14	6

資料：千葉県健康福祉政策課、薬務課資料

#### ④ 鉄道駅の状況

本地域内には多数の駅があり、乗車人員も多い。市町境付近の駅も多く、居住市以外の駅を最寄り駅として利用している住民も多いものと思われる。

図表 JR の各駅の 1 日平均乗客数状況（平成 11 年度）

駅	乗車人員		
	計	普通	定期
<b>成田線</b>			
布佐	6,892	1,076	5,816
新木	2,317	400	1,917
湖北	5,340	1,242	4,098
東我孫子	706	82	624
<b>武蔵野線</b>			
南流山	13,053	3,500	9,553
新八柱	20,539	7,280	13,259
<b>常磐線</b>			
松戸	106,804	30,868	75,936
北松戸	22,417	7,487	14,930
馬橋	27,434	6,958	20,476
新松戸	38,358	11,591	26,767
北小金	27,433	7,215	20,218
南柏	27,831	7,961	19,870
柏	151,010	42,212	108,798
北柏	26,844	6,457	20,387
我孫子	30,731	7,474	23,257
天王台	26,097	6,038	20,059

資料：JR 東日本

図表 民鉄の各駅の1日平均運輸状況(平成11年度)

駅	乗車人員		
	計	普通	定期
<b>新京成電鉄</b>			
鎌ヶ谷大仏	8,667	2,960	5,707
初富	3,750	1,690	2,060
新鎌ヶ谷	8,705	2,535	6,170
北初富	3,070	1,291	1,779
くぬぎ山	3,142	1,219	1,923
元山	8,980	2,432	6,548
五香	17,077	5,178	11,899
常盤平	9,834	4,328	5,506
八柱	19,780	6,745	13,035
みのり台	3,866	1,916	1,950
松戸新田	2,424	1,173	1,251
上本郷	3,480	1,909	1,571
松戸	58,605	16,820	41,785
<b>東武鉄道</b>			
川間	10,601	2,760	7,841
七光台	1,676	389	1,287
清水公園	1,949	777	1,172
愛宕	5,403	1,834	3,569
野田市	5,714	1,885	3,829
梅郷	7,927	1,929	5,998
蓮河	10,689	3,543	7,146
江戸川台	15,089	3,819	11,270
初石	11,533	3,219	8,314
豊四季	9,236	2,724	6,512
柏	86,111	25,088	61,023
新柏	8,185	2,825	5,360
増尾	8,069	2,047	6,022
逆井	7,488	2,352	5,136
高柳	5,601	1,623	3,978
六実	8,755	2,587	6,168
新鎌ヶ谷 1)	10,881	5,511	5,370
鎌ヶ谷	12,077	3,480	8,597
馬込沢	14,783	4,227	10,556
<b>総武流山電鉄</b>			
流山	3,915	1,490	2,425
平和台	1,330	898	432
鰯ヶ崎	1,630	817	813
小金城趾	902	550	352
幸谷	3,796	1,984	1,812
馬橋	3,277	1,090	2,187

北総開発鉄道

矢切	3,395	1,122	2,273
北国分	3,043	862	2,181
秋山	1,986	504	1,482
東松戸	4,710	1,585	3,125
松飛台	1,606	619	987
大町	791	303	488
新鎌ヶ谷	7,947	2,203	5,744
西白井	6,206	1,847	4,359

資料：各鉄道事業者

通常、駅の利用に際しては、徒歩圏は駅から1km程度、自転車利用圏は2km程度とされている。

JR南柏駅、北柏駅や、東武野田線豊四季駅、初石駅、江戸川台駅、高柳駅、また新京成線五香駅周辺等は、市街地の中で市町境が複雑に入り組んでおり、各駅勢圏が複数の市町に跨っていることが多いものと思われる。

また、バスを利用し、居住する市町以外の駅を最寄り駅として利用している住民も相当数にのぼるものと思われる。

## (7) 行財政の状況

### ① 岁入・歳出の状況

歳入の状況を見ると、歳入規模は平成 11 年度決算ベースでは松戸市が最も大きく、次いで柏市となっており、この 2 市の規模が特に大きくなっている。

構成比を見ると、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市は、歳入総額に占める税収比が 50% を上回っている。

図表 岁入の状況（平成 11 年度決算）（単位：千円）

	歳入総額	一般財源計	(うち) 税 収 入	(うち) 地方交付税	国庫支出金	県支出金	地 方 債	その他の歳入
松戸市	117,606,616 100.0%	85,191,014 72.4%	67,198,662 57.1%	9,453,408 8.0%	11,295,418 9.6%	3,770,525 3.2%	4,370,900 3.7%	12,978,759 11.0%
野田市	34,691,326 100.0%	23,598,764 68.0%	18,197,974 52.5%	2,736,807 7.9%	3,525,591 10.2%	1,210,491 3.5%	1,864,700 5.4%	4,491,780 12.9%
柏市	90,447,735 100.0%	61,408,437 67.9%	51,553,369 57.0%	3,389,631 3.7%	7,713,680 8.5%	2,315,143 2.6%	8,648,500 9.6%	10,361,975 11.5%
流山市	38,217,434 100.0%	27,782,694 72.7%	20,486,223 53.6%	4,537,693 11.9%	2,785,528 7.3%	1,055,722 2.8%	3,299,000 8.6%	3,294,490 8.6%
我孫子市	32,691,778 100.0%	24,025,286 73.5%	18,522,964 56.7%	3,058,060 9.4%	2,787,872 8.5%	950,429 2.9%	1,548,800 4.7%	3,379,391 10.3%
鎌ヶ谷市	26,520,081 100.0%	18,887,027 71.2%	12,842,689 48.4%	4,285,795 16.2%	2,173,022 8.2%	989,224 3.7%	1,252,100 4.7%	3,218,708 12.1%
関宿町	9,936,997 100.0%	6,307,562 63.5%	2,748,461 27.7%	3,038,935 30.6%	926,365 9.3%	292,648 2.9%	1,109,900 11.2%	1,300,522 13.1%
沼南町	13,909,086 100.0%	9,461,691 68.0%	6,130,300 44.1%	2,259,003 16.2%	830,910 6.0%	310,540 2.2%	1,124,300 8.1%	2,181,645 15.7%

※各市町の上段は決算額、下段は歳入総額に占める構成比

また、近年、社会的関心の高まっている地方交付税のうち、普通交付税の状況について直近の状況を見ると、平成 13 年度の支給額が 8 市町中最も多いのは松戸市、次いで鎌ヶ谷市、流山市、関宿町、我孫子市、柏市、沼南町、野田市の順になっている。いずれも平成 13 年度は平成 12 年度より減額となっている。

人口 1 人あたりの普通交付税の状況を見ると、柏市が最も少ない。

図表 普通交付税の状況

市町村名	平成 13 年度 交付決定額 A	平成 12 年度 交付決定額(再算定後) B	増減額 A-B	増減率
松戸市	7,055,972 千円	9,331,891 千円	▲2,275,919 千円	▲24.4%
野田市	1,245,848 千円	2,019,778 千円	▲773,930 千円	▲38.3%
柏市	2,452,797 千円	3,930,861 千円	▲1,478,064 千円	▲37.6%
流山市	3,354,169 千円	3,756,785 千円	▲402,616 千円	▲10.7%
我孫子市	2,482,504 千円	2,692,287 千円	▲209,783 千円	▲7.8%
鎌ヶ谷市	3,720,785 千円	3,927,599 千円	▲206,814 千円	▲5.3%
関宿町	2,759,089 千円	3,000,319 千円	▲241,230 千円	▲8.0%
沼南町	1,687,180 千円	1,938,725 千円	▲251,545 千円	▲13.0%

資料：県市町村課資料

図表 平成 13 年度普通交付税の人口 1 人あたりの状況

	人口 1 人あたり普通交付税額
松戸市	15.2 千円
野田市	10.4 千円
柏市	7.5 千円
流山市	22.3 千円
我孫子市	19.4 千円
鎌ヶ谷市	36.3 千円
関宿町	88.2 千円
沼南町	36.7 千円

※人口は平成 12 年国勢調査人口を用いて計算

歳出の状況について、人口 1 人あたり歳出総額の状況を見ると、1 人あたり額が少ないのは流山市、次いで我孫子市となっているが、各市町間で大きな違いは見られない。

図表 岁出の状況（平成 11 年度決算）（単位：千円）

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持修繕費	補助費等	普通建設事業費	その他
松戸市	114,656,141 100.0%	31,018,195 27.1%	13,223,852 11.5%	16,099,504 14.0%	17,326,635 15.1%	1,781,585 1.6%	8,650,064 7.5%	12,465,736 10.9%	14,090,570 12.3%
野田市	33,372,308 100.0%	9,099,634 27.3%	2,707,749 8.1%	3,249,848 9.7%	5,360,487 16.1%	317,794 1.0%	1,106,750 3.3%	7,887,158 23.6%	3,642,888 10.9%
柏市	86,872,927 100.0%	21,476,833 24.7%	7,563,915 8.7%	9,409,170 10.8%	12,096,526 13.9%	998,665 1.1%	5,375,965 6.2%	15,241,910 17.5%	14,709,943 16.9%
流山市	36,334,157 100.0%	10,335,967 28.4%	3,161,708 8.7%	4,091,538 11.3%	5,507,730 15.2%	515,071 1.4%	2,085,088 5.7%	3,650,771 10.0%	6,986,284 19.2%
我孫子市	31,373,543 100.0%	9,666,315 30.8%	2,522,140 8.0%	2,971,164 9.5%	5,444,685 17.4%	312,299 1.0%	1,799,341 5.7%	5,187,645 16.5%	3,469,954 11.1%
鎌ヶ谷市	25,530,554 100.0%	7,082,804 27.7%	2,537,545 9.9%	2,503,884 9.8%	3,571,753 14.0%	240,107 0.9%	2,109,502 8.3%	4,856,401 19.0%	2,628,558 10.3%
関宿町	9,634,679 100.0%	2,468,997 25.6%	327,544 3.4%	830,478 8.6%	1,639,793 17.0%	21,071 0.2%	854,628 8.9%	2,418,203 25.1%	1,073,965 11.1%
沼南町	13,257,110 100.0%	3,527,770 26.6%	591,997 4.5%	1,514,111 11.4%	1,897,448 14.3%	154,650 1.2%	1,185,395 8.9%	2,610,658 19.7%	1,775,081 13.4%

図表 人口 1 人あたりの歳出総額（平成 11 年度決算）

	人口 1 人あたり歳出総額
松戸市	246.7 千円
野田市	278.3 千円
柏市	265.0 千円
流山市	241.4 千円
我孫子市	245.6 千円
鎌ヶ谷市	248.9 千円
関宿町	308.1 千円
沼南町	288.7 千円

※人口は平成 12 年国勢調査人口を用いて計算

## ② 各市町の主要財政指標

平成 11 年度決算ベースの各市町の主要財政指標を以下に示す。

図表 主要財政指標（平成 11 年度決算）

	標準財政規模	経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	財政力指数
松戸市	80,405,801 千円	89.0 %	17.3 %	13.0 %	0.90
野田市	21,911,621 千円	77.9 %	12.2 %	9.0 %	0.92
柏市	58,252,392 千円	83.2 %	13.8 %	10.7 %	0.97
流山市	25,648,977 千円	84.0 %	13.6 %	11.4 %	0.83
我孫子市	22,477,611 千円	85.1 %	11.4 %	8.4 %	0.88
鎌ヶ谷市	17,593,211 千円	81.2 %	12.3 %	10.8 %	0.75
県内市平均	—	84.5 %	13.0 %	10.1 %	0.87
閑宿町	6,357,777 千円	88.5 %	11.5 %	8.3 %	0.47
沼南町	9,196,395 千円	80.4 %	13.9 %	10.9 %	0.76
県内町平均	—	80.2 %	12.4 %	8.6 %	0.45

○標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。

○経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。一般的には、70～80%が妥当とされており、80%を著しく超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

○公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示している。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

○起債制限比率：地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものであり、この比率が 20%以上の団体に対しては、一定の地方債の制限が行われる。

○財政力指数：市町村の財政力の強弱を示す指標で、想定される必要な行政需要に対し、想定される収入がどの程度かを表す。数値が大きくなるほど財政力は強いということになり、財政力指数が 1 を超えると、地方普通交付税の不交付団体となる。

## ③ 各市町の特別職報酬等の状況

特別職の報酬等、議員報酬等、及び行政委員会委員等への報酬等については、各市町で額に違いが見られる。

図表 特別職（首長、助役、収入役、教育長）の定数及び報酬の状況

	首長		助役		収入役		教育長	
	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額
松戸市※	1	19,161 千円	2	15,694 千円	1	13,869 千円	1	13,869 千円
野田市	1	18,925 千円	1	16,180 千円	1	14,603 千円	1	14,603 千円
柏市	1	19,665 千円	2	15,965 千円	1	14,408 千円	1	14,408 千円
流山市	1	18,107 千円	1	15,634 千円	1	14,486 千円	1	14,486 千円
我孫子市	1	17,119 千円	1	14,542 千円	1	13,254 千円	1	13,254 千円
鎌ヶ谷市	1	17,288 千円	1	14,983 千円	1	13,542 千円	1	13,542 千円
閑宿町	1	15,494 千円	1	12,829 千円	1	12,087 千円	1	11,953 千円
沼南町	1	15,400 千円	1	13,173 千円	1	12,246 千円	1	12,246 千円

※松戸市の場合、平成 11 年 1 月～平成 14 年 3 月の間の額（減額措置）

※年間支給総額は、給料、期末手当等の 1 人あたり総額

資料：平成 13 年度給与実態調査

図表 市町議会の議長、副議長、議員の定数及び報酬の状況

	議長		副議長		議員	
	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額
松戸市	1	12,573 千円	1	11,525 千円	44	10,303 千円
野田市	1	9,682 千円	1	8,708 千円	30	7,965 千円
柏市	1	11,859 千円	1	10,620 千円	34	10,266 千円
流山市	1	9,735 千円	1	8,673 千円	30	8,142 千円
我孫子市	1	9,558 千円	1	8,496 千円	30	7,965 千円
鎌ヶ谷市	1	8,819 千円	1	7,945 千円	25	7,509 千円
閑宿町	1	6,583 千円	1	5,780 千円	18	5,256 千円
沼南町	1	7,283 千円	1	6,503 千円	19	5,722 千円

※年間支給総額は、給料、期末手当等の 1 人あたり総額

資料：平成 13 年度給与実態調査

図表 行政委員の定数及び報酬の状況（主なものの抜粋）

	教育委員会（委員）		選挙管理委員会（委員）		人事委員会又は公平委員会（委員）		農業委員会（委員）	
	定数 (除委員長)	年間支給総額	定数 (除委員長)	年間支給総額	定数 (除委員長)	年間支給総額	定数 (除会長)	年間支給総額
松戸市	4	1,104 千円	3	564 千円	2	396 千円	27	624 千円
野田市	4	900 千円	3	528 千円	2	636 千円	27	792 千円
柏市	4	1,038 千円	3	588 千円	0	0	24	702 千円
流山市	4	730 千円	3	432 千円	0	0	23	618 千円
我孫子市	4	600 千円	3	600 千円	0	0	21	600 千円
鎌ヶ谷市	4	552 千円	3	366 千円	0	0	16	564 千円
関宿町	4	480 千円	3	180 千円	0	0	15	636 千円
沼南町	4	516 千円	3	216 千円	0	0	19	624 千円

	識見を有する代表監査委員（常勤）		識見を有する代表監査委員（非常勤）		固定資産評価審査委員会	
	定数	年間支給総額	定数	年間支給総額	定数 (除委員長)	年間支給総額
松戸市	1	8,664 千円	0	0	2	19 千円
野田市	0	0	1	960 千円	2	13 千円
柏市	1	8,100 千円	0	0	5	18 千円
流山市	0	0	1	1,200 千円	2	19 千円
我孫子市	0	0	1	840 千円	2	13 千円
鎌ヶ谷市	0	0	1	792 千円	2	14 千円
関宿町	0	0	1	324 千円	2	12 千円
沼南町	0	0	1	360 千円	2	12 千円

※年間支給総額は、給料、期末手当等の1人あたり総額  
資料：平成13年度給与実態調査

#### ④ 市町村税の状況

平成11年度の徴収状況を見ると、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、沼南町では、市町村民税の構成比が50%を上回っている。また、沼南町は目的税の徴収がない。

図表 市町村税の徴収状況（平成11年度決算）（単位：千円）

	総額 (普通税+ 目的税)	普通税					目的税	国民健康保 険税・料
		市町村民税	固定資産税	軽自動車税	市町村たばこ税	その他の		
松戸市	67,198,662 100.0%	35,558,804 52.9%	22,856,056 34.0%	158,628 0.2%	3,096,177 4.6%	68,690 0.1%	5,460,307 8.1%	11,190,097 —
野田市	18,197,974 100.0%	8,244,587 45.3%	7,998,293 44.0%	87,892 0.5%	819,701 4.5%	157,337 0.9%	890,164 4.9%	3,172,083 —
柏市	51,553,369 100.0%	26,554,427 51.5%	17,952,283 34.8%	122,611 0.2%	1,706,171 3.3%	17,506 0.0%	5,200,371 10.1%	6,277,943 —
流山市	20,486,223 100.0%	11,358,010 55.4%	6,689,022 32.7%	57,846 0.3%	673,675 3.3%	13,416 0.1%	1,694,254 8.3%	3,279,904 —
我孫子市	18,522,964 100.0%	9,974,432 53.8%	6,420,809 34.7%	51,476 0.3%	548,117 3.0%	8,600 0.0%	1,519,530 8.2%	2,764,416 —
鎌ヶ谷市	12,842,689 100.0%	6,337,819 49.3%	4,337,353 33.8%	45,785 0.4%	929,002 7.2%	109,690 0.9%	1,083,040 8.4%	2,487,750 —
関宿町	2,748,461 100.0%	1,168,082 42.5%	1,300,592 47.3%	35,643 1.3%	163,953 6.0%	- 0.0%	80,191 2.9%	1,012,903 —
沼南町	6,130,300 100.0%	3,114,943 50.8%	2,678,785 43.7%	31,633 0.5%	299,909 4.9%	5,030 0.1%	- 0.0%	1,103,822 —

※普通税のその他には、鉱産税、特別土地保有税及び砂利採取税を含む。

※現年度及び過年度滞納繰越分の収入済額の合計額。

各市町間で税率・税額で差について見ると、地方税法により人口規模等で規定のある市町村民税個人均等割、事業所税のほか、市町村民税法人均等割（野田市が異なる）、市町村民税法人税割（鎌ヶ谷市、関宿町、沼南町が異なる）、都市計画税（松戸市、野田市が異なる）等となっている。

図表 主な地方税の税率・税額等の概況

市町村名	市町村民税									法人税割
	個人 均等割	法人均等割（単位：円）								
		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	
松戸市	2,500 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 14.7%
野田市	2,500 円	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000 14.7%
柏市	2,500 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 14.7%
流山市	2,500 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 14.7%
我孫子市	2,500 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 14.7%
鎌ヶ谷市	2,500 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 12.3%
関宿町	2,000 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 12.3%
沼南町	2,000 円	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000 12.3%

市町村名	固定 資産税	鉱産税		入湯税	事業所税	都市計画税
		2百万 円以下	その他			
松戸市	1.4%	—	—	—	有り	0.23%
野田市	1.4%	0.7%	1.0%	150 円	—	0.20%
柏市	1.4%	—	—	150 円	有り	0.30%
流山市	1.4%	—	—	—	—	0.30%
我孫子市	1.4%	—	—	—	—	0.30%
鎌ヶ谷市	1.4%	—	—	—	—	0.30%
関宿町	1.4%	—	—	—	—	0.30%
沼南町	1.4%	—	—	—	—	—

## ⑤ 地方公営企業の状況

地方公営企業については、柏市、松戸市がそれぞれ 7 で最も多く、鎌ヶ谷市は 1 で最も少ない。

図表 地方公営企業の状況

市町名	事業名	法適・非適の別	管理者の設置状況
柏市	水道	全適	設置
	病院（柏市立病院）	財適	—
	公共下水道	非	—
	特定公共下水道	非	—
	市場	非	—
	宅地造成	非	—
	駐車場	非	—
	水道	全適	設置
流山市	公共下水道	非	—
	水道	全適	設置
我孫子市	公共下水道	非	—
	水道	全適	設置
	特定環境保全公共下水道	非	—
	公共下水道	非	—
松戸市	水道	全適	設置
	病院（国保松戸市立病院）	全適	設置
	病院（松戸市立福祉医療センター・東松戸病院）	全適	設置
	公共下水道	非	—
	市場	非	—
	駐車場	非	—
	水道	全適	設置
野田市	公共下水道	非	—
	鎌ヶ谷市	公共下水道	非
関宿町	水道	全適	非設置
	宅地造成	非	—
	公共下水道	非	—
沼南町	水道	全適	非設置
	公共下水道	非	—
	特定環境保全公共下水道	非	—

## ⑤ 広域行政の状況

広域行政の実施状況をみると、柏市の場合、流山市、我孫子市、沼南町との関わりが比較的強くなっている。一方、沼南町では、住民生活に密着したし尿処理やごみ処理に関し、鎌ヶ谷市、白井市との一部事務組合を構成している。

図表 一部事務組合、協議会等の状況（全県的な組合等除く）

組織名称	内容	構成市町村（構成する市町村に○印）								
		柏市	流山市	我孫子市	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	沼南町	関宿町	他
【一部事務組合】										
東葛中部地区総合開発事務組合	火葬場等の設置運営	○	○	○				○		
沼南、白井、鎌ヶ谷環境衛生組合	し尿処理施設、ごみ焼却施設等						○	○		白井市
四市複合事務組合	特養、斎場等の設置運営						○			船橋市、習志野市、八千代市
北千葉広域水道企業団	水道用水供給	○	○	○	○	○		○	○	習志野市、八千代市、千葉県
【市町村事務協議会】										
東葛中部地区総合開発協議会	地域開発計画の策定	○	○	○				○		
【市町村広域行政連絡協議会】										
東葛市町広域行政連絡協議会	—	○	○	○	○	○	○	○	○	

⑥ 総合計画における「将来像」及び「まちづくりの目標」等

各市町の現行基本構想において、「将来像」及び「まちづくりの目標」として挙げられている項目を以下に整理する。

図表 各市町の現行基本構想における将来像等

市町名	将来像	まちづくりの目標等	出所
柏市	みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏	施策の大綱 1 市民との協働 ー市民とともにつくるまち 2 学習・交流 ー人と交流が育まれるまち 3 活力・賑わい ー活力と賑わいのあふれるまち 4 環境共生 ー自然が身近に感じられるまち 5 健康・福祉 ーともに育み、支え合うまち 6 定住促進 ー快適に住み続けられるまち	基本構想 (平 13~27)
松戸市	いきいきした市民の舞台、ここちよい地域の舞台、風格ある都市の舞台のあるまち・松戸	施策の大綱 1 連携型地域社会の形成 2 豊かな人生を支える福祉社会の実現 3 次代を育む文化・教育環境の創造 4 安全で快適な生活環境の実現 5 魅力ある都市空間の形成と産業の振興 6 都市経営の視点に立った行財政運営	基本構想 (平 10~32)
流山市	豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち 「みんなでつくろう価値ある流山」	施策の大綱 1 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山 2 生活の豊かさを実感できる流山 3 学び、受け継がれ、進展する流山 4 誰もが充実した生涯をおくことのできる流山 5 賑わいと活気に満ちた流山	基本構想 (平 12~32)
我孫子市	手賀沼のほとり 心輝くまち ～人・鳥・文化のハーモニー～	将来都市像 1 自然環境を文化に高めるまちへ 2 お互いを思いやる心で元気なまちへ 3 出会いと交流で活力を生むまちへ	基本構想 (平 14~33)
野田市	市民が創るふれあいのまち野田 ー活力とみどりゆたかな文化福祉都市	基本目標 1 市民と行政がふれあい、ともに創るまち 2 やしさしさあふれる「心とのふれあいのまち」 3 未来を拓く「文化とのふれあいのまち」 4 うるおいゆたかな「環境とのふれあいのまち」 5 活力に満ちた「未来とのふれあいのまち」 6 さまざまな「人とのふれあいのまち」	基本構想 (平 13~27)
鎌ヶ谷市	緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷	基本目標 1 健康で生きがいのある福祉・学習都市 2 自然と社会が調和する環境共生都市 3 躍動感と魅力あふれる交流拠点都市	基本構想 (平 13~32)
沼南町	「ほっとする」まち・「HOT」なまち ー緑を育み 笑顔がつなぐ いきいき しようなんー	まちづくりのテーマ 1 自立と共生のまちづくり 2 活力と個性のまちづくり 3 交流と交歓のまちづくり	基本構想 (平 13~22)
関宿町	ふれあい緑園都市 ーアクアポリスせきやどー	まちづくりの基本目標 1 落ち着きと安心のあるまちづくり 2 くらしを支えるまちづくり 3 快適な未来へのまちづくり 4 文化を育むまちづくり 5 未来を守るまちづくり	基本構想 (平 13~22)

資料：各市町総合計画書及びWEBサイト

(8) 広域連携・合併で取り組むべき地域の課題（例示）

地域の現況等を勘案し、本地域における地域課題のうち、広域連携・合併等により、課題解決へ近づくと思われる事項を以下に例示する。

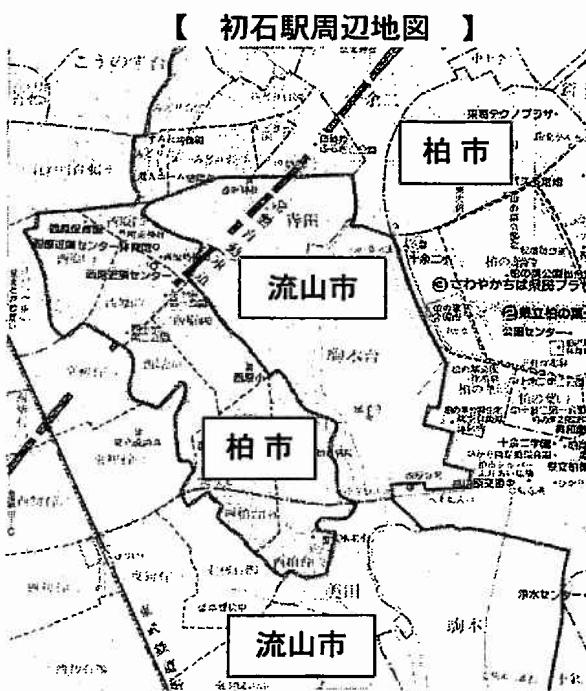
項目	課題	課題が発生している原因等
住民の利便性確保 (特に、市民生活、教育、保健福祉分野など)	東葛地域の住民生活圏は、各市町境に関係なく拡がっているが、日常的に利用している駅周辺の公共施設や、自動車を使って行きやすい場所にある公共施設が居住市町ではない場合、その利用に制限を受けることがある。（図書館の貸出や、役所での相談など）	○住民の日常生活と行政界が整合していない。 ○市町境が市街地内で複雑に入り組んでいる場所が多い。
国内外の諸地域との地域間競争への対応	地域経済面や定住人口確保の面などで、国内外の諸地域との地域間競争の激化が今後一層進むと思われる。現在、東葛地域の各市町は、それぞれの地域特性を生かした取り組みを進めており、今後もそれを一層発展させるべきであるが、地域間競争で優位に立つためには拠点性を高め、また総合力を高める必要がある。そのためには、より広域で地域の特性を生かした機能分担を行い、地域全体としての機能強化を目指していくことが課題となっている。	○地域間競争に対応した地域づくりを行うには、現在の市町域では範囲が狭く、各市町が有している魅力的な資源（商業集積、工業集積、自然、歴史、人的資源など）を総合的に組み合わせたプランニングが行いにくい。
まちづくり	連たんした市街地において市境が複雑に入り組んでいる地域があり、市街地整備を行う際、市境を跨いだ整備に時間を要したり、場合によっては不整合が生じたりするおそれがある。（豊四季、初石、江戸川台、南柏、北柏駅、五香駅周辺など）	○市境があることにより、面的なつながりを分断して各種計画等が行われている。 ○役所間の調整に時間を要する。
	各種の公共施設や、社会基盤（上下水道など）の整備にあたり、市境が複雑に入り組んでいる地域等では、整備が遅れたり、非効率な整備（隣接した場所に各市町が同様の施設を建設するなど）を余儀なくされたりするおそれがある。また、関連事項として、ごみ収集作業等も非効率となっているおそれがある。	○各市町それぞれが事業主体となっている施設や社会基盤を、原則として各市町域のみへの行政サービスの提供を満たすため、バラバラに整備を行うことが多い。

項目	課題	課題が発生している原因等
交通計画	広域的な交通計画が必ずしも行われていない。(都市計画道路が市町境で途切れているところがあるなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町がそれぞれ都市計画に取り組んでいるため、隣接市町の計画を十分組み入れることができない。</li> </ul>
環境分野	<p>柏市周辺は、手賀沼、利根運河、利根川、江戸川などの豊かな水辺やそれを囲む緑があり、都市と自然がほどよくバランスを保った状態にある。</p> <p>例えば、手賀沼については、水質浄化や親水空間化に向け、住民、民間、行政が一体となって取り組み、大きな成果を上げてきている。</p> <p>こうした豊かな自然環境は、本地域におけるアイデンティティの確立には欠かすことのできない存在となっている。今後、本地域において、文化面や健康面を重視したまちづくりを推進するためには、都市近郊に位置する豊かな自然環境をより一層総合的に生かした取り組みが必要となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観の保全や水質浄化等に関しては、関連する各市町が一体的に取り組んで行かなくては十分な成果を得られないことが懸念される。</li> </ul>
地域コミュニティ	これからは、従来の行政サービスのスタイルから、NPO や住民が積極的に地域づくりに関わるようになり、また、地域コミュニティのあり方や果たすべき役割も変化していくことが予想される。特に保健福祉分野では、様々なニーズに対し、多様な選択肢を住民に提供することが求められており、NPO 等の役割は一層重要になる。現在、本地域には多様な NPO や住民グループ等があり、積極的な活動を行っておられるが、市町境があることで活動が制約されたり、情報がうまく行き渡らず、各団体にとつても、住民にとっても、行政にとっても機会損失をしている可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のコミュニティは行政界とは無関係に機能することの多いが、保健福祉関連等のサービスに関わることについては、市町が違うことによって、隣接地域でも各種情報が行き届かなかったり、団体同士の交流の場の設定が行われなかったりするおそれがある。</li> </ul>

項目	課題	課題が発生している原因等
都市経営	<p>より一層地方分権が進み、自立性の高い行政運営が求められる時代となっている。東葛地域の市町は、全国的に見ると非常に行政能力の強い状況にあるが、今後想定される少子高齢化の急激な進展に伴う行政需要増大や、我が国経済の停滞、また全国他地域において、より自立性の高いライバル地域が市町村合併により誕生しつつあること等を勘案すると、より一層、自治体としての「体力」を充実させる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本地域には「団塊の世代」及びその世代よりやや若い世代(50 歳前後)の居住者が多く、今後急速に少子高齢化が進むことが予想される。</li> <li>○国からの財源(依存財源)は、今後より一層縮減されることが予想される。</li> <li>○今後、都道府県制度の見直し(道州制等の導入)も含め、地方自治制度、地方財政制度に大きな変化が生じることもありうる。</li> </ul>
	<p>今後、NPO(住民)、民間、行政が役割分担しながら、より一層きめ細かな面にも対応した各種サービスの提供を行っていくことが求められている。</p> <p>より住民に身近な行政サービスを提供し、住民の意見を行政に反映させるためには、市町の持つ権限を強化するとともに、行政の体制整備を進めていくことが課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東葛地域には、特例市移行の要件、また中核市移行の要件を満たしていない市町もあり、より一層の権能の拡充には限界がある。</li> <li>※政府の「市町村合併支援プラン」により、政令指定都市移行の要件が緩和されている。</li> </ul>
	<p>通勤通学等で他市の住民が利用することの多い自転車駐輪場の整備や、他市の住民の活動に起因するごみの処理等を、自らの市で実施する場合など受益と負担の問題が懸念される。(税金を当該市に払っていない人のための事業を、実施しなくてはならない)。</p> <p>また、このことが懸念されるため、市境付近にある駅前の整備が遅れるなど、結果として地域全体の利益を大きく損ねている可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記のケースの場合、居住市町外の住民が駅を利用することにより、駅周辺の商業施設等が活性化し、税収増へつながっていることも考えられ、一概にマイナス要因として考えることはできないが、日常生活圏が一体化している本地域においては、重要な課題の一つである。</li> </ul>

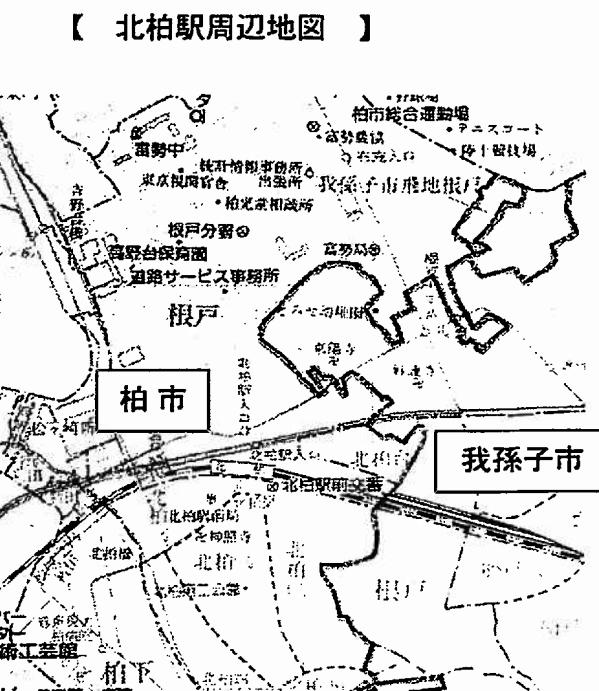
## ■ 市街地において市町境が入り組んでいる地区（例示）

地図：柏市観光マップより抜粋・加工



柏市西原地区は、流山市域に対し、ほぼ飛び地状になっている。最寄り駅も、流山市の初石駅や江戸川台駅になる。

また、流山市立八木北小学校は、流山市美田と柏市西柏台2丁目（柏市立西原小学校区）に跨って立地しているなど、市街地内で市境が複雑な形状となっているため、様々な地域課題が発生している。



北柏駅は柏市と我孫子市の市境付近に位置している。北柏駅北口地区は、柏市の地域拠点として整備に向け土地区画整理事業が推進されているが、同地区は柏市と我孫子市の市境が入り組んでおり、一体的な街となっていない部分もある。

## 第3章 合併に係るモデルパターン別の諸検討

### （1）合併後の類似団体との比較（財政面）

#### ① 検討の内容

モデルパターン毎の財政関連の諸指標及び職員数と、合併後の姿に類似した他団体の財政関連の諸指標との比較により差異を求める。なお、全国の団体との比較を行う都合上、使用するデータは平成11年度決算となっている。

#### ② 比較対象とする類似団体の設定

本調査で検討する各モデルパターンは、合併後はいずれも中核市・政令指定都市レベルの市となる。これに該当する全国の団体と比較すると、面積規模が小さく、中山間を有さず、県庁所在地ではないなどの違いがある。

一般に「類似団体」とは、総務省の「類似団体別市町村財政指標表」「類似団体別職員数の状況」において、それぞれ人口規模・産業構造により類型化した団体を指しており、他地域における市町村合併の検討においては、これらと比較しているケースが多い。しかし、本調査で検討する各モデルパターンは、上述のとおり形態が異なるため、本調査においては、モデルパターン毎に独自に複数の視点から類似する団体を選定し、選定した団体の指標毎の平均値を独自に求めて、モデルパターンの数値と比較することとする。

各モデルパターンの比較対象団体及びその条件を以下に示す。

#### ■柏市・沼南町

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造（7年国調）			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km <sup>2</sup> )	対柏・沼南比
柏市・沼南町	都市V-5	373,778	-	4.2	26.7	68.4	114.90	-

1) 対象その1 人口30～50万人の中核市（H11時点） ※ただし面積（114.9km<sup>2</sup>）比3.0倍未満

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造（7年国調）			面積	
		平7.10.1 (人)	対柏・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km <sup>2</sup> )	対柏・沼南比
姫路市	VI-4	478,309	1.3	1.5	36.0	61.5	275.36	2.4
宇都宮市	VI-5	443,808	1.2	3.4	29.2	66.6	312.16	2.7
長崎市	VI-5	423,167	1.2	2.6	21.4	75.6	241.20	2.1
岐阜市	V-5	402,751	1.1	2.3	32.1	65.3	195.12	1.7
和歌山市	V-5	386,551	1.1	2.9	30.4	65.1	208.73	1.8
豊橋市	V-2	364,856	1.0	7.4	38.3	53.6	261.00	2.3
豊田市	V-4	351,101	1.0	2.3	54.2	43.2	290.11	2.5
高松市	V-5	332,865	0.9	4.0	22.5	73.3	194.30	1.7
高知市	V-5	330,654	0.9	2.8	20.5	76.1	144.95	1.3
富山市	V-4	325,700	0.9	3.4	31.8	64.7	208.81	1.8
宮崎市	V-5	305,755	0.8	4.8	18.0	77.1	286.67	2.5
11市平均	-	376,865	1.0	3.4	30.4	65.6	238.04	2.1

※静岡市、金沢市、大分市、福山市、いわき市、長野市、郡山市、秋田市の8市は面積が「柏市・沼南町」の3倍以上であるため対象外。

2) 対象その2 人口30～50万人の中核市(H11時点)以外の市のうち、面積比0.8～1.2倍の市

### 1.2倍の市

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対柏・沼南比
横須賀市	VI-5	432,193	1.2	1.1	28.3	70.3	100.62	0.88
西宮市	V-5	390,389	1.1	0.5	25.5	72.5	99.64	0.87
高槻市	V-4	362,270	1.0	0.6	33.6	64.2	105.31	0.92
川越市	V-4	330,737	0.9	2.7	32.9	62.7	109.16	1.0
4市平均	-	378,897	1.0	1.2	30.1	67.4	103.68	0.90

### ■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・流山・我孫子・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対柏・流山・我孫子・沼南比
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	都市VI-5	652,038	-	3.1	26.3	69.8	193.37	-

1) 対象その1 人口130万人前後の政令指定都市 ※面積(114.9km<sup>2</sup>)比3.0倍未満

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・流山・我孫子・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対柏・流山・我孫子・沼南比
福岡市	-	1,341,470	2.0	1.0	17.5	80.2	338.27	1.7
川崎市	-	1,249,905	1.9	0.5	31.4	66.9	142.70	0.7
北九州市	-	1,011,471	1.6	1.1	30.1	68.2	483.71	2.1
千葉市	-	887,164	1.4	1.2	24.5	72.3	272.08	1.4
4市平均	-	1,122,503	1.7	1.0	25.9	71.9	309.19	1.6

2) 対象その2 千葉市

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・流山・我孫子・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対柏・流山・我孫子・沼南比
千葉市	-	887,164	1.4	1.2	24.5	72.3	272.08	1.4

3) 対象その3 人口50万人以上の中核市

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対柏・流山・我孫子・沼南比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対柏・流山・我孫子・沼南比
堺市	VI-5	792,018	1.3	0.6	31.8	65.3	136.79	0.7
熊本市	VI-5	662,012	1.0	4.1	19.6	75.6	266.31	1.4
岡山市	VI-5	626,642	1.0	3.9	26.4	69.2	513.28	2.7
浜松市	V-4	582,095	0.9	4.1	40.3	55.1	256.74	1.3
鹿児島市	VI-5	552,098	0.9	1.4	18.1	80.1	289.72	1.5
5市平均	-	642,973	1.0	2.8	27.2	69.1	292.57	1.51

### ■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対6市2町比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対6市2町比
6市2町	-	1,370,649	-	3.3	30.4	65.5	379.35	-

1) 対象その1 全12政令指定都市

団体名	財政類団	国勢調査人口		産業構造(7年国調)			面積	
		平12.10.1 (人)	対6市2町比	第1次 (%)	第2次 (%)	第3次 (%)	平11.10.1現在 (km²)	対6市2町比
横浜市	-	3,426,651	2.5	0.6	29.2	68.9	436.87	1.2
大阪市	-	2,598,774	1.9	0.1	32.2	67.0	220.66	0.6
名古屋市	-	2,171,557	1.6	0.4	29.9	69.2	326.37	0.9
札幌市	-	1,822,368	1.3	0.5	20.3	77.9	1,121.12	3.0
神戸市	-	1,493,398	1.1	1.0	27.0	70.7	549.05	1.4
京都市	-	1,467,785	1.1	0.9	27.9	69.0	610.22	1.6
福岡市	-	1,341,470	1.0	1.0	17.5	80.2	338.27	0.9
川崎市	-	1,249,905	0.9	0.5	31.4	66.9	142.70	0.4
広島市	-	1,126,239	0.8	1.7	26.0	71.3	741.51	2.0
北九州市	-	1,011,471	0.8	1.1	30.1	68.2	483.71	1.3
仙台市	-	1,008,130	0.7	1.5	18.7	79.0	783.50	2.1
千葉市	-	887,164	0.6	1.2	24.5	72.3	272.08	0.7
12市平均	-	1,633,743	1.2	0.9	26.2	71.7	502.17	1.3

2) 対象その2 人口100万人以上150万人未満の政令指定都市

団体名	財政類団	国勢調査人口		産		

### ③ 検討の結果

#### ■柏市・沼南町

	参考	モデルパターン	類似団体その1		類似団体その2	
			柏市	人口30～50万人の中核市のうち 1市平均①	人口30～50万人の中核市以外の 市のうち 4市平均②	人口30～50万人の中核市のうち 1市平均③
基礎指標	国勢調査人口(平12.10.1)(人)	327,851	373,778	376,865	3,087	378,897
	面積(平11.10.1現在)(km <sup>2</sup> )	72.91	114.90	238.04	123.14	103.68 ▲11.22
	基準財政需要額	44,675,130	52,131,599	63,014,986	10,883,387	56,987,558 4,853,560
	基準財政収入額	41,607,061	46,999,237	51,666,250	4,667,013	49,915,743 2,912,237
	標準財政規模	58,252,392	67,448,787	81,887,796	14,439,009	73,270,405 5,821,618
	実質収支比率(%)	4.2	4.5	3.3	▲1.2	3.7 ▲0.8
	公債費負担比率(%)	13.8	13.8	15.4	1.6	14.6 0.8
	公債費比率(%)	13.5	13.6	14.6	1.0	14.6 1.0
	起債制限比率(%)	10.7	10.7	11.0	0.3	10.9 0.2
	財政力指数	0.97	0.941	0.89	▲0.05	0.91 ▲0.03
	経常収支比率(%)	83.2	82.9	79.8	▲3.1	87.8 4.9
	このうち 人件費(%)	31.8	32.4	29.0	▲3.4	35.1 2.7
	公債費(%)	16.2	16.2	16.5	0.3	16.6 0.4
歳入	歳入総額	90,447,735	104,356,821	150,000,819	45,643,998	126,170,140 21,813,319
	地方税	51,553,369	57,683,669	64,683,579	6,999,910	64,011,125 6,327,456
	地方譲与税	735,269	900,939	1,172,453	271,514	825,708 ▲75,231
	地方特例交付金	1,825,941	2,021,973	1,491,289	▲530,684	1,936,477 ▲85,496
	地方交付税 普通交付税	3,044,629	5,105,010	14,773,179	9,668,169	7,027,608 1,922,598
	特別交付税	345,002	543,624	824,417	280,793	1,461,519 917,895
	使用料	1,361,881	1,514,917	2,739,579	1,224,662	3,000,076 1,485,159
	手数料	1,038,363	1,111,452	759,790	▲351,662	889,322 ▲222,130
	国庫支出金	7,713,680	8,544,590	21,518,527	12,973,937	15,282,896 6,738,306
	都道府県支出金	2,315,143	2,625,683	3,534,581	908,898	4,529,479 1,903,796
	諸収入	1,272,076	1,558,110	10,377,598	8,819,488	5,876,027 4,317,917
	地方債	8,648,500	9,772,800	13,922,955	4,150,155	7,234,575 ▲2,538,225
	その他	10,593,882	12,974,054	14,202,872	1,228,818	15,530,144 ▲2,556,090
歳出	歳出総額	86,872,927	100,130,037	145,214,619	45,084,582	122,664,380 22,534,343
	人件費	21,476,833	25,004,603	27,507,062	2,502,459	29,349,551 ▲4,344,948
	物件費	12,096,526	13,993,974	14,351,396	357,422	16,310,221 2,316,247
	維持補修費	998,665	1,153,315	1,278,185	124,870	1,987,716 834,401
	扶助費	7,563,915	8,155,912	19,639,011	11,483,099	13,172,304 5,016,392
	補助費等	5,375,965	6,561,360	9,080,494	2,519,134	6,947,451 386,091
	普通建設事業費	15,241,910	17,852,568	35,332,824	17,480,256	21,710,642 3,858,074
	災害復旧事業費、失業対策事業費	0	0	153,213	153,213	87,015 ▲87,015
	公債費	9,409,170	10,923,281	15,134,922	4,211,641	14,305,867 3,382,586
	積立金	1,926,615	2,749,503	4,089,263	1,339,760	3,828,990 1,079,487
	繰出金	8,462,002	9,343,511	9,362,978	19,467	9,942,775 599,264
	その他	4,321,326	4,392,010	9,285,271	4,893,261	5,025,292 633,282
収支等	歳入総額	90,447,735	104,356,821	150,000,819	45,643,998	126,170,140 21,813,319
	歳出総額	86,872,927	100,130,037	145,214,619	45,084,582	122,664,380 22,534,343
	歳入歳出差引額	3,574,808	4,226,784	4,786,200	559,416	3,505,760 ▲721,024
	実質収支	2,417,863	3,062,672	2,875,713	▲186,959	2,696,447 ▲366,226
	単年度収支	▲508,816	▲239,829	344,201	584,030	582,210 822,039
	実質単年度収支	▲503,622	▲190,739	1,060,858	1,251,597	288,884 479,623
	地方債現在高	103,530,165	116,624,674	145,889,923	29,265,249	153,295,869 36,671,195
	積立金現在高	13,913,424	15,293,252	22,436,723	7,143,471	18,766,061 3,472,809
	うち財政調整基金	4,067,914	4,871,914	6,438,044	1,566,130	4,464,606 ▲407,308
	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)	9,664,330	12,203,132	11,207,558	▲995,574	17,174,405 4,971,273

類似団体その1は中核市であり、モデルパターン「柏市・沼南町」より権能が多いことや、地方部の県庁所在地が多いこと等もあり、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

類似団体その2は、モデルパターン「柏市・沼南町」に人口、面積が近似しており、また権能面でも大きな差のない、大都市部に位置する4市であるが、モデルパターンより全般的に財政規模が大きい結果となっている。これは、柏市、沼南町は、現行においても比較的効率的な行政運営を行っていることを表していると考えができる。

また、これらのことから、市町村合併後、中核市に移行することにより、財政規模は拡大することが考えられる。

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

		参考	モデルパターン	類似団体その1		類似団体その2		類似団体その3	
		柏市	柏市・流山市・我孫子市・沼南町①	人口130万人前後の政令指定都市のうち4市平均②	差 ②-①	千葉市③	差 ③-①	人口50万人以上の中核市5市平均④	差 ④-①
基礎指標	国勢調査人口(平12.10.1)(人)	327,851	652,038	1,122,503	470,465	887,164	255,126	642,973	9,065
	面積(平11.10.1現在)(km <sup>2</sup> )	72.91	193.37	309.19	115.82	272.08	78.71	292.57	99.20
	基準財政需要額	44,675,130	90,192,558	220,104,820	129,912,262	149,102,385	58,909,827	107,392,505	17,199,947
	基準財政収入額	41,607,061	78,007,495	172,868,908	94,861,413	140,212,939	62,205,444	78,876,391	868,896
	標準財政規模	58,252,392	115,575,375	276,120,395	160,545,020	195,125,466	79,550,091	132,963,733	17,388,358
	実質収支比率(%)	4.2	5.0	0.6	▲4.4	0.7	▲4.3	2.4	▲2.6
	公債費負担比率(%)	13.8	13.3	16.9	3.6	18.8	5.5	18.1	4.8
	公債費比率(%)	13.5	13.0	17.1	4.1	18.7	5.7	17.2	4.2
	起債制限比率(%)	10.7	10.4	13.2	2.8	15.4	5.0	12.7	2.3
	財政力指数	0.97	0.904	0.83	▲0.07	0.98	0.08	0.77	▲0.13
	経常収支比率(%)	83.2	83.5	86.2	2.7	90.5	7.0	84.2	0.7
	このうち 人件費(%)	31.8	34.7	30.3	▲4.4	31.4	▲3.3	30.1	▲4.6
	公債費(%)	16.2	15.4	18.7	3.3	20.2	4.8	18.8	3.4
	歳入	歳入総額	90,447,735	175,266,033	572,624,973	397,358,940	365,845,812	190,579,779	248,868,315
	歳出	歳出総額	86,872,927	167,837,737	562,480,843	394,643,106	358,221,638	190,383,901	242,655,574
	収支等	歳入総額	90,447,735	175,266,033	572,624,973	397,358,940	365,845,812	190,579,779	248,868,315
	歳出総額	86,872,927	167,837,737	562,480,843	394,643,106	358,221,638	190,383,901	242,655,574	74,817,837
	歳入歳出差引額	3,574,808	7,428,296	10,144,131	2,715,835	7,624,174	195,878	6,212,741	▲1,215,555
	実質収支	2,417,863	5,823,281	1,578,979	▲4,244,303	1,434,737	▲4,388,544	3,154,239	▲2,669,042
	単年度収支	▲508,816	815,707	▲150,684	▲966,391	▲48,548	▲864,255	441,235	▲374,472
	実質単年度収支	▲503,622	1,804,226	▲367,173	▲2,171,399	▲519,162	▲2,323,388	1,113,435	▲690,791
	地方債現在高	103,530,165	173,909,721	768,169,571	594,259,850	535,027,306	361,117,585	262,620,486	88,710,765
	積立金現在高	13,913,424	30,250,745	56,995,789	26,745,044	24,421,821	▲5,828,924	29,416,583	▲834,162
	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)	4,067,914	9,411,485	7,323,792	▲2,087,693	2,564,006	▲6,847,479	5,542,764	▲3,868,721
	うち財政調整基金	9,664,330	17,769,992	109,039,076	91,269,084	55,884,181	38,114,189	35,734,024	17,964,032

類似団体その1は政令指定都市であり、モデルパターン「柏市・流山市・我孫子市・沼南町」より権能が大幅に多いことがあり、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

類似団体その2は、モデルパターン「柏市・流山市・我孫子市・沼南町」に人口、面積が近似している政令指定都市の千葉市であり、権能は大幅に多く、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

類似団体その3は中核市であり、モデルパターン「柏市・流山市・我孫子市・沼南町」より権能が多いことがあり、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

また、これらのことから、市町村合併後、政令指定都市あるいは中核市に移行することにより、財政規模は拡大することが考えられる。

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

	参考	モデルパターン	類似団体その1		類似団体その2		類似団体その3	
			人口100万人以上150万人未満の政令市	6市平均③	人口100万人以上150万人未満の政令市	6市平均③	非県庁所在地の政令指定都市	2市平均④
基礎指標	国勢調査人口(平12.10.1)(人)	327,851	1,370,649	1,633,743	263,094	1,281,711	▲88,938	1,130,688
	面積(平11.10.1現在)(km <sup>2</sup> )	72.91	379.35	502.17	122.82	477.58	98.23	313.21
	基準財政需要額	44,675,130	190,025,956	334,546,525	144,520,569	267,790,829	77,764,873	224,840,854
	基準財政収入額	41,607,061	159,733,471	268,300,995	108,567,524	194,262,847	34,529,376	173,438,158
	標準財政規模	58,252,392	241,843,785	421,624,317	179,780,532	330,758,569	88,914,784	281,136,180
	実質収支比率(%)	4.2	4.4	0.2	▲4.2	0.2	▲4.2	0.3
	公債費負担比率(%)	13.8	14.4	18.2	3.8	18.9	4.5	14.4
	公債費比率(%)	13.5	14.2	18.8	4.6	19.6	5.4	14.5
	起債制限比率(%)	10.7	11.4	14.0	2.6	14.7	3.3	11.1
	財政力指数	0.97	0.881	0.82	▲0.06	0.75	▲0.13	0.80
歳入	経常収支比率(%)	83.2	84.8	89.6	4.8	90.2	5.4	84.2
	このうち 人件費(%)	31.8	34.4	30.3	▲4.1	31.0	▲3.4	34.1
	公債費(%)	16.2	16.5	20.7	4.2	21.7	5.2	16.5
	歳入総額	90,447,735	364,021,053	875,668,885	511,647,832	714,011,071	349,990,018	567,499,269
歳出	地方税	51,553,369	197,680,642	335,471,164	137,790,522	242,842,021	45,161,379	218,734,829
	地方譲与税	735,269	3,236,692	5,327,992	2,091,300	4,338,084	1,101,392	3,582,740
	地方特例交付金	1,825,941	6,981,651	7,567,452	585,801	5,576,811	▲1,404,840	5,102,047
	地方交付税 普通交付税	3,044,629	30,192,781	65,972,271	35,779,490	73,431,356	43,238,575	51,284,726
	特別交付税	345,002	2,566,551	3,654,046	1,087,495	5,360,951	2,794,400	2,843,765
	使用料	1,361,881	6,316,411	22,359,187	16,042,776	18,473,815	12,157,404	15,258,582
	手数料	1,038,363	3,499,952	4,855,151	1,355,199	3,121,429	▲378,523	2,691,681
	国庫支出金	7,713,680	32,038,386	120,992,640	88,954,254	104,669,639	72,631,253	63,049,086
	都道府県支出金	2,315,143	10,894,722	11,951,702	1,056,980	10,008,736	▲885,986	7,364,358
	諸収入	1,272,076	6,518,600	97,824,945	91,306,345	78,517,420	71,998,820	52,509,716
歳出等	地方債	8,648,500	23,218,200	108,305,413	85,087,213	89,705,513	66,487,313	70,381,100
	その他	10,593,882	40,876,465	91,724,233	50,847,768	78,552,017	37,675,552	54,782,946
	歳出総額	86,872,927	351,031,419	865,709,942	514,678,523	702,957,826	351,926,407	558,237,644
	人件費	21,476,833	94,676,515	143,221,437	48,544,922	113,964,627	19,288,112	108,878,003
	物件費	12,096,526	52,845,057	77,153,714	24,308,657	64,502,714	11,657,657	49,466,555
	維持補修費	998,665	4,341,242	13,593,188	9,251,946	8,052,118	3,710,876	6,872,361
	扶助費	7,563,915	32,636,450	103,188,610	70,552,160	85,150,587	52,514,137	66,220,219
	補助費等	5,375,965	23,166,733	85,273,836	62,107,103	65,290,757	42,124,024	49,259,365
収支等	普通建設事業費	15,241,910	54,318,482	197,460,014	143,141,532	156,966,264	102,647,782	135,422,168
	災害復旧事業費、失業対策事業費	0	17,346	1,217,707	1,200,361	1,674,784	1,657,438	1,554,152
	公債費	9,409,170	40,669,697	107,846,923	67,177,226	96,583,034	55,913,337	54,479,556
	積立金	1,926,615	10,217,437	18,467,774	8,250,337	14,611,300	4,393,863	16,294,081
	繰出金	8,462,002	28,679,912	31,402,664	2,722,752	22,035,130	▲6,644,782	19,431,327
	その他	4,321,326	9,462,548	87,405,895	77,943,347	74,424,897	64,962,349	51,136,934
	歳入総額	90,447,735	364,021,053	875,668,885	511,647,832	714,011,071	349,990,018	567,499,269
類似団体比較	歳出総額	86,872,927	351,031,419	865,709,942	514,678,523	702,957,826	351,926,407	558,237,644
	歳入歳出差引額	3,574,808	12,989,634	9,958,943	▲3,030,691	11,053,245	▲1,936,389	9,261,626
	実質収支	2,417,863	10,564,040	773,446	▲9,790,594	727,628	▲9,836,412	891,597
	単年度収支	▲508,816	2,256,315	60,005	▲2,196,310	-87,035	▲2,343,350	8,672
	実質単年度収支	▲503,622	1,863,695	507,486	▲1,356,209	-265,477	▲2,129,172	-113,343
	地方債現在高	103,530,165	366,254,916	1,240,391,49	8	874,136,582	1,063,718,609	697,463,693
	積立金現在高	13,913,424	45,024,905	83,537,738	38,512,833	64,326,399	19,301,494	65,466,195
	うち財政調整基金	4,067,914	15,457,515	7,526,641	▲7,930,874	7,226,499	▲8,231,016	11,089,330
	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)	9,664,330	50,477,893	147,544,674	97,066,781	149,590,763	99,112,870	166,329,107
	歳入歳差額(翌年度以降支出予定額)	9,664,330	50,477,893	147,544,674	97,066,781	149,590,763	99,112,870	166,329,107

類似団体その1は全政令指定都市であり、モデルパターン「6市2町」より権能が大幅に多いことがあり、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

類似団体その2は、モデルパターン「6市2町」に人口、面積が近似している政令指定都市6市であり、権能は大幅に多く、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

類似団体その3は、県庁所在地ではない政令指定都市2市であり、権能は大幅に多く、モデルパターンより全般的に財政規模が大きくなっている。

これらのことから、市町村合併後、政令指定都市に移行することにより、財政規模は拡大することが考えられる。

#### ④ 類似団体比較の総括

- 政令指定都市へ移行すると、権能が大幅に拡充されるため、現在の関係市町村の財政規模の単純合計額よりはるかに大きな財政規模となる。
- 中核市へ移行すると、権能が拡充されるため、現在の関係市町村の財政規模の単純合計額より大きな財政規模となることが考えられる。
- 政令指定都市、中核市以外の市で、モデルパターン「柏市・沼南町」と、人口規模、面積が類似した市の平均財政規模を比較すると、モデルパターンの単純合計額の方が、全般に少なくなっている。これは、柏市及び周辺市町は、全国的に見ると効率的な行政運営を実施していることを示している。

## (2) 合併による市町村議会議員数、特別職、職員数等の削減効果の試算

### ① 結果の総括

図表 合併に伴う人員の削減見込み数一覧

	市町村議会議員	特別職（首長、助役、収入役、教育長）	行政委員	職員 (普通会計部門)
柏市・沼南町	11人の削減 (合併後の定数 46)	4人の削減 (合併後の定数 5)	33人の削減 (合併後の定数 44)	55人の増※ (合併後の人数 2,826)
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	66人の削減 (合併後の定数 56)	12人の削減 (合併後の定数 5)	105人の削減 (合併後の定数 44)	114人の削減 (合併後の人数 4,725)
柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・閑宿町	175人の削減 (合併後の定数 72)	29人の削減 (合併後の定数 5)	248人の削減 (合併後の定数 50)	217人の削減 (合併後の人数 9,946)

※上記の数値はあくまで簡便な前提条件を設定して試算したものであるため、実際に合併に向けて本格的な協議を行った結果、上記の人数と異なることもある。

※「柏市・沼南町」の職員数が削減ではなく増加する要因としては、中核市移行に伴う人員増（例：保健所職員）等が考えられる。

### ② 市町村議会議員に関する検討

モデルパターン毎の関係市町村議会議員定数の単純合計と地方自治法との比較により差異を求める。

市町村議会議員の定数は、地方分権推進に伴う地方自治法の改正により、平成15年1月から従来の法定定数制度に替え、人口規模に応じた上限数を設定し、その範囲内で地方議会が自主的に条例を定めることになっている。

#### 【検討項目】

##### ・合併後の議員数（平成15年1月以降の上限数）の設定

地方自治法第91条による議員数を整理する（平成15年1月以降の場合を想定）。

※平成15年1月以降、定数は合併後の新市町村において定める。ここでは、上限数を定数にするものと仮定した。

※地方自治法との関係上、この試算で用いる人口は、国勢調査人口速報値（平成12年10月1日現在）を用いる。

##### ・減員数（合併後の議員数と、現在の議員定数の差）の算出

合併後の議員数と、現在の関係市町村議会議員定数の単純合計の差を求める。

##### ・上限数の人口按分の算出

仮に市町村議会議員選挙において選挙区を設定する際は、公職選挙法第十五条に基づき、基本的には国勢調査人口按分で定数を設定することとなる。その参考とするため、合併後の議員上限数を人口按分した人数を求めるとともに、その人数と、

現行定数の差を計算する。

#### ・定数特例、在任特例の適用の検討

合併特例法による定数特例、在任特例を適用した際の議員定数の変化状況を検討する。

#### 【検討の結果】

##### ■柏市・沼南町

合併後の議員数： 46人

減員数： 11人

	H12国調人口	法定数 (H14.12まで)	現定数 (減数条例による) ①	合併市の改正自治法議員 上限数 (H15.1から) ②	減員数 ②-①
柏市	327,851	48	36	-	-
沼南町	45,927	30	21	-	-
合併後の 新市	373,778	78	57	46	▲ 11

定数特例、在任特例： 下表のとおり

※いずれも特例の上限数

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特例なし	46	46	46	46	46
新設	92	92	92	92	46
合併	57	57	46	46	46

	編入先の残任期間	最初の一般選挙1年目	2年目	3年目	4年目	それ以後
編入 合併	定数特例①  41 (柏36、沼南5)	46	46	46	46	46
	在任特例①  57 (柏36、沼南21)	46	46	46	46	46
	定数特例②  41 (選挙区設置) (柏36、沼南5)	41	41	41	41	46
	在任特例②  60 (選挙区設置) (柏36、沼南24)	41	41	41	41	46

※柏市が沼南町を編入合併した場合

※柏市、沼南町とも、単独時の定数は、平成15年4月以降も現行定数に据え置くと仮定

※編入合併の定数特例①②、在任特例②の場合、特例の人数の方が改正自治法による上限数より少なくなるため、実際はこのような形にはならず、適用されないか、もしくは「特例なし」の状態の議員数が（41人より）減員されて設定されることになるものと思われる。

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

合併後の議員数： 56 人

減員数： 66 人

	H12 国調人口	法定数 (H14.12まで)	現定数 (減数条例による) ①	合併市の改正自治法議員 上限数 (H15.1から) ②	減員数 ②-①
柏市	327,851	48	36	—	—
流山市	150,527	40	32	—	—
我孫子市	127,733	36	30	—	—
沼南町	45,927	30	21	—	—
合併後の 新市	652,032	154	119	56	▲ 63

定数特例、在任特例： 下表のとおり

※いずれも特例の上限数

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
特例なし	56	56	56	56	56
新設	定数特例	112	112	112	56
合併	在任特例	119	119	56	56

	編入先の残任期間	最初の一般 選挙 1年目	2 年目	3 年目	4 年目	それ以降
編入 合併	定数特例①	72 (柏 36、流山 17 我孫子 14、沼南 5)	56	56	56	56
	在任特例①	122 (柏 36、流山 32 我孫子 30、沼南 24)	56	56	56	56
	定数特例② (選挙区設置)	72 (柏 36、流山 17 我孫子 14、沼南 5)	72 (同左)	72 (同左)	72 (同左)	56
	在任特例② (選挙区設置)	122 (柏 36、流山 32 我孫子 30、沼南 24)	72 (同上)	72 (同上)	72 (同上)	56

※柏市が流山市、我孫子市、沼南町を編入合併した場合

※4市町とも、単独時の定数は、平成 15 年 4 月以降も現行定数に据え置くと仮定

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・閑宿町

合併後の議員数： 72 人

減員数： 175 人

	H12 国調人口	法定数 (H14.12まで)	現定数 (減数条例による) ①	合併市の改正自治法議員 上限数 (H15.1から) ②	減員数 ②-①
柏市	327,851	48	36	—	—
松戸市	464,841	52	46	—	—
流山市	150,527	40	32	—	—
我孫子市	127,733	36	30	—	—
野田市	119,922	36	32	—	—
鎌ヶ谷市	102,573	36	27	—	—
沼南町	45,927	30	21	—	—
閑宿町	31,275	30	20	—	—
合併後の 新市	1,370,649	308	244	72	▲ 172

定数特例、在任特例： 下表のとおり

※いずれも特例の上限数

	初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
特例なし	72	72	72	72	72
新設	定数特例	144	144	144	72
合併	在任特例	244	244	72	72

※編入合併は、6 市 2 町という大規模な合併においてはほとんど実現する可能性がないため、検討は省略する。

③ 特別職（公営企業管理者等除く）に関する検討

各パターンに關係する市町の首長、助役、収入役、教育長の定数から、合併後の定数を首長（市長）1、助役2、収入役1、教育長1とした場合の削減数を試算する。

※現在の定数は、助役以外は各1。助役については松戸市と柏市は2、それ以外は1  
【検討の結果】

■柏市・沼南町

合併後の特別職数（公営企業管理者等除く）： 5 人

減員数： 4 人

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

合併後の特別職数（公営企業管理者等除く）： 5 人

減員数： 12 人

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

合併後の特別職数（公営企業管理者等除く）： 5人

減員数： 29人

③ 行政委員に関する検討

各パターンに關係する行政委員の定数から、合併後の定員を關係市町中最大の定数とした場合の削減数を試算する。

図表 行政委員定数の状況（委員長・会長と委員は合算）

	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会又は公平委員会	常勤監査委員（識見）	非常勤監査委員（識見）	監査委員（議員）	農業委員会	固定資産評価審査委員会
松戸市	5	4	3	1	1	2	28	3
野田市	5	4	3	0	1	1	28	3
柏市	5	4	0	1	1	2	25	6
流山市	5	4	0	0	1	1	24	3
我孫子市	5	4	0	0	1	1	22	3
鎌ヶ谷市	5	4	0	0	1	1	17	3
関宿町	5	4	0	0	1	1	16	3
沼南町	5	4	0	0	1	1	20	3
備考	うち1名は教育長と仮定。削減数からは除外（ダブルカウントになるため）	単独設置の場合のみ						

企業会計に属する職員数及び一部事務組合職員数等は含んでいない。

【検討の結果】

■柏市・沼南町

合併後の普通会計部門職員数： 2,826人

減員数： 55人増（中核市移行に伴う増員必要性が要因と考えられる）

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

合併後の普通会計部門職員数： 4,725人

減員数： 114人減

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

合併後の普通会計部門職員数： 9,946人

減員数： 217人減

図表 職員数に関する削減試算結果一覧

	総人口（住民基本台帳人口 H12.3.31）	普通会計部門職員数（H12.4.1）①	職員類団	類団職員数の人口比例換算（合併後の職員数）②	合併による増減数②-①
柏市・沼南町	369,124人	2,771人	市K-III	2,826人	55人増
柏市・流山市・我孫子市・沼南町	645,870人	4,839人	市L-III	4,725人	114人減
6市2町	1,359,528人	10,163人	市L-III	9,946人	217人減

※総務省自治行政局「類似団体別職員数の状況（平成12年4月1日現在）」をもとに試算

【検討の結果】

■柏市・沼南町

合併後の行政委員数（教育委員会に教育長含む）： 44人

減員数（教育長除く）： 33人

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

合併後の行政委員数（教育委員会に教育長含む）： 44人

減員数（教育長除く）： 105人

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

合併後の行政委員数（教育委員会に教育長含む）： 50人

減員数（教育長除く）： 248人

④ 職員数に関する検討

各パターンに關係する市町の職員数と、総務省自治行政局「類似団体別職員数の状況（平成12年4月1日現在）」における類似団体の職員数（人口1万人あたり）を人口比例換算して求めた職員数との比較を行い、その差を削減数とする。

なお、ここで対象としている職員数は、普通会計部門に属する総職員数であり、公営

### (3) 合併した場合に想定される国の財政支援の試算

#### ①財政措置額に関する試算の総括

市町村合併の推進のための国の財政措置のうち、合併後の市町村に対する措置額について、モデルパターン別に整理すると下表のようになる。

種類	対象事業等	期間	財政措置額（期間内総額）			(仮定) 柏市への財政措置額 (期間内総額) ※人口割			備考
			柏・沼南	3市1町	6市2町	柏・沼南	3市1町	6市2町	
1)市町村合併に対する新たな特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正など	3年間	5.8 億円	25.4 億円	60.3 億円	5.1 億円	12.8 億円	14.4 億円	
2)合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）	行政の一体化や、行政水準・住民負担水準の格差是正	5年間	19.7 億円	30.0 億円	30.0 億円	17.3 億円	15.1 億円	7.2 億円	
3)合併市町村補助金	行政運営の合理化・効率化、行政サービス水準の確保・強化、公共施設間の連携強化、人的・物的交流の促進、一体性の確立など	3年間	4.5 億円	10.5 億円	21.0 億円	3.9 億円	5.3 億円	5.0 億円	
上記3種 小計			30.0 億円	65.9 億円	111.3 億円	26.3 億円	33.2 億円	26.6 億円	
4)合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置【合併特例債①】	合併市町村のまちづくりのための建設事業	10年間	288.0 億円	746.2 億円	918.9 億円	252.6 億円	375.2 億円	219.8 億円	標準全体事業費
5)合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置【合併特例債②】	新市における一体感の醸成や、旧市町単位の地域振興に関する事業	10年間	40.0 億円	40.0 億円	40.0 億円	35.1 億円	20.1 億円	9.6 億円	標準基金規模上限
合併特例債 小計			328.0 億円	786.2 億円	958.9 億円	287.7 億円	395.3 億円	229.4 億円	
合併算定替	※普通交付税として配分	15年間	※今後の普通交付税額の算定の方向性が不明確なため、推計困難						

※「(仮定) 柏市への財政措置額（期間内総額）」は、各パターン毎の財政措置額の総額を、人口（平成12年国調速報値）で按分して求めた柏市分の金額である。

#### ②各財政支援措置の詳細

##### 1) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置

平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度または翌年度から3ヶ年にわたり特別交付税措置

※1年目：算定額の5割、2年目：算定額の3割、3年目算定額の2割

##### 【支援内容】

- (1)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり
- (2)公共料金格差是正
- (3)公債費負担格差是正（現行措置は吸収）
- (4)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を包括的に措置

##### 【算定方法】

$$(4\text{億円} + 4\text{千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数} = \text{算定額}$$

※ 増加人口=合併関係市町村の人口の合計-合併関係市町村の人口のうち最大のもの

※ 補正係数

増加人口／合併後人口	係 数
20%未満	1.00
20%以上40%未満	1.25
40%以上	1.50

##### ■ 柏市・沼南町

特別交付税措置算定額 5.8 億円

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
	2.9	1.8	1.2	

※人口割（柏市分） 2.6 1.5 1.0 億円

##### ■ 柏市・流山市・我孫子市・沼南町

特別交付税措置算定額 25.4 億円

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
	12.7	7.6	5.1	

※人口割（柏市分） 6.4 3.8 2.6 億円

##### ■ 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

特別交付税措置算定額 60.3 億円

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
	30.2	18.1	12.1	

※人口割（柏市分） 7.2 4.3 2.9 億円

## 2) 合併直後の臨時の経費に対する財政措置（合併補正）

合併直後に必要となる次のような臨時の経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行う。※合併から5か年度の間、普通交付税額に均等上乗せ

### 【臨時の経費の例】

- (1) 基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費
- (2) 行政水準・住民負担水準の格差是正

### 【算定方法】

$$(1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併市町村人口}) \times \{1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4\} = \text{算定額}$$

※ 算定額は5か年度間の合算額。これを、5か年度間に均等配分

※ 30億円を上限とする

### ■柏市・沼南町

臨時の経費に係る財政措置額 **19.7億円**

年度別措置額	合併初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	億円
※人口割（柏市分）	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	億円

### ■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

臨時の経費に係る財政措置額 **30.0億円**

年度別措置額	合併初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	億円
※人口割（柏市分）	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	億円

### ■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

臨時の経費に係る財政措置額 **30.0億円**

年度別措置額	合併初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	億円
※人口割（柏市分）	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	億円

## 3) 合併市町村補助金

合併した市町村で以下のような地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要となるもの事業のうち、市町村計画に位置付けられたものを対象。

人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助。（定額補助）

### 【対象事業の例】

- (1)合併後、付加的に必要となり、かつ行財政運営の合理化、効率化となる事業
- (2)住民への行政サービスの水準の確保、強化にかかる事業
- (3)公共施設ネットワーク化などにかかるもの
- (4)地域内的人的・物的交流の促進に必要な経費
- (5)合併市町村のアイデンティティを高め、一体感を醸成するための経費
- (6)その他（総務大臣が必要と認める事業）

### 【算定方法】

・下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限  
・合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助

※特に必要と認める場合は、単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に補助することができる。

関係市町村人口	金額（千円）
5千人以下	20,000
5千1人～1万人	30,000
1万1人～5万人	50,000
5万1人～10万人	70,000
10万1人以上	100,000

### ■柏市・沼南町

合併市町村補助金（合計額） **4.5億円**

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
※人口割（柏市分）	1.3	1.3	1.3	億円

### ■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

合併市町村補助金（合計額） **10.5億円**

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
※人口割（柏市分）	1.8	1.8	1.8	億円

### ■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

合併市町村補助金（合計額） **21.0億円**

年度別交付額	合併初年度	2年度目	3年度目	億円
※人口割（柏市分）	1.7	1.7	1.7	億円

4) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置【合併特例債①】

合併後10ヶ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債（合併特例債）を充当（95%）し、元利償還金の70%を普通交付税措置

【算定方法】

◎標準全体事業費

合併から10か年度間の事業の合算額

（算式）

$$180 \text{ 億円} \times \{( \text{合併後人口}/10 \text{ 万人}) \times a + b\} \times \{(\text{増加人数}/1 \text{ 万人}) \times c + d\} \times e$$

※ a、b の数値は、下表による

合併後人口による区分	aの数値	bの数値
3万人以下	1.000	0.200
3万人超 10万人以下	0.714	0.286
10万人超	0.000	1.000

※ c、d の数値は、下表による

増加人口による区分	cの数値	dの数値
1万人以下	0.333	0.667
1万人超 5万人以下	0.167	0.833
5万人超 10万人以下	0.083	1.250
10万人超 20万人以下	0.042	1.667
20万人超 40万人以下	0.021	2.083
40万人超	0.000	2.917

$$\text{※ } e = 2 - (2/\text{合併関連市町村数})$$

◎充当率及び普通交付税措置

起債充当額は標準全体事業費の95%とし、その元利償還金の70%を普通交付税算入

※つまり、合併後の新市町は、標準全体事業費の5%分と、元利償還金の30%分を負担する。

（算式）

起債充当額 : 標準全体事業費 × 95%

普通交付税算入額 : 元利償還金(注) × 70%

(注) 本シミュレーションでは以下の簡単な設定で計算する。

借入利率 : 3% (年賦)

償還期間 : 10年 (据置期間なし)

※起債充当額と、それに対する10年分の利息分を合計した値を元利償還金と仮定する。

例) 10年間で100億円借りる場合、10年間の利息分は100億円×3%  
×10年=30億円 と計算

◎試算にあたっての事業額の考え方

- 標準全体事業費の全額に相当する事業を実施することとする
- 10年間、毎年均等額の事業を実施することとする
- 債還額については、上述の通り、簡単な設定で計算する（合併後19年目まで）

■柏市・沼南町

※人口割（柏市分）

252.6億円

(10年間合計)

標準全体事業費 288.0 億円

起債充当額 273.6 億円

普通交付税算入額 249.0 億円

借入・債還モデル（例） (単位：億円)

合併後年度	借入額	償還額	うち交付税措置	うち新市負担分
1年目	27.4	3.6	2.5	1.1
2年目	27.4	7.1	5.0	2.1
3年目	27.4	10.7	7.5	3.2
4年目	27.4	14.2	10.0	4.3
5年目	27.4	17.8	12.4	5.3
6年目	27.4	21.3	14.9	6.4
7年目	27.4	24.9	17.4	7.5
8年目	27.4	28.5	19.9	8.5
9年目	27.4	32.0	22.4	9.6
10年目	27.4	35.6	24.9	10.7
11年目		32.0	22.4	9.6
12年目		28.5	19.9	8.5
13年目		24.9	17.4	7.5
14年目		21.3	14.9	6.4
15年目		17.8	12.4	5.3
16年目		14.2	10.0	4.3
17年目		10.7	7.5	3.2
18年目		7.1	5.0	2.1
19年目		3.6	2.5	1.1
合計	273.6	355.7	249.0	106.7

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

標準全体事業費 **746.2** 億円

※人口割 (柏市分)

375.2億円

起債充当額 **708.9** 億円

普通交付税算入額 **645.1** 億円

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

※人口割 (柏市分)

標準全体事業費 **918.9** 億円

219.8億円

起債充当額 **872.9** 億円

普通交付税算入額 **794.4** 億円

借入・償還モデル (例)

(単位 : 億円)

合併後年度	借入額	償還額		
			うち交付税措置	うち新市負担分
1年目	70.9	9.2	6.5	2.8
2年目	70.9	18.4	12.9	5.5
3年目	70.9	27.6	19.4	8.3
4年目	70.9	36.9	25.8	11.1
5年目	70.9	46.1	32.3	13.8
6年目	70.9	55.3	38.7	16.6
7年目	70.9	64.5	45.2	19.4
8年目	70.9	73.7	51.6	22.1
9年目	70.9	82.9	58.1	24.9
10年目	70.9	92.2	64.5	27.6
11年目		82.9	58.1	24.9
12年目		73.7	51.6	22.1
13年目		64.5	45.2	19.4
14年目		55.3	38.7	16.6
15年目		46.1	32.3	13.8
16年目		36.9	25.8	11.1
17年目		27.6	19.4	8.3
18年目		18.4	12.9	5.5
19年目		9.2	6.5	2.8
合計	708.9	921.6	645.1	276.5

借入・償還モデル (例)

(単位 : 億円)

合併後年度	借入額	償還額		
			うち交付税措置	うち新市負担分
1年目	87.3	11.3	7.9	3.4
2年目	87.3	22.7	15.9	6.8
3年目	87.3	34.0	23.8	10.2
4年目	87.3	45.4	31.8	13.6
5年目	87.3	56.7	39.7	17.0
6年目	87.3	68.1	47.7	20.4
7年目	87.3	79.4	55.6	23.8
8年目	87.3	90.8	63.5	27.2
9年目	87.3	102.1	71.5	30.6
10年目	87.3	113.5	79.4	34.0
11年目		102.1	71.5	30.6
12年目		90.8	63.5	27.2
13年目		79.4	55.6	23.8
14年目		68.1	47.7	20.4
15年目		56.7	39.7	17.0
16年目		45.4	31.8	13.6
17年目		34.0	23.8	10.2
18年目		22.7	15.9	6.8
19年目		11.3	7.9	3.4
合計	872.9	1134.8	794.4	340.4

## 5) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置【合併特例債②】

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（95%）し、元利償還金の70%を普通交付税措置

### 【基金による事業例】

- ・新市町村の一体感の醸成に資するもの（イベント、文化事業、民間団体への助成等）
- ・旧市町村単位の地域の振興（地域の行事、伝統文化の伝承、コミュニティ活動への助成 等）

### 【算定方法】

#### ◎標準全体事業費

合併から10か年度間の基金規模の合算額。40億円を基金の上限とする。

（算式）

$$\text{標準基金規模} = (3 \text{ 億円} \times \text{合併関連市町村数}) + (1 \text{ 万円} \times \text{増加人数}) + (5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口})$$

※必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模の概ね5割増まで積立てを行うことができる。

$$\text{標準基金規模の上限額} = \text{標準機金規模} \times 1.5 \text{ 倍}$$

#### ◎充当率及び普通交付税措置

起債充当額は標準全体事業費の95%とし、その元利償還金の70%を普通交付税算入

※つまり、合併後の新市町は、標準全体事業費の5%分と、元利償還金の30%分を負担する。

（算式）

$$\text{起債充当額} : \text{標準全体事業費} \times 95\%$$

$$\text{普通交付税算入額} : \text{元利償還金(注)} \times 70\%$$

（注）本シミュレーションでは以下の簡単な設定で計算する。

借入利率：3%（年賦）

償還期間：10年（据置期間なし）

※起債充当額と、それに対する10年分の利息分を合計した値を元利償還金と仮定する。

例) 10年間で100億円借りる場合、10年間の利息分は $100 \text{ 億円} \times 3\% \times 10 \text{ 年} = 30 \text{ 億円}$ と計算

#### ◎試算にあたっての事業額の考え方

- 標準基金規模（または上限額）の全額に相当する積み立てを実施することとする
- 10年間、毎年均等額の積み立てを実施することとする
- 債還額については、上述の通り、簡単な設定で計算する（合併後19年目まで）

※基金に関しては、金融情勢が不安定な状況下においては、設置するメリットが必ずしも十分にあるとは言えないという意見もある。

→低金利で、投資リスクも大きい中で基金を運用することとなるため。仮に基金を運用しない場合は、起債してまで基金を設置する意義が薄れるという考え方もある。

## ■柏市・沼南町

標準基金規模（計算上） 29.3 億円

※人口割（柏市分）

標準基金規模の上限額 40.0 億円

35.1億円

起債充当額 38.0 億円

普通交付税算入額 34.6 億円

（単位：億円）

合併後年度	借入額	償還額	うち交付税措置	うち新市負担分
1年目	3.8	0.5	0.3	0.1
2年目	3.8	1.0	0.7	0.3
3年目	3.8	1.5	1.0	0.4
4年目	3.8	2.0	1.4	0.6
5年目	3.8	2.5	1.7	0.7
6年目	3.8	3.0	2.1	0.9
7年目	3.8	3.5	2.4	1.0
8年目	3.8	4.0	2.8	1.2
9年目	3.8	4.4	3.1	1.3
10年目	3.8	4.9	3.5	1.5
11年目		4.4	3.1	1.3
12年目		4.0	2.8	1.2
13年目		3.5	2.4	1.0
14年目		3.0	2.1	0.9
15年目		2.5	1.7	0.7
16年目		2.0	1.4	0.6
17年目		1.5	1.0	0.4
18年目		1.0	0.7	0.3
19年目		0.5	0.3	0.1
合計	38.0	49.4	34.6	14.8

■柏市・流山市・我孫子市・沼南町

標準基金規模（計算上） 77.0（上限超） 億円

標準基金規模の上限額 40.0 億円

※人口割（柏市分）

20.1億円

起債充当額 38.0 億円

普通交付税算入額 34.6 億円

借入・償還モデル（例）：「柏市・沼南町」のモデルと同一のため省略

■柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町

標準基金規模（計算上） 183.1（上限超） 億円

標準基金規模の上限額 40.0 億円

※人口割（柏市分）

9.6億円

起債充当額 38.0 億円

普通交付税算入額 34.6 億円

借入・償還モデル（例）：「柏市・沼南町」のモデルと同一のため省略

(4) 中核市、政令指定都市への移行に関する検討

① 中核市、政令指定都市への移行可能性

モデルパターンは、合併により、以下のように中核市または政令指定都市へ移行し、権能を拡充することができる。

図表 中核市、政令指定都市への移行可能なパターン

	パターン	人口	面積	移行可能性	移行の主な要件（運用上）
1	柏市・沼南町	373,794人	114.90km <sup>2</sup>	中核市	人口 30万人以上、面積 100km <sup>2</sup> 以上 ※全国で 28市（H13.4.1現在）
2	柏市・流山市・我孫子市・沼南町	652,032人	193.37km <sup>2</sup>	中核市 政令指定都市	同上
3	柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	1,370,663人	379.35km <sup>2</sup>	政令指定都市	地方自治法上は「人口 50万以上で政令で指定する市」であるが、人口その他、都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されており、実質的には人口 100万人程度が基準であった。 しかし、平成 13年 8月 30日に政府の市町村合併支援本部が策定した市町村合併支援プランでは、「政令指定都市の指定の弾力化」が明示され、合併した場合に限り、人口 70万人程度に要件が緩和されることとなっている。

人口：平成 12年国勢調査報告（H12.10.1現在）

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（H12.10.1現在）

② 中核市について

1) 中核市とは

政令指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく、平成 7年度に設けられた制度。平成 11年、地方分権の一層の推進を図るため指定要件が緩和。

2) 中核市の権能

- 中核市は、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一體的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができる。（福祉、衛生、まちづくり等の事務）
- 中核市がその事務を処理するに当たって、都道府県知事の指示その他の命令を受けるものとされている事項の一部については、法令の規定を適用しない。（福祉分野について関与の特例が設けられている）

### 3) 中核市の主な事務

中核市が処理することとなる主な事務を以下に示す。

#### 中核市が処理することとなる主な事務

##### 1 保健所が処理する事務

中核市は保健所を設置することとなるため、保健所設置市が行う事務を処理することとなる。

###### ○伝染病予防法に基づく事務

病原体検査の実施 船舶等の検疫 予防のための住民の隔離等

###### ○食品衛生法に基づく事務

飲食店営業等の許可 中毒患者等の報告

###### ○興行場法・旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務

営業の許可 立入検査 営業停止命令

###### ○結核予防法に基づく事務

定期外健康診断の実施 結核患者に対する施設への入所命令

###### ○母子保健法に基づく事務

未熟児への訪問指導 養育医療の給付

###### ○後天性免疫不全症候群の予防に関する法律に基づく事務

医師からのエイズに係る報告、通報 医師の健康診断の勧告、命令

###### ○検疫法に基づく事務

検疫等の措置 緊急の場合の上陸の許可

###### ○温泉法に基づく事務

温泉の供用許可 施設への立入検査

###### ○理容師法・美容師法及びクリーニング業法に基づく事務

届出 立入検査

###### ○狂犬病予防法に基づく事務

犬の登録申請 予防注射の実施 犬の抑留施設の設置

###### ○と畜場法に基づく事務

と畜場の設置許可 検査の実施 施設の使用制限

###### ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

食鳥処理事業の許可 検査の実施

###### ○地域保健法に関する事務

地域住民の健康保持、増進のための事業の実施

###### ○医療法に基づく事務

診療所、助産所の開設許可 報告の徴収 立入検査

###### ○児童福祉法に基づく事務

児童の健康相談 健康検査 育成医療給付

###### ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務

特定建築物の設置等の届出 立入検査、報告 措置の勧告

###### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 立入検査

###### ○浄化槽法に基づく事務

浄化槽設置等の届出 勧告及び変更命令

##### 2 民生行政に関する事務

○身体障害者手帳の交付（身体障害者福祉法）

○母子相談員の設置、母子・寡婦福祉資金の貸付け（母子及び寡婦福祉法）

○養護老人ホームの設置認可・監督（老人福祉法）

##### 3 都市計画等に関する事務

○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可（都市計画法）

○土地区画整理組合の設立の認可（土地区画整理法）

○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可（宅地造成等規制法）

○屋外広告物の条例による設置制限（屋外広告物法）

##### 4 環境保全行政に関する事務

○ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出（大気汚染防止法）

○騒音を規制する地域、規制基準の指定（悪臭防止法）

現在、全国の中核市により構成する「中核市連絡会」などにより、税財源も含めた、権能の更なる移譲に向けての動きが見られる。

#### 4) 中核市移行に伴うメリット

総務省では、一般向けに以下のようない「中核市移行に伴うメリット」を示している。

##### ■行政サービスの効率化が図られるようになります

###### 【具体例】

○ 身体障害者手帳の交付や心身障害児の補装具・日常生活用具の給付・貸与に係る期間が半分以下に短縮されるようになりました。

○ 建築確認申請を伴う屋外広告物設置の場合、従来県で設置の許可を、市で設置の届出受理を行っていたが、すべて市で行うことになり、申請者の手数が軽減されることになりました。

##### ■きめ細かな行政サービスを提供できるようになります

###### 【具体例】

○ 産業廃棄物の不法投棄対策に関して、不法投棄があった場合、より迅速に対応することが可能となりました。

○ 屋外広告物の規制に関する事が移譲されたことにより、きめ細かなパトロールを行うことができ、撤去件数が大幅に増加し、景観保持に寄与することになりました。

○ 市が直接身体障害者相談員などを委託したり、母子相談員を配置することにより、より密接な連携が可能となり、きめ細かな対応が行えるようになりました。

### ■独自のまちづくりを展開しやすくなります

#### 【具体例】

- 都市計画に関する事務が移譲されることにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりを展開していくことが可能となりました。
- 工場等に対する規制権限が一元化されることにより、今まで以上に独自性をもった総合的な環境行政の推進が図れるようになりました。

### ■市全体の活性化につながることが期待されます

#### 【具体例】

- 中核市に移行したことにより、市としてのステータスが向上し、市全体の活性化や経済の振興につながる波及効果が期待されるようになりました。

(資料) 総務省資料を抜粋

### 5) 中核市への移行状況

○中核市の要件を満たす市： 34 市

○中核市の指定を受けている市： 28 市（平成 13 年 4 月 1 日現在）

#### ○中核市移行の経緯

##### ■平成 8 年 4 月 1 日

宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市（12 市移行）

##### ■平成 9 年 4 月 1 日

秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市（5 市移行）

##### ■平成 10 年 4 月 1 日

豊田市、福山市、高知市、宮崎市（4 市移行）

##### ■平成 11 年 4 月 1 日

いわき市、長野市、豊橋市、高松市（4 市移行）

##### ■平成 12 年 4 月 1 日

旭川市、松山市（2 市移行）

##### ■平成 13 年 4 月 1 日

横須賀市（1 市移行）

※中核市候補市 6 市（中核市の要件を満たしているが、指定を受けていない市）

八王子市、川越市、岡崎市、高槻市、奈良市、倉敷市

### 6) 中核市の指定に係る手続

- 中核市は、政令で指定する。
- 政令の立案は、関係市からの申出に基づいて行う。
- 関係市は、あらかじめ当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

### 7) 中核市移行による効果等に係る事例

平成 13 年 4 月 1 日に中核市へ移行した横須賀市の事例を参考資料に整理する。

### ③ 政令指定都市について

#### 1) 政令指定都市とは

政令指定都市は、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度である。大都市においては、人口や産業が集中することにより、市が対処しなければならない行政需要が増大し、高度で広範多岐にわたる行政サービスが必要となる。

そのため、地方自治法やその他の法令において、一般の市とは異なる行政制度及び財政制度上の特例を定めて、市民生活に関わりの深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営を図り、市民福祉の向上を図ろうとするものである。

#### 2) 政令指定都市移行に伴うメリット

さいたま市では、一般向けに以下のような「政令指定都市移行に伴うメリット」を示している。

政令指定都市は、一般の市と異なる「特例」が認められていることから、

- (1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる
- (2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる
- (3) 財政的に豊かなまちづくりができる

など、多くのメリットがあります。

##### (1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる

政令指定都市になると、一般的に人口 10 万人～20 万人程度を基準に、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が開設されます。

区役所では、戸籍や住民登録、印鑑登録はもちろん、国民年金、国民健康保険、各種福祉事務、市民相談、広報広聴、コミュニティ、社会教育などの市民生活に密着した事務のほとんどを行うことができるようになります。それにより、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細かな行政を総合的に展開することが可能となります。

##### (2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を、市で直接行うことができるようになります。

その事務の主なものは、児童・身体障害者・高齢者などに対する社会福祉事務、母子保健・食品衛生・公害防止対策などの保健衛生・環境保全事務、国道・県道の管理や交通安全施設の整備などの土木建設、都市計画事務などです。

これらの事務処理が、すべて市の独自の判断で行うことができる所以、処理期間が大幅に短縮され、スピードアップを図ることができます。

##### (3) 財政的に豊かなまちづくりができる

政令指定都市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められています。

石油ガス譲与税、軽油引取税、宝くじ発売収益金が新たに国や県から交付され、その他にも地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が一般の市に比べて増額されます。

さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されますので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれます。

これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、道路、下水道、防災体制など、市民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることができます。

(資料) さいたま市資料（WEB サイト）を抜粋

### 3) 政令指定都市制度と中核市制度の比較

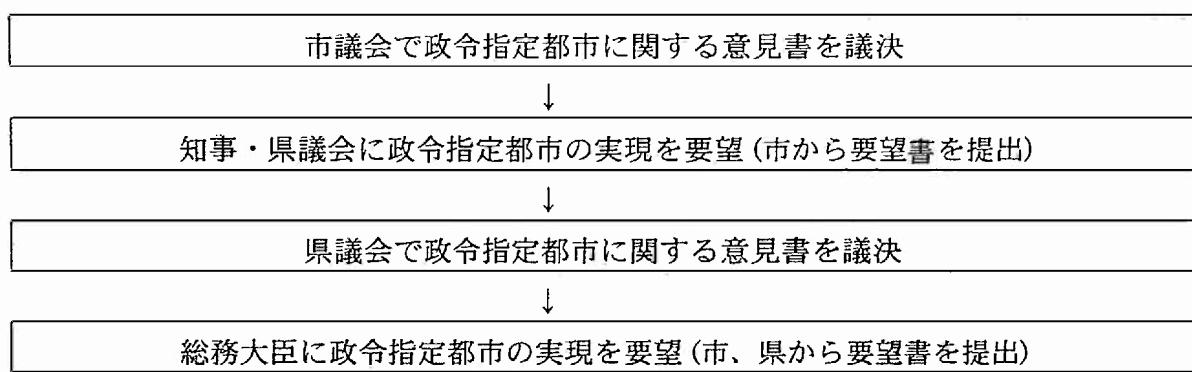
比較項目	政令指定都市	中核市
概要(根拠)	大都市行政の特殊性を考慮し、総合的に大都市行政ができるようにするため、一般の市とは異なる特例を認める制度。 (地方自治法第252条の19~21)	社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことにより地域行政の充実を図る制度。 (地方自治法第252条の22~26)
要件	(法律上の要件) ・人口50万人以上であること。 (運用の目安) ・人口がおおむね100万人以上であること。 ・第1産業就業人口が10%未満であること。 ・経済、文化等において都市的形態・機能を有していること。 ・県からの委譲事務が処理できる行政能力があること。	・人口30万人以上であること。 ・面積100km <sup>2</sup> 以上であること。 ・人口50万人未満の市の場合、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核的機能を有すること。 (昼夜間人口比率が100を超えること)
①事務分配  (事務分配の主なもの)	・地方自治法第252条の19第1項に列挙する事務のほか、各個別法で政令指定都市の特例とされている事務を行う。	・原則として、左の政令指定都市に委譲されている事務を処理する。ただし、①広域的な地方公共団体である都道府県が一体的に処理することが効率的である事務(例えば、道路管理の事務、県費負担教職員の任免)、②事務量からみて独立で施設、機関又は専門職員等を設置して行うことが非効率的である事務(例えば児童相談所の設置)その他、中核市が行うことが適当でない事務は、都道府県が従来どおり処理する。  (1) 民生行政に関する事務 ・児童相談所の設置 ・身体障害者手帳の交付 ・母子・寡婦福祉資金の貸付 ・養護老人ホームの設置許可、監督 (2) 保健衛生行政に関する事務 ・飲食店営業等の施設に係る基準の設定 ・飲食店営業の許可 (3) 都市計画等に関する事務 ・市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可 ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 ・屋外広告物の条例による設置制限 ・首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の新設の許可 (4) 土木行政に関する事務 ・市内指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 (5) 文教行政に関する事務 ・県費負担教職員の任免、給与の決定、研修 (6) 環境保全に関する事務 ・大気汚染に関する事務
特別措置  ②行政監督  (知事に代えて直接主務大臣が監督)	・児童福祉施設の設置の許可と命令並びに休止の承認 ・生活保護施設の設置の届出 ・児童福祉施設の設置の届出等 ・養護老人ホーム等の設置の許可 ・身体障害者更生援護施設の設置の許可  ・教育長の任免・承認、土地開発公社の設立・定款変更・解散の許可等、養護老人ホーム等に対する改善命令等、生活保護施設の設備又は運営の改善命令等	・原則として特例は設けない。 ただし、福祉関連事務には政令指定都市と同様に特例を設ける。 (例/保護施設の設置の届出・児童福祉施設のうち保育所等の設置の届出)
③行政組織	・区を設け区役所を置く。	・特例は設けない。

比較項目	政令指定都市	中核市
④財政	<p>①地方税 (ア) 固定資産税 ・政令指定都市以外の市では大規模償却資産のうち一定以上のものは県で課税する(政令指定都市では課税できる)。 ・免税点については、同一の者に係る免税点が行政区に所在する課税客体ごとに適用される。 (イ) 市民税の均等割 ・2つ以上の区に事業所を有する場合は区ごとに課税する。 (ウ) 特別土地保有税 ・2,000m<sup>2</sup>以上に課税する。 (エ) 事業所税 ・従業者1,000人超・事業所面積1,000m<sup>2</sup>超の事業所に課税する。</p> <p>②地方交付税 ・基準財政需要額の算定で、管理する一般国道又は県道の面積・延長が測定単価に導入されるほか、行政機能の差により補正される。</p> <p>③地方債 ・自治大臣が許可する。一件の限度額は3,000万円(県と同じ)</p> <p>④宝くじ ・単独で発行できる。</p> <p>⑤地方道路譲与税 ・右の市町村に譲与される額に加えて、地方道路税の収入相当額の43%を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</p> <p>⑥石油ガス譲与税 ・石油ガス税の50%相当額を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</p> <p>⑦軽油取引税交付金 ・軽油取引税の90%相当額を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</p> <p>⑧自動車取得税交付金 ・右の市町村に交付される額に加えて、自動車取得税総額の28.5%を、県と政令指定都市が管理する国県道の面積・延長の割合で分ける。</p> <p>⑨交通安全対策特別交付金 ・交通反則金収入を道路安全施設の設置費用に充てるため、交通事故の発生件数・人口集中度に応じて、県・市町村に交付されるが、政令指定都市には、一般市と異なる算定方式が適用される。</p>	<p>①地方税 (ア) 固定資産税 ・特例なし。 (イ) 市民税の均等割 ・特例なし。(一般市と同じで、市域で課税) (ウ) 特別土地保有税 ・特例なし。(一般市と同じで、5,000m<sup>2</sup>以上で課税) (エ) 事業所税 ・人口30万人以上で政令で指定する市も政令指定都市と同じ。</p> <p>②地方交付税 ・算定上、必要な措置がとられる。</p> <p>③地方債 ・知事が許可する。一件の限度額は人口50万人以上の市は1,000万円</p> <p>④宝くじ ・単独で発行できない。(原則として)</p> <p>⑤地方道路譲与税 ・他の市町村と同じ57%が市町村に譲与される。</p> <p>⑥石油ガス譲与税 ・譲与されない。</p> <p>⑦軽油取引税交付金 ・交付されない。</p> <p>⑧自動車取得税交付金 ・他の市町村と同じ66.5%が交付される。</p> <p>⑨交通安全対策特別交付金 ・一般市と同じ。</p>
指定の手続	・政令で指定する。	・政令で指定する。(自治大臣の政令の立案は、関係市の申し出に基づいて行われる) ・申し出の際には、市議会の議決及び都道府県議会の議決を経た同意が必要。 ※中核市が政令指定都市に指定された場合は、中核市の指定は解除される。
創設・施行日	・昭和31年地方自治法の一部改正により創設された。昭和31年9月1日施行	・平成6年6月地方自治法の一部改正により創設された。平成7年4月1日施行

静岡市市資料をもとに作成

#### 4) 政令指定都市の指定に係る手続

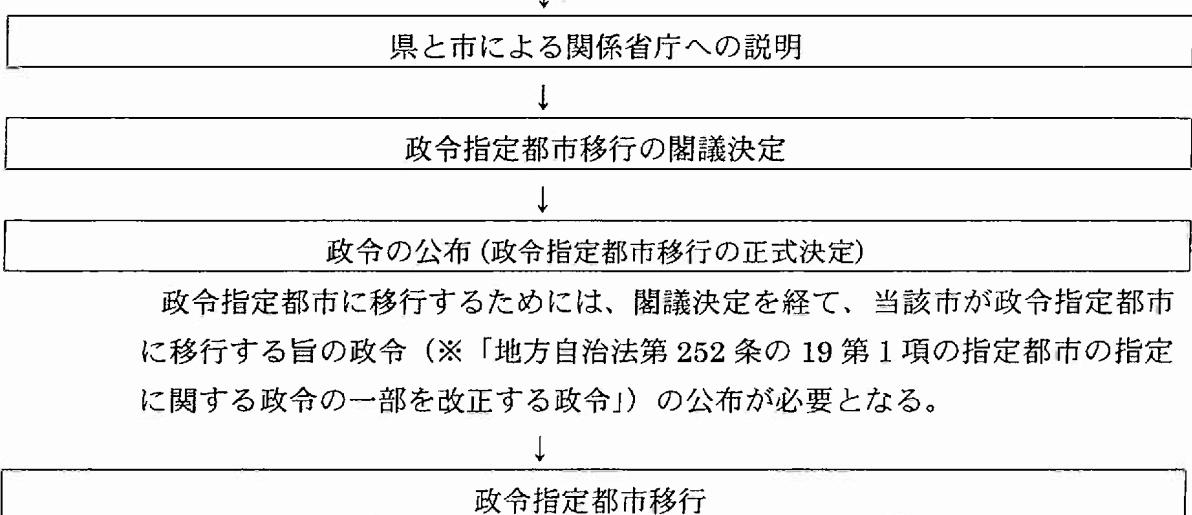
政令指定都市移行の手続きは、特に法令で規定されていませんが、これまで政令指定都市に指定された都市では、主に次のような手続きを経て政令指定都市に移行している。



### ＜国・県に対する協力要請・要望について＞

政令指定都市移行に当たっての手続きについては法律で定められたものではなく、国に対する積極的な働きかけ、強い要望により実現されるため、県と市により、国に対し協力を要請するとともに、政令指定都市移行の「要望書」を提出するといった手続きが必要となる。

一方、国（※総務省をはじめ、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、警察庁など関係省庁）においては、当該市の政令指定都市移行に当たり、改正すべき法令などの確認、各省協議を行う必要があるため、県と市は、「要望書」を提出した後に関係省庁に対し速やかに説明を行っていく必要がある。



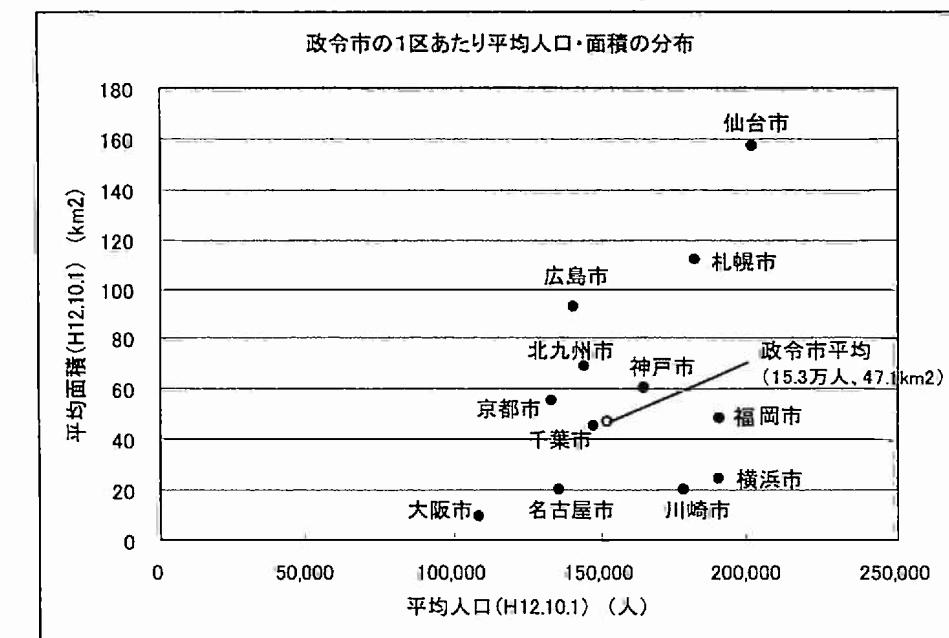
※さいたま市資料をもとに作成

#### 5) 行政区の設置によるきめ細やか行政サービスの提供

政令指定都市には行政区が設置される。12 政令指定都市の 128 行政区の 1 区あたり平均規模は、人口 15.3 万人、面積 47.1km<sup>2</sup>である。128 区中、68%の区が人口 10 万人以上 20 万人未満である。

近年、区役所は市民に最も身近なコミュニティ行政の拠点として市民と役所の媒介役を果たすとともに、地域の総合的行政運営を担う機関へと移行しつつあり、市長の権限に属する事務の区長への委任を拡大する傾向が見られる。従って、合併により市の規模が拡大した場合においても、行政区できめ細かな行政サービスを提供することは可能であるものと思われる。

図表 政令指定都市の1区あたり平均人口・面積



## (5) 想定される合併のメリット（例示）

### 1) 一般的な合併のメリット

住民に最も身近な行政主体である市町村は、地方分権が進展する中、住民の日常生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するとともに、住民ニーズの多様化・高度化等に対応した質の高い行政サービスの提供が求められている。また、今後、少子・高齢化の進展に伴う財政需要の増加や地方債の返済等が市町村の大きな負担となるとともに、地方行財政の枠組みが大きく変化することが見込まれ、市町村の行財政運営は、より一層自立的・個性的な取り組みが求められている。

このような背景を受け、現在、市町村合併に向けての取り組みが進められているところであるが、合併のメリットについては、国や千葉県の要綱、また市町村合併に係る調査研究において、一般的に以下のような事項が挙げられている。

これらの中には、柏市が合併した場合にも想定されるメリットが多く含まれている。

#### ① 住民の利便性向上

- 利用可能な行政窓口が増加し、住居や勤務地、通勤途中など多くの場所で利用可能になる。
- 旧市町村界を越えた学区の見直しが可能となり、生活の実態に即した小中学校区が設定できる。
- 利用が制限されていた他市町村の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用できる。
- など

#### ② 行政サービスの高度化・多様化、新たな行政ニーズへの円滑な対応

- 合併により中核市等となった場合、保健福祉関連や都市計画関連、環境関連の権限が市のものとなり、これまで以上に地域の実情にあった身近な行政サービスの提供を、すばやく提供できる。
- 行財政基盤の強化による行政サービスの充実やより一層の安定化が図られる。
- 役所の規模が大きくなるため、より専門性に特化した組織や職員を置きやすく、また、専門性の高い職員の採用や育成を行いやすくなる。これらのことにより、より専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となったり、新たな行政ニーズへすばやい対応が可能となる。
- より計画的な人事や、研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップが図られる。また、より一層、政策形成能力の高い職員による行政運営が可能となったり、窓口業務の適性の高い職員を配置しやすくなったりする。
- 合併を機に、行政サービス内容が見直されることとなり、より高い水準のサービスの提供が行われることが考えられる（一般に、サービス水準は高い方に、住民負担は低い方に合わせる方向で、調整は進められる）。また、適正な行政サービスのあり方を地域全体で根本的に考える、絶好の機会となる。

#### ③ 広域的観点に立ったまちづくり・施策展開

- 広域的視点に立って、道路や公共施設等の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニング等、まちづくりをより効果的に実施することができる。
- 環境問題や交通問題など、広域的な調整、取り組み等を必要とする課題に対する施策を、これまで以上に効率的かつ円滑に展開できる。
- 広域的視点に立った公共施設の適正配置が可能となる。また、公共施設等への重複投資を避けることができ、重点的、効率的な施設整備が可能となる。さらに、社会経済情勢の変化に応じた、公共施設の用途転換を行いやすくなる。

#### ④ 総合的な活力の強化

- 政令指定都市や中核市へ移行することにより、これまで県が行ってきた行政分野を市が直接行うことができるようになり、総合力が向上する。
- 合併により社会的に注目されることとなり、知名度の向上や、地域のイメージアップが期待できる。
- 国内外の諸都市との地域間競争がより一層進んでいく中で、合併により、より様々な地域資源を内包することができ、それらを活かした地域活力の向上を行いやすくなる。

#### ⑤ 行財政の効率化

- 役所の総務、企画等の管理部門の効率化が図りやすくなり、サービス提供や事業実施を直接担当する部門の人員を厚くしやすくなるとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。
- 市町村議会議員や、市長・助役・収入役・教育長等の特別職、また各種委員会の委員等の総数を減少させることができ、経費の節減が図られる。
- （再掲） 広域的視点に立った公共施設の適正配置が可能となる。また、公共施設等への重複投資が避けることができ、重点的、効率的な施設整備が可能となる。さらに、社会経済情勢の変化に応じた、公共施設の用途転換を行いやすくなる。
- 行財政の効率化・合理化により生じる財源等で、住民負担の軽減を図ることが可能となる。

#### ⑥ 合併に係る各種財政措置を活かした、一体性の高い地域づくりの推進

- 合併による直接的なメリットではないが、合併後の一体的な地域づくり等の推進のため、国、県は様々な財政支援措置（合併特例債や、普通交付税の算定替、特別交付税措置など）を用意しており、それらの制度の活用が期待される。

## 2) 各パターン別にみた合併のメリット（例示）

### ① 柏市・沼南町パターンの場合

中核市に移行し、地域自ら決定する権限が拡大して、市民の皆さんにとってより身近な行政展開を行うことが期待されます。

中核市へ移行すると、現在、県が行っている事務のうち、保健所関連や、民生行政の一部、都市計画行政の一部、環境保全行政の一部を市自らが実施できるようになる。中核市移行のメリットとしては、以下のようなことが挙げられる。

#### ■行政サービスの効率化が図られるようになる

##### 【具体例】

- 身体障害者手帳の交付や心身障害児の補装具・日常生活用具の給付・貸与に係る期間が半分以下に短縮されるようになる。
- 建築確認申請を伴う屋外広告物設置の場合、設置の届出受理と設置の許可をすべて市で行うことになり、申請者の手数が軽減されることになる。

#### ■きめ細かな行政サービスを提供できるようになる

##### 【具体例】

- 産業廃棄物の不法投棄対策に関して、不法投棄があった場合、より迅速に対応することが可能となる。
- 屋外広告物の規制に関する事務が移譲されたことにより、景観保持に寄与することになる。

#### ■独自のまちづくりを展開しやすくなる

##### 【具体例】

- 都市計画に関する事務が移譲されることにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりを展開していくことが可能となる。
- 工場等に対する規制権限が一元化されることにより、今まで以上に独自性をもった総合的な環境行政の推進が図れるようになる。

行財政改革を、より一層推進できるようになることが期待できます。

大規模な組織や財政規模になることにより、「規模のメリット」を活かして、組織や財政の効率化を行うことが期待できる。その端的な例として、合併に伴う市町議会議員、特別職（市長、助役など）、行政委員（農業委員や選挙管理委員など）、役所の職員について、以下のような削減が考えられる。

市町村議会議員	特別職（首長、助役、収入役、教育長）	行政委員（農業委員、選挙管理委員、監査委員など）	職員（普通会計部門）
11人の削減 (合併後の定数 46)	4人の削減 (合併後の定数 5)	33人の削減 (合併後の定数 44)	55人の増※ (合併後の人数 2,826)

※上記の数値はあくまで簡便な前提条件を設定して試算したものであるため、実際に合併に向けて本格的な協議を行った結果、合併後に上記と異なる人数となることもある。

※職員数が削減ではなく増加する要因としては、中核市移行に伴う人員増（例：保健所職員）等が考えられる。

合併を契機に、様々な財政支援措置を活用し、地域の一体性を高める事業を展開できます。

合併により、以下のような財政支援措置を受けることができ、これらの有効活用や、合併を契機とした財政の重点配分等により、合併後のまちづくりを推進し、合併による効果をより一層大きなものとすることが期待される。

種類	対象事業等	財政措置額	(仮定) 柏市域への財政措置額	備考
1)市町村合併に対する新たな特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正など	5.8 億円 (3年間計)	5.1 億円	
2)合併直後の臨時の経費に対する財政措置（合併補正）	行政の一体化や、行政水準・住民負担水準の格差是正	19.7 億円 (5年間計)	17.3 億円	
3)合併市町村補助金	行政運営の合理化・効率化、行政サービス水準の確保・強化、公共施設間の連携強化、人的・物的交流の促進、一体性の確立など	4.5 億円 (3年間計)	3.9 億円	
1)～3) 計		30.0 億円	26.3 億円	
4)合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 【合併特例債①】	合併市町村のまちづくりのための建設事業	288.0 億円 (10年間計)	252.6 億円	標準全体事業費
5)合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 【合併特例債②】	新市における一体感の醸成や、旧市町単位の地域振興に関する事業	40.0 億円 (10年間計)	35.1 億円	標準基金規模上限
合併特例債（4),5) 計		328.0 億円	287.7 億円	

※「(仮定) 柏市への財政措置額（期間内総額）」は、財政措置額の総額を、人口（平成 12 年国調速報値）で按分して求めた柏市分の金額であり、あくまで仮定の金額である。

### ② 柏市・流山市・我孫子市・沼南町パターンの場合

市境があつたために発生していた問題が解決することが期待されます。

東武野田線の豊四季駅、初石駅、江戸川台駅周辺地区では、柏市と流山市の市境が、市街地の中で複雑な形態を有しており、また、JR常磐線北柏駅周辺地区では柏市と我孫子市の市境が同様に複雑な状況となっている。これにより、第2章（8）において整理したような様々な課題が発生している。

合併した場合、これらの課題については、解消が期待される。

ア) 自宅に近い小中学校へ通学できなかったり、公共施設の利用に制限がありなど、住民の利便性が損なわれている。

→ 市境がなくなり、小中学校区の見直し等が行われることによって通学の問題は解決可能となる。公共施設についても、利用者にとって便利な場所にある施設を利用できるようになる。

##### 【具体例】

流山市立八木北小学校は、流山市美田と柏市西柏台2丁目に跨って立地しているが、柏市西柏台2丁目は、西原小学校の学区となっている。合併により、学区の見直しが行われた場合、西柏台の子ども達は、より近い八木北小学校へ通うことできるようになる可能性がある。

※小学校区は、地域コミュニティの単位にもなっているため、一概に距離が「遠い・近い」だけで決められるものではないが、ここではあくまでわかりやすい例として示している。

- イ) 市街地整備を行う際、市境を跨いだ整備を行うには時間を要する。  
→ 一つの市で事業を展開することができるようになり、面的な整備を行う際の手続き的な制約が少なくなる。また、適正な土地利用を誘導する際、より広域的な視点からの取り組みが総合的に実施できる。

【具体例】

柏市北柏駅北口地区は、地域拠点として整備に向け土地区画整理事業が推進されているが、同地区は柏市と我孫子市の市境が入り組んでおり、一体的なまちとなっていない部分もある。これらを総合的な視点から見直し、事業の実施を図ることが可能となる。

- ウ) 施設整備や行政サービス（ごみ収集など）の提供等が非効率になる。また、連続した住宅地（団地）の中において、提供される行政サービスの内容が異なることにより、不公平感等を生じているおそれがある。  
→ 連たんした市街地において、同質のサービスを効率的に提供できるようになる。

- エ) 通勤通学等で他市の住民が利用することの多い自転車駐輪場の整備や、他市の住民の活動に起因するごみの処理等を、自らの市で実施することとなり、「受益者負担」の考え方方に反する（税金を当該市に払っていない人のための事業を、実施しなくてはならない）。  
→ 日常生活圏に近い市域になることにより、受益者負担を行いやすくなる。

広域的な視点からまちづくりを進めやすくなります。

柏市、流山市においては、つくばエクスプレス関連のまちづくりが進んでいる。一方、3市1町は水質汚濁の進んだ手賀沼流域に位置しており、これまで浄化に向けた取り組みを進めているが、なおも課題が残っている。これらはいずれも広域的な視点から取り組むことで、より一層、効果的な成果を上げることが可能になるものと思われるが、現在は以下のようないくつかの課題が発生している。

合併した場合、これらの課題については、解消が期待される。なお、課題解消に向けての事業推進に際しては、国や県の各種財政支援策を活用することにより、市民にとって負担の小さい形での取り組みが期待される。

- ア) 新しい市街地が整備されることにより、自動車交通のさらなる需要が発生することが予想され、幹線道路の整備が必要となっている。  
→ 南北方向や東西方向の幹線道路を広域的に整備することにより、渋滞の緩和が期待され、また我孫子地域や沼南地域へつくばエクスプレスの整備効果を波及させることにつながる。

イ) 手賀沼、大堀川、大津川の水質浄化が喫緊の課題となっている。また、手賀沼における親水空間の整備が課題となっている。

→ 水質汚濁防止のより総合的な対策を、流域の広い範囲で実施することが可能となり、これまで以上の成果が上がる事が期待される。また、「手賀沼を生かしたまちづくり構想」の推進が、組織が一本化されることにより行いやすくなる。

【具体例】

- ・柏市の実施している生活排水対策（ろ紙配布等）が地域全体で行われるようになり、水質浄化への効果が期待される。
- ・我孫子市が推進している手賀沼遊覧船運航やビオトープネットワークづくりが、手賀沼全域を対象として実施可能となる。

ウ) 豊かな自然・文化を有し、住民、民間、行政が一体となった環境保全・環境教育の取り組みが進められている手賀沼は、東葛地域を代表・象徴する存在であり、また「心のよりどころ」とも言え、本地域におけるアイデンティティの確立には欠かすことのできない存在である。今後、本地域において、文化面や健康面を重視したまちづくりを推進するためには、手賀沼をより一層総合的に生かした取り組みが必要となっている。

→ 合併により、より一層一体的な取り組みが可能となる。

中核市や政令指定都市に移行し、地域自ら決定する権限が拡大して、市民の皆さんにとってより身近な行政展開を行うことが期待されます。

中核市になると、保健・福祉関連や都市計画関連の権限が強化される。政令指定都市になると、県並みの権限を有するようになり、地域の個性を活かしたまちづくりがこれまで以上に行いやすくなる。さらに、政令指定都市になって行政区を設置する場合、人口規模およそ 15 万人程度の範囲で 1 行政区がおかれることが予想され、今以上に住民にとって身近な存在となることが期待される。

※中核市については「①柏市・沼南町」を参照。政令指定都市については「③ 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・鶴宿町」を参照。

人口規模では首都圏で 5 番目の市となり、また、より一層、自立性が高く多様な地域特性を持つ地域となることにより、「業務核都市」としての役割を果たすことが期待されます。

合併後の人口は 65 万人、面積は 193 km<sup>2</sup> となる。人口規模では、首都圏では 5 番目の市となる。また、国の第 5 次首都圏基本計画（平成 11 年）では、柏市を中心とする地域は「業務核都市」に指定され、首都圏における学術・産業・文化の重要な交流拠点として育成・整備が進められることとなっており、4 市町の多様な地域特性が一つになることにより、そうした役割をより一層果たしやすくなることが期待される。

図表 首都圏の市町村の人口規模（上位 10 市）（平成 12 年 10 月 1 日現在）

	市名	人口	面積
1	横浜市	340 万人	437 km <sup>2</sup>
2	川崎市	123 万人	143 km <sup>2</sup>
3	さいたま市	102 万人	168 km <sup>2</sup>
4	千葉市	87 万人	272 km <sup>2</sup>
5	柏市・流山市・我孫子市・沼南町	65 万人	193 km <sup>2</sup>
6	相模原市	60 万人	90 km <sup>2</sup>
7	船橋市	55 万人	86 km <sup>2</sup>
8	八王子市	52 万人	186 km <sup>2</sup>
9	松戸市	46 万人	61 km <sup>2</sup>
10	川口市	46 万人	109 km <sup>2</sup>

※参考 世田谷区（人口 78 万人、面積 58 km<sup>2</sup>）、練馬区（人口 65 万人、面積 48 km<sup>2</sup>）

行財政改革を、より一層推進できるようになることが期待できます。

大規模な組織や財政規模になることにより、「規模のメリット」を活かして、組織や財政の効率化を行うことが期待できる。その端的な例として、合併に伴う市町議会議員、特別職（市長、助役など）、行政委員（農業委員や選挙管理委員など）、役所の職員について、以下のような削減が考えられる。

市町村議会議員	特別職（首長、助役、収入役、教育長）	行政委員（農業委員、選挙管理委員、監査委員など）	職員（普通会計部門）
66 人の削減 (合併後の定数 56)	12 人の削減 (合併後の定数 5)	105 人の削減 (合併後の定数 44)	114 人の削減 (合併後の人数 4,725)

※上記の数値はあくまで簡単な前提条件を設定して試算したものであるため、実際に合併に向けて本格的な協議を行った結果、合併後に上記と異なる人数となることもある。

合併を契機に、様々な財政支援措置を活用し、地域の一体性を高める事業を展開できます。

合併により、以下のような財政支援措置を受けることができ、これらの有効活用や、合併を契機とした財政の重点配分等により、合併後のまちづくりを推進し、合併による効果をより一層大きなものとすることが期待される。

種類	対象事業等	財政措置額	(仮定) 柏市域への財政措置額	備考
1)市町村合併に対する新たな特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正など	25.4 億円 (3 年間計)	12.8 億円	
2)合併直後の臨時の経費に対する財政措置（合併補正）	行政の一体化や、行政水準・住民負担水準の格差是正	30.0 億円 (5 年間計)	15.1 億円	
3)合併市町村補助金	行政運営の合理化・効率化、行政サービス水準の確保・強化、公共施設間の連携強化、人・物的交流の促進、一体性の確立など	10.5 億円 (3 年間計)	5.3 億円	
1)～3) 計		65.9 億円	33.2 億円	

種類	対象事業等	財政措置額	(仮定) 柏市域への財政措置額	備考
4)合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 【合併特例債①】	合併市町村のまちづくりのための建設事業	746.2 億円 (10 年間計)	375.2 億円	標準全体事業費
5)合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 【合併特例債②】	新市における一体感の醸成や、旧市町単位の地域振興に関する事業	40.0 億円 (10 年間計)	20.1 億円	標準基金規模上限
合併特例債（4),5) 計		786.2 億円	395.3 億円	

※「(仮定) 柏市への財政措置額（期間内総額）」は、財政措置額の総額を、人口（平成 12 年国調速報値）で按分して求めた柏市分の金額であり、あくまで仮定の金額である。

### ③ 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町パターンの場合

市場があつたために発生していた問題が解決することが期待されます。

広域的な視点からまちづくりを進めやすくなります。

※「②柏市・流山市・我孫子市・沼南町」の項目を参照。内容が重複するため、ここでは省略。

政令指定都市に移行し、地域自ら決定する権限が飛躍的に拡大して、市民の皆さんにとってより身近な行政展開を行うことが期待されます。

政令指定都市へ移行すると、現在、県が行っている事務のうち、市民生活に身近な行政のほとんどを市自らが実施できるようになる。政令指定都市移行のメリットとしては、以下のようなことが挙げられる。

#### ■ 身近できめ細かな市民サービスが提供できるようになる

政令市になると、一般的に人口 10 万人～20 万人程度を目安に、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が開設される。区役所では、戸籍や住民登録、印鑑登録はもちろん、国民年金、国民健康保険、各種福祉事務、市民相談、広報広聴、コミュニティなどの市民生活に密着した事務のほとんどを行うことができるようになります。それにより、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細かな行政を総合的に展開することが可能となる。

#### ■ 行政事務サービスのスピードアップを図ることができるようになる

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を、市で直接行うことができるようになる。

その事務の主なものは、児童・身体障害者・高齢者などに対する社会福祉事務、母子保健・食品衛生・公害防止対策などの保健衛生・環境保全事務、国道・県道の管理や交通安全施設の整備などの土木建設、都市計画事務などである。

これらの事務処理が、すべて市の独自の判断で行うことができる。処理期間が大幅に短縮され、スピードアップを図ることができる。

#### ■ 財政的に豊かなまちづくりができるようになる

政令指定都市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められている。石油ガス譲与税、軽油引取税、宝くじ発売収益金が新たに国や県から交付され、その他にも地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が一般の

市に比べて増額される。さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されるので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれる。

人口規模では全国で7番目、首都圏では横浜に次いで2番目の市となり、また、より一層、自立性が高く多様な地域特性を持つ地域となることにより、「業務核都市」としての役割を果たすことが期待されます。

合併後の人団は137万人、面積は379km<sup>2</sup>となる。人口規模では、全国で7番目、首都圏では2番目の市となり、我が国を代表する市の一つとなる。また、国の第5次首都圏基本計画（平成11年）では、柏市を中心とする地域は「業務核都市」に指定され、首都圏における学術・産業・文化の重要な交流拠点として育成・整備が進められることとなっており、8市町の多様な地域特性が一つになることにより、こうした役割をより一層果たしやすくなることが期待される。

图表 全国の市町村の人口規模（上位10市）（平成12年10月1日現在）

	市名	人口	面積
1	横浜市	340万人	437 km <sup>2</sup>
2	大阪市	247万人	221 km <sup>2</sup>
3	名古屋市	210万人	326 km <sup>2</sup>
4	札幌	181万人	1,121 km <sup>2</sup>
5	神戸市	147万人	549 km <sup>2</sup>
6	京都市	139万人	610 km <sup>2</sup>
7	柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・閑宿町	137万人	379 km <sup>2</sup>
8	福岡市	129万人	339 km <sup>2</sup>
9	川崎市	123万人	143 km <sup>2</sup>
10	広島市	111万人	742 km <sup>2</sup>

行政改革を、より一層推進できるようになることが期待できます。

大規模な組織や財政規模になることにより、「規模のメリット」を活かして、組織や財政の効率化を行うことが期待できる。その端的な例として、合併に伴う市町議会議員、特別職（市長、助役など）、行政委員（農業委員や選挙管理委員など）、役所の職員について、以下のような削減が考えられる。

市町村議会議員	特別職（首長、助役、収入役、教育長）	行政委員（農業委員、選挙管理委員、監査委員など）	職員（普通会計部門）
175人の削減 (合併後の定数72)	29人の削減 (合併後の定数5)	248人の削減 (合併後の定数50)	217人の削減 (合併後の人数9,946)

※上記の数値はあくまで簡単な前提条件を設定して試算したものであるため、実際に合併に向けて本格的な協議を行った結果、合併後に上記と異なる人数となることもある。

合併を契機に、様々な財政支援措置を活用し、地域の一体性を高める事業を展開できます。

合併により、以下のような財政支援措置を受けることができ、これらの有効活用や、合併を契機とした財政の重点配分等により、合併後のまちづくりを推進し、合併による効果をより一層大きなものとすることが期待される。

種類	対象事業等	財政措置額	(仮定) 柏市域への財政措置額	備考
1)市町村合併に対する新たな特別交付税措置	新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正など	60.3億円 (3年間計)	14.4億円	
2)合併直後の臨時の経費に対する行政の一體化や、行政水準・住民負担水準の格差是正	行政の一体化や、行政水準・住民負担水準の格差是正	30.0億円 (5年間計)	7.2億円	
3)合併市町村補助金	行財政運営の合理化・効率化、行政サービス水準の確保・強化、公共施設間の連携強化、人的・物的交流の促進、一体性の確立など	21.0億円 (3年間計)	5.0億円	
1)～3) 計		111.3億円	26.6億円	
4)合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置 【合併特例債①】	合併市町村のまちづくりのための建設事業	918.9億円 (10年間計)	219.8億円	標準全体事業費
5)合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置 【合併特例債②】	新市における一体感の醸成や、旧市町単位の地域振興に関する事業	40.0億円 (10年間計)	9.6億円	標準基金規模上限
合併特例債(4), (5) 計		958.9億円	229.4億円	

※「(仮定) 柏市への財政措置額(期間内総額)」は、財政措置額の総額を、人口(平成12年国調速報値)で按分して求めた柏市分の金額であり、あくまで仮定の金額である。

## (6) 想定される合併のデメリット（例示）

### 1) 一般的な合併のデメリット

合併のデメリット（懸念事項）については、国や千葉県の要綱、また市町村合併に係る調査研究において、一般的に以下のような事項が挙げられている。

- ① 規模が大きくなることにより、住民の声、地域の声が議会や行政に届きにくくなる。
- ② 財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村に不利になる。
- ③ 行政サービスの低下や、使用料・手数料が高くなる懸念がある。
- ④ 役所が統廃合され、遠い場所に移った場合、利便性が低下する。
- ⑤ 中心部だけ整備が進み、周辺部が置き去りにされるという懸念が生じる。
- ⑥ 合併協議の過程等において、利害の衝突や感情的な行き違い等が起きた場合、地域間の対立が残る場合がある。

なお、このほか、「各地域の歴史、文化、伝統等が失われないか」といった懸念も一般に挙げられるところであるが、市町村合併との直接的な因果関係は薄く、合併する、しないに関わらず、地域の歴史文化等を地域で守る取り組みは必要であるものと思われる。

### 2) その他、具体的に想定される合併のデメリット

#### 税金や使用料等の住民負担額が高くなったり、サービスの質が下がったりしませんか？

合併後の各種住民負担額や行政サービスの内容は、関係市町による合併前の協議会において決定され、また合併後も様々な見直し等が行われることとなる。従って、現時点で、一概に住民負担額や行政サービスの内容が下がるかどうかについては判断できない。

一般には、「住民負担は低い市町の水準に合わせ、行政サービスは高い水準の市町似合わせる」ということが言われているが、全体的なバランスと財政の健全な運営、また受益者負担のこと等を勘案すると、一概に一般論のようになるとは言えない。

税金については、地方税法などにより、人口規模等により標準的な税率・税額が定められています。これに基づいて考えると、以下のような増税が行われることとなる。

個人市民税均等割	地方税法上、人口 50 万人以上の市の場合、年額 3,000 円 ■柏市及びその他の市： 現状 2,500 円 → 3,000 円へ ■沼南町、関宿町： 現状 2,000 円 → 3,000 円へ ※「柏市・沼南町」の 2 市町合併の場合は柏市民分の増税はなし
----------	---

事業所税	地方税法上、人口 30 万人以上の市の場合、課税可能 ■柏市、松戸市は既に事業所税を課税しているため、負担増なし ■その他の市町にある事業所は、新たに課税対象となる
------	--

また、国民健康保険料（税）や介護保険料等については、その需要見込みに応じて徴収額・率が決定するため、現在よりも柏市民にとって負担増となる可能性もある。

なお、住民負担と行政サービスの内容については、そのバランスがとれていることが最も重要であり、慎重な検討が必要となる。

#### 市役所が移ったり、出張所が無くなったりしませんか？

最近の事例を見ると、合併後の市役所は、関係市町村のいずれかの庁舎を本庁舎とし、その他の市町村の庁舎は、支所として残されるケースが多くなっている。また、新たな場所へ新庁舎を建設することを計画している市も見られる。

従来の庁舎を活用する場合、関係市町村のうち、どの庁舎を本庁舎にするかについては、事例を見ても様々であるが、「新市域内の交通利便性」「庁舎の広さ」「（防災上等の観点から）庁舎の新しさ」などが基準になっている模様である。

出張所については、合併後も存続されるかどうかは未定であるが、市民の利便性がより高まる方向で再編成されることも考えられる。なお、住民票等の窓口サービスを郵便局でも受けられるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」が新たに制定されている。

#### 規模が大きくなりすぎて、市民の声が市政に反映されにくくなるのではないですか？

市の規模が大きくなると、人口あたりの市議会議員数は、現在より減ることとなる（一部のケース除く）。ただし、職員については、中核市に移行すると保健所を市独自で持つたり、政令指定都市に移行すると行政区役所を設置したりするため、人口あたりの職員数については大きな増減はないことも考えられる。

なお、合併特例法により、地域の意向が新しいまちづくりに反映できるよう、合併前の市町村単位ごとに「地域審議会」を設置できることとなっている。

図表 合併後に想定される住民 1 万人あたり市議会議員数、職員数

パターン	人口	合併後の議員数（上限）	住民 1 万人あたり議員数	合併後の職員数（試算）	住民 1 万人あたり職員数
			住民 1 万人あたり議員数		
1 柏市・沼南町	373,778 人	46	1.23	2,771	74.13
2 柏市・流山市・我孫子市・沼南町	652,038 人	56	0.86	4,839	74.21
3 柏市・松戸市・流山市・我孫子市・野田市・鎌ヶ谷市・沼南町・関宿町	1,370,649 人	72	0.53	10,163	74.15
※ (参考) 柏市	327,851 人	現定数 36	1.10	2,384	72.72

人口：平成 12 年国勢調査確報値（H12.10.1 現在） 合併後の議員数：改正地方自治法（平成 15 年 1 月 1 日施行予定）に基づく。  
合併後の職員数：各パターンごとに、全国の同規模の市の平均職員数。普通会計部門に属する職員数のみ。総務省自治行政局「類似団体別職員数の状況（H12.4.1 現在）」をもとに試算

### 財政状況が悪くなり、柏市が「損」をするのではありませんか？

柏市の財政状況は、周辺の市町と比較すると良好な状態にある。

合併した場合は、人口が増えることで対応すべき行政サービスの量が増え、また基本的に各市町の財政上の良い面や課題を全て持ち寄って再編成することになるため、新市の財政構造は、変化するものと考えられる。

しかし、合併対象先として想定される他市町と、特に大きな差はみられないため、その影響もさほど大きくならないことが考えられる。

図表 8 市町の主要財政指標（平成 11 年度決算）

	標準財政規模	経常収支比率	公債費負担比率	財政力指数
松戸市	80,405,801 千円	89.0 %	17.3 %	0.90
野田市	21,911,621 千円	77.9 %	12.2 %	0.92
柏市	58,252,392 千円	83.2 %	13.8 %	0.97
流山市	25,648,977 千円	84.0 %	13.6 %	0.83
我孫子市	22,477,611 千円	85.1 %	11.4 %	0.88
鎌ヶ谷市	17,593,211 千円	81.2 %	12.3 %	0.75
閑宿町	6,357,777 千円	88.5 %	11.5 %	0.47
沼南町	9,196,395 千円	80.4 %	13.9 %	0.76

○標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。

○経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的性の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。一般的には、70～80%が妥当とされており、80%を著しく超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

○公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示している。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

○財政力指数：市町村の財政力の強弱を示す指標で、想定される必要な行政需要に対し、想定される収入がどの程度かを表す。数値が大きくなるほど財政力は強いということになり、財政力指数が 1 を超えると、地方普通交付税の不交付団体となる。

なども進められてくることが考えられる。

### ハード面での整備が遅れる地区が生じるのではありませんか？

一般に、ハード面の整備を進める際には、財政や市全体の地域バランス、また緊急性等を考慮し事業が実施される。市内の全ての地区で同時に事業を進めることは難しく、致し方なく「順番」が生じることもあり得る。

合併して面積が拡がることにより、市として整備・維持する施設や社会基盤等も多くなるため、「隣の地区にはあの施設がもう整備されているのに、自分の居住している地区にはまだ整備されていない」ように、住民が感じられることが発生することも懸念される。

### 地域の歴史・文化や、地域の個性が失われるのではありませんか？

合併により、例えば小・中学校区が再編され、それまで学区単位で行っていた行事の枠組みが変わることや、イベント等の実施方法等が変わること、また、市・町指定の文化財等の指定や保護の見直しが行われること等が可能性として考えられる。

しかし、地域の歴史・文化や、地域の個性については、住民や、地域コミュニティが主となって支えているものであり、行政はそれを支援する立場であることから、合併により、それが失われることにはならないと考えられる。もちろん、仮に合併することとなった場合、その協議の過程で、地域の歴史・文化や個性が失われないよう、十分配慮していくことが必要となる。

### 中核市や政令指定都市になると、住民や市にとって財政的負担等が大きくなりませんか？

中核市や政令指定都市になると、保健福祉や環境、都市計画などの分野で市が責任を持って行うことができる権限が増える。また、政令指定都市の場合、新たに行政区役所を設置することとなる。それらにより、人件費をはじめ、様々な経費が新たに必要となってくる。これらの経費は、国・県からある程度の金額は交付されることとなるため、住民負担は特に大きくならないのではないかと思われる。

しかし、例えば、岡山市では中核市移行の際、老人、重度障害者、母子家庭、乳児を対象とした医療費補助（県単独事業）を、県が岡山市分について取りやめる等の問題も発生している。これらの点については、関係市町と県によって、よく協議していく必要がある。

### これまでのまちづくりの方針が変更されるのではありませんか？

都市計画では、市の区域ごとに土地利用の計画が定められており、合併した場合、地域によっては市街化区域（既にまちなみが形成されている区域）に市街化調整区域（宅地化などを抑制する区域）が囲まれる形になることもあり、市街化区域への編入の検討

## 参考資料

### 参考2 市町村議会議員の定数特例・在任特例（合併特例法）

#### 参考1

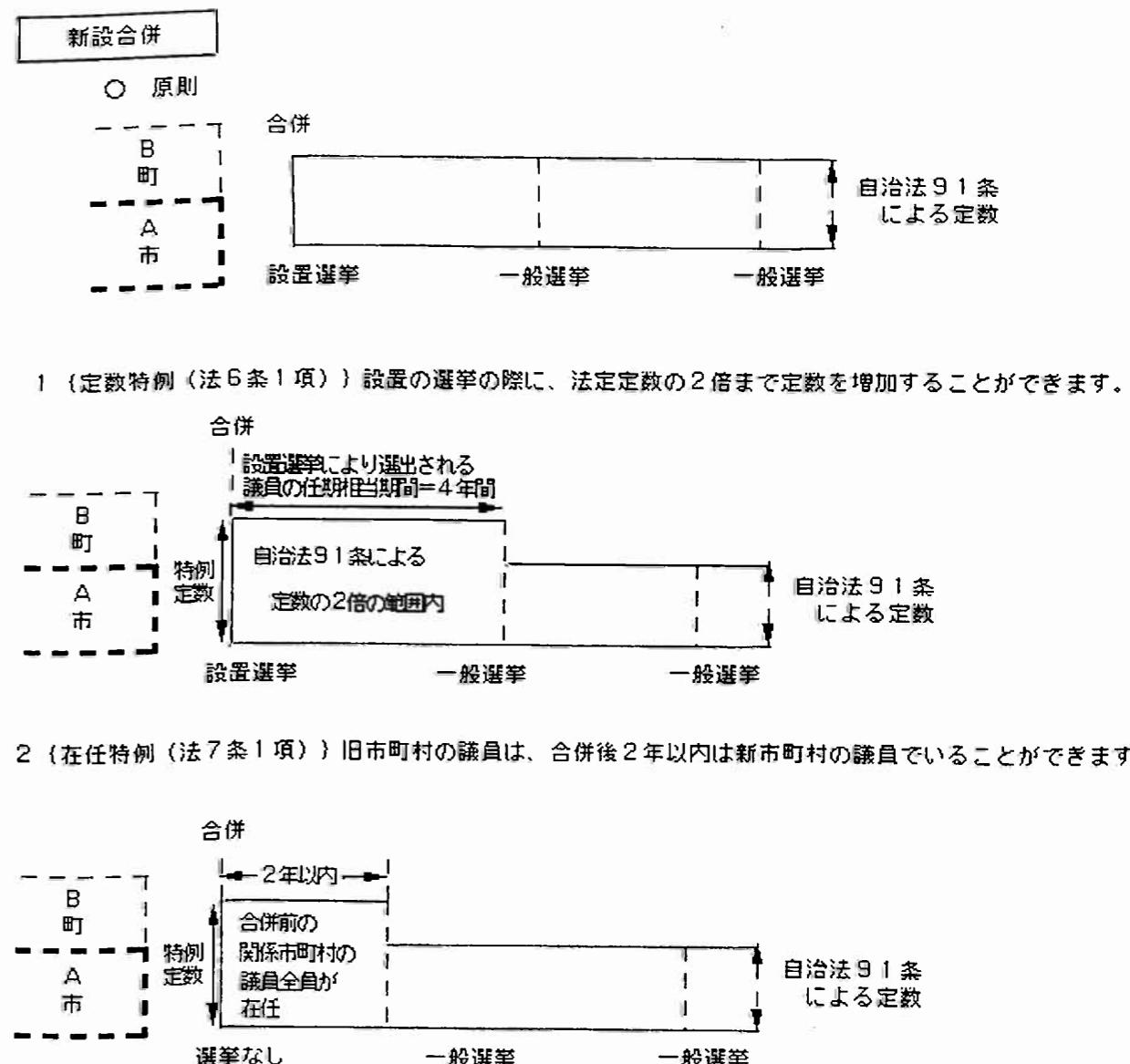
市町村議会議員の法定数及び地方自治法改正後（H15.1以降）の議員上限数

現行人口区分	現行法の定数	改正後の上限数	改正後人口区分
270万以上	100人	96人	250万以上
250万以上 270万未満	96人		
230万以上 250万未満	92人	88人	210万以上 250万未満
210万以上 230万未満	88人		
190万以上 210万未満	84人	80人	170万以上 210万未満
170万以上 190万未満	80人		
150万以上 170万未満	76人	72人	130万以上 170万未満
130万以上 150万未満	72人		
110万以上 130万未満	68人	64人	90万以上 130万未満
90万以上 110万未満	64人		
70万以上 90万未満	60人	56人	50万以上 90万未満
50万以上 70万未満	56人		
40万以上 50万未満	52人	46人	30万以上 50万未満
30万以上 40万未満	48人		
20万以上 30万未満	44人	38人	20万以上 30万未満
15万以上 20万未満	40人	34人	10万以上 20万未満
5万以上 15万未満	36人	30人	5万以上 10万未満
5万未満	30人	26人	5万未満
町 村	2万以上	30人	26人
	1万以上 2万未満	26人	22人
	5千以上 1万未満	22人	18人
	2千以上 5千未満	16人	14人
	2千未満	12人	12人

注) 現行の法定数は条例でこれを減少することができる。

注) 改正後の上限数（平成15年1月1日施行）を上限に、議員定数は市町村が条例で定める。

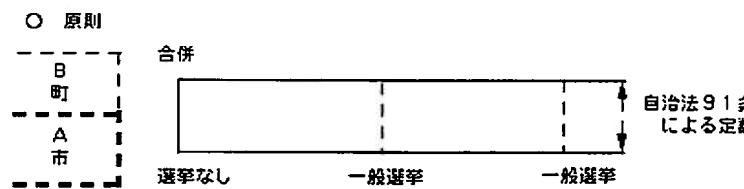
注) 新地方自治法第91条第7項の規定による平成15年1月1日以後に新たに設置される市町村の議会の議員の定数については、同項に規定する設置関係市町村は、同日前においても同項の協議を行い、又は同項の議会の議決を経て、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定め、同条第八項の告示をすることができる。



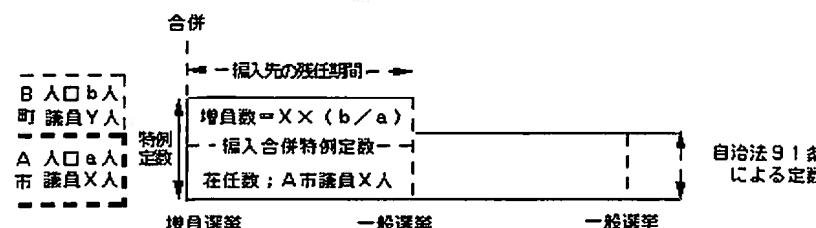
(出典) 総務省 Web サイトより抜粋

※ 上記の「法定定数」及び「自治法91条による定数」は、平成15年1月1日の地方自治法改正以降は、「議員の上限数により各市町村が定める定数」に読みかえる。

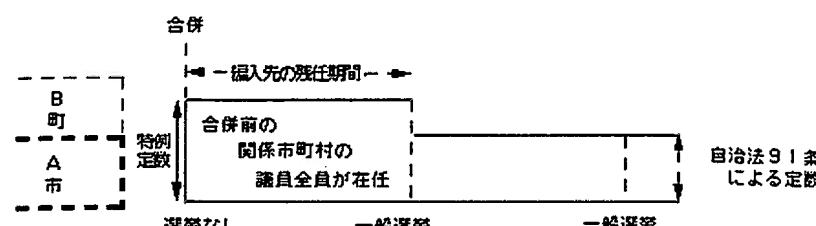
## 編入合併



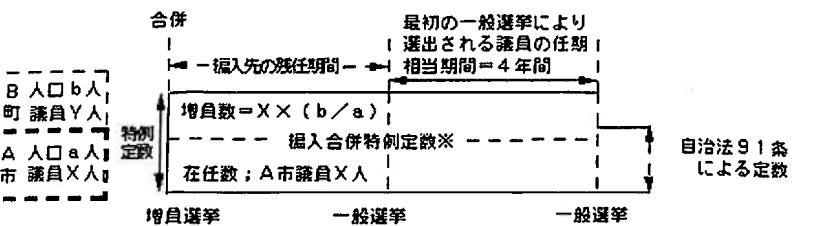
1 (定数特例(法6条2項)) 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、最初の一般選挙までできます。



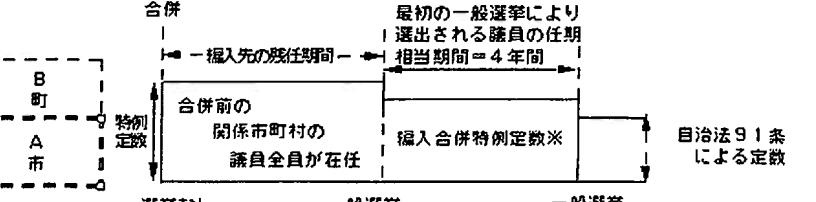
2 (在任特例(法7条1項)) 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができます。



3 (定数特例(法6条2項と定数特例(法6条5項))) 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入先の市町村の2回目の選挙までできます。



4 (在任特例(法7条1項)と定数特例(法7条3項)) 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙でその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができます。



\*編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とします。）

$$\text{増員数} = \frac{\text{編入する市町村の旧定数}}{\text{編入される市町村の人口}} \times (\text{編入される市町村の人口} - \text{編入する市町村の人口})$$

(出典) 総務省 Web サイトより抜粋

※ 上記の「法定定数」及び「自治法91条による定数」は、平成15年1月1日の地方自治法改正以降は、「議員の上限数により各市町村が定める定数」に読みかえる。

## 参考3 中核市移行に係る横須賀市の事例

## ■中核市移行の効果（横須賀市 WEB サイトより抜粋）

## 1. 市民サービスの向上

権限の移譲により受付から許認可までの一連の事務を市が行うことになるため、事務処理期間の短縮やきめ細かな対応を図ってまいります。あわせて、今後、事務の執行体制について検討していきますが、新たに移譲される事務とこれまで行ってきた事務を再構築し、受付窓口の一元化や市民が作成する書類の簡素化など利便性の向上を図ってまいります。

## ②行政サービスのスピードアップ

分野	移譲される権限等	根拠法令等	移行前→移行後
民生・保健衛生	身体障害者手帳の交付(新規)・(等級変更)	身体障害者福祉法第15条第4項	平均45日→平均20日
	身体障害者手帳の交付(再交付)	身体障害者福祉法施行令第5条第1項	平均30日→平均15日
	民生委員・児童委員の推薦(委嘱決定)	民生委員法第5条(委嘱は厚生大臣)	4~5月→2~3月
	生活保護法等による指定医療機関の決定等	生活保護法第49条、第55条 身体障害者福祉法第19条の2〇	平均35日→平均25日
	母子・寡婦福祉資金貸付事業	母子及び寡婦福祉法第10条	平均45日→平均30日
	身体障害児育成医療給付	児童福祉法第20条	平均60日→平均45日
都市計画・建設	小児慢性特定疾患認定事務	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	平均60日→平均45日
	風致地区内における建築等の許可	風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令第2条第1項	平均30日→平均15日
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第3条	特定優良賃貸住宅供給計画の認定	平均30日→平均15日
	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出の受理	公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条	平均20日→平均15日

●市民ニーズを反映したよりきめ細かな行政サービス

分野	移譲される権限等	根拠法令等	権限移譲による効果
民生	地方社会福祉審議会の設置	社会福祉事業法第6条第2項	専門的なアドバイスをする福祉審議会を市独自に持てるため、地域に配慮した福祉のあり方を調査・審議し、行政に反映できます。
	社会福祉法人・施設の監査	社会福祉事業法第54条第1項	監査業務を市が行うようになるため、より的確な施設運営の把握ときめ細かな監査指導により、施設運営の適正化と入所者処遇、職員処遇の充実につながります。
	民生委員の定数決定・指導等	民生委員法第4条、第18条	本市の実態に合った定数の決定を行なうことができるとともに、実状を踏まえた活動支援を行うことにより、今まで以上に地域に密着した民生委員制度の活用が図られます。
	母子相談員の設置	母子及び寡婦福祉法第7条	相談業務専任職員の配置により、各種の相談に迅速かつきめ細かな対応が可能となります。
	身体障害者相談員、知的障害者相談員の設置	身体障害者福祉法第12条の3第1・2項知的障害者福祉法第15条の2第1・2項	本市の実態に合った相談員の設置ができるとともに、地域の情報が迅速に集まるようになり、今まで以上に地域に密着した、きめ細かな対応が可能となります。
	国庫補助金手続事務の移譲		一連の事務手続を国と直接行うため、市の考え方を直接国に伝え、国の考え方も直接聞くことにより、効率的な事務執行ができます。

## 2. 個性豊かなまちづくりの推進

移譲される環境や都市計画に関する許認可、規制の権限を適切に運用し、本市の地域特性を生かした個性豊かなまちづくりを図ってまいります。

●個性的なまちづくり

分野	移譲される権限等	根拠法令等	権限移譲による効果
都市計画・建設	屋外広告物の規制、誘導	屋外広告物法第3条から第6条まで	市独自の条例に基づき地域特性を生かした広告景観の形成が可能となります。
	風致地区や緑地保全地区における建築規制	風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令第2条第1項 都市緑地保全法第5条	地区の特性を生かした風致の維持や緑の適正な保全を行うことができます。
	開発審査会の設置	都市計画法第78条	審査請求等に迅速に対応することが可能となるとともに、地域の実状を把握した審査を行うことができます。

個人施行の土地区画整理事業の施行認可 土地区画整理組合の設立認可	土地区画整理法第4条第1項 同法第14条第1項	認可までの期間が短縮されるとともに、市のまちづくり施策との整合を図ることが可能となります。
-------------------------------------	----------------------------	---

●環境に配慮したまちづくり

分野	移譲される権限等	根拠法令等	権限移譲による効果
環境保全	振動規制法、 悪臭防止法、 騒音規制法に基づく規制	振動規制法第3条、第4条 悪臭防止法第3条、第4条 騒音規制法第3条、第4条	振動、悪臭、騒音に関する規制基準の設定及び自動車騒音の常時監視ができるようになるため、地域の実情にあつた総合的な環境対策を図ることができます。
	ダイオキシンの監視、規制	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第14条、第18・19条、第26条、第34条	ダイオキシン発生源に対する規制及び監視ができるようになり、安全性の確保と地域の実情に応じたダイオキシン対策が可能となります。

## 3. 都市のイメージアップと分権時代にふさわしい都市経営の推進

- 中核市移行により、本市の知名度やイメージが向上し、交流人口の増加や企業立地の促進など様々な波及効果が期待できます。
- 都道府県・政令指定都市と同様に包括外部監査制度の導入が図られることにより、市政のより一層の透明性を高めることができます。
- 全国の中核市で構成する中核市連絡会に参加し、情報の交換、共同研究、国に対する要望活動等を通じ、都市経営の担い手としての実力を強化し、分権時代にふさわしい都市経営を推進してまいります。

## ■移譲を受ける事務（横須賀市の場合）

（資料）横須賀市 WEB サイトより抜粋

### 1 移譲事務数と種類

中核市移行に伴い、横須賀市に移譲される法定移譲事務（平成 12 年 4 月現在）は次のとおりです。

#### （1）移譲事務数

（単位：件）

区分	法令等	法令に基づく要綱等	計
件 数 (新規事務+すでに本市で処理している事務)	732	443	1,175
内訳	新規事務	523	426
	新規事務のうち経由事務	164	105
	すでに本市で処理している事務	209	17
	すでに本市で処理している事務のうち一部処理事務	65	3
			68

（注 1）経由事務は、許認可等の権限はなく、主に受付のみ行っている事務

（注 2）すでに処理している事務は、地方自治法等の規定により県条例に基づいて本市が処理している事務

#### （2）事務種類（行政分野別）内訳

（単位：件）

区分	法令等	法令に基づく要綱等	計
（1）民生行政に関する事務	205	358	563
（2）保健衛生行政に関する事務	56	42	98
（3）環境行政に関する事務	94	12	106
（4）都市計画・建設行政に関する事務	361	31	392
（5）文教行政に関する事務	10	—	10
（6）その他事務	6	—	6
計	732	443	1,175

### 2 移譲事務の概要

○：新規事務

▲：現在本市を経由している事務

●：すでに本市で処理している事務

関係法令名	中核市へ移譲される事務等（主なもの）	移譲事務項目数		
		法令	要綱	計
<b>民生行政に関する事務</b>				
児童福祉法に関する事務	○児童福祉に関する審議会等の設置 ○児童居宅生活支援事業の開始等の届出 △民間の児童福祉施設の設置の認可 ○身体障害児童に対する育成医療の給付 ○民間の児童福祉施設に対する費用の補助	43	119	162
民生委員法に関する事務	○民生委員の定数の決定 △厚生大臣に対する民生委員の推薦 ○民生委員の指揮監督、指導訓練	8	24	32
身体障害者福祉法に関する事務	△身体障害者手帳の交付 △身体障害者相談員の委嘱 ○更生医療を担当させる医療機関の指定、医療費の審査・支払、報告の請求等 ○民間が行う居宅生活支援事業の開始等の届出の受理	28	56	84
生活保護法に関する事務	○社会福祉法人等による保護施設の設置の認可 △指定医療機関、助産婦等の指定 ○費用の支弁 ○社会福祉法人が設置した保護施設に対する補助	35	33	68
社会福祉事業法に関する事務	○地方社会福祉審議会の設置 ○社会福祉事業法ほか福祉 6 法の施行に関する職員の指揮監督 ○社会福祉法人の定款の認定及び立入検査	38	54	92
知的障害者福祉法に関する事務	△知的障害者相談員の委嘱 ○民間が行う居宅生活支援事業の開始等の届出の受理 △更生施設等への短期入所の措置	11	13	24
老人福祉法に関する事務	○民間が行う居宅生活支援事業の開始、老人デイサービスセンター等の設置に係る届出の受理 ○社会福祉法人が設置する養護老人ホームの認可 ○社会福祉法人に対し、老人福祉のための事業に要する費用の一部を補助	17	28	45
母子及び寡婦福祉法に関する事務	○母子相談員の委嘱 △配偶者のいない女子で児童を扶養しているものに対する母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 ○民間が行う母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業の開始の届出の受理	23	31	54

関係法令名	中核市へ移譲される事務等(主なもの)	移譲事務項目数		
		法 令	要 綱	計
	<input type="checkbox"/> 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付の資金の国からの借り受け			
行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事務	<input type="checkbox"/> 行旅病人又はその同伴者の引き取り又は救護費用の弁償を得られない場合の引き取り又は費用の弁償	2		2
	小計	205	358	563
<b>保健衛生行政に関する事務</b>				
食品衛生法に関する事務	<input type="checkbox"/> 規格が定められた食品、容器包装等の検査 <input type="checkbox"/> 営業施設の清潔保持等の措置基準の設定 <input type="checkbox"/> △ 食品等の中毒に係る保健所長からの報告の受理、厚生大臣への報告 <input type="checkbox"/> 県知事の設定した飲食店営業施設等についての基準に、公衆衛生上必要な制限を附加する基準の設定	17	10	27
墓地、埋葬等に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等(1ha未満の墓地、納骨堂の許可等のみ県から移譲済)	3		3
興行場法に関する事務	<input type="checkbox"/> 興行場の経営の許可に係る都道府県条例で定める基準等に附加する基準の設定	2		2
旅館業法に関する事務	<input type="checkbox"/> 営業の施設について講ずるべき換気、照明等の措置に係る都道府県条例で定める基準等に附加する基準の設定	5		5
公衆浴場法に関する事務	<input type="checkbox"/> 公衆浴場について講ずるべき換気、照明等の措置に係る都道府県条例で定める基準に附加する基準の設定	1		1
結核予防法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・予防接種に係る通報又は報告の受理 <input checked="" type="checkbox"/> 結核患者が医療を受ける医療機関の指定、医療費の審査・支払、報告の聴取等 <input type="checkbox"/> 公立以外の学校、施設等の定期健康診断、予防接種等の費用の補助	15	1	16
母子保健法に関する事務	<input type="checkbox"/> 未熟児に対する養育医療機関の指定 <input type="checkbox"/> △ 小児慢性特定疾患患者からの申請の受理 <input type="checkbox"/> ○ 小児慢性特定疾患児手帳交付	5	28	33
動物の愛護及び管理に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 犬及びねこの引取り及び場所の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 負傷動物等の収容 <input type="checkbox"/> ○ 動物愛護推進員の委嘱	8	3	11
	小計	56	42	98
<b>環境行政に関する事務</b>				
大気汚染防止法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 工場に係るばい煙の発生施設、粉じん発生施設の設置の届出の受理 <input checked="" type="checkbox"/> ばい煙排出者等からの報告徴収、工場等への立入検査 <input type="checkbox"/> 電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した通産大臣からの所定の事項の通知の受理	39	3	42
ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務	<input type="checkbox"/> 特定施設の設置の届出の受理 <input type="checkbox"/> ○ 大気・水質及び土壤の汚染状況の常時監視	30		30

関係法令名	中核市へ移譲される事務等(主なもの)	移譲事務項目数		
		法 令	要 綱	計
騒音規制法に関する事務	<input type="checkbox"/> 騒音について規制する地域の指定 <input type="checkbox"/> 規制地域に係る規制基準の設定、公示 <input type="checkbox"/> 自動車騒音の状況の常時監視	8	4	12
悪臭防止法に関する事務	<input type="checkbox"/> 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 <input type="checkbox"/> 規制基準等の設定、公示	5	1	6
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 公害防止管理者等を選任したとき等の届出の受理 <input checked="" type="checkbox"/> 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告聴取、特定工場等への立入検査	7		7
振動規制法に関する事務	<input type="checkbox"/> 振動を防止する必要がある地域の指定 <input type="checkbox"/> 地域の指定に際しての規制基準の設定、公示	5	4	9
	小計	94	12	106
<b>都市計画・建設行政に関する事務</b>				
屋外広告物法に関する事務	<input type="checkbox"/> 条例による広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止・制限	13		13
土地区画整理法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 個人施行の施行認可 <input checked="" type="checkbox"/> 土地区画整理組合の設立認可 <input checked="" type="checkbox"/> 土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・組合施行の場合の換地計画の認可 <input checked="" type="checkbox"/> 個人・組合施行の事業に対する監督 <input type="checkbox"/> 組合が行った処分に係る審査請求への裁決	64	3	67
駐車場法に関する事務	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内における路外駐車場の設置に係る届出の受理	3		3
住宅地区改良法に関する事務	<input type="checkbox"/> 改良地区内における建築行為等に関する許可 <input type="checkbox"/> 住宅地区改良事業の施行又は準備のための試掘等の許可	7		7
宅地造成等規制法に関する事務	<input type="checkbox"/> 規制区域の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 規制区域内にある宅地造成に関する工事の許可 <input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域の指定のための試掘等の許可	30	3	33
流通業務市街地の整備に関する法律に関する事務	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地内での建設等が規制されている施設の建設等の許可	3	1	4
都市計画法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画決定・変更のための試掘等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発行為の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発行為の許可の際の建ぺい率等の制限の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 開発区域内における許可に係る予定建築物以外の建築等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 市街地開発事業等予定区域における建築等の許可	61	6	67

関係法令名	中核市へ移譲される事務等(主なもの)	移譲事務項目数		
		法 令	要 綱	計
	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可 <input type="checkbox"/> 都市計画施設の区域内の建築を許可しない土地の指定 <input type="checkbox"/> 開発審査会の設置			
都市再開発法に関する事務	<input type="checkbox"/> 市街地再開発促進区域内における建築の許可、違反行為に対する措置 <input type="checkbox"/> 市街地再開発促進区域内の所有者から申し出のあった土地の買収、処分等 <input checked="" type="checkbox"/> 第1種市街地再開発事業の施行のための立ち入り試掘等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 上記施行区域内における事業施行の障害となるおそれのある建築物の建築等の許可 <input type="checkbox"/> 土地等の引き渡し等に係る代執行	27	3	30
公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画施設の区域内に所在する土地を譲渡する場合の届出の受理 <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体等による都市計画施設の区域内の土地の買収希望の申し出の受理 <input type="checkbox"/> 買い取り協議を行う地方公共団体等の指定	8	3	11
都市緑地保全法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 緑地保全地区の標識の設置、緑地保全地区における建築物の新築等の許可	20	1	21
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 土地区画整理促進区域内における建築等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅街区整備促進区域内における建築等の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 個人による住宅街区整備事業の施行認可 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅街区整備組合の設立認可	50		50
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に関する事務	<input type="checkbox"/> 特定都市開発地区的指定及びその地区的開発整備方針の策定 <input type="checkbox"/> 港湾区域等における特定都市開発地区的指定及び開発整備方針の策定に係る港湾管理者との協議 <input type="checkbox"/> 港湾管理者が特定港湾開発地区的指定及び開発整備方針の策定を行う場合における協議	5		5
市民農園整備促進法に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域のうち開発区域外の区域における認定市民農園建築物の建築等の許可	1		1
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅の供給計画の認定 <input type="checkbox"/> 特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告の徴収	7	9	16
高齢者、身体障害者等特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する事務 <input checked="" type="checkbox"/> 特定建築物（病院、劇場、百貨店、ホル等不特定多数のものが利用する一定の建築物）の設計 <input checked="" type="checkbox"/> 特定建築物の建築・維持保全計画の認定 <input checked="" type="checkbox"/> 認定建築物の建築等の状況についての報告の聴取	10		10
農住組合法に関する事務	<input type="checkbox"/> 農住組合の設立認可 <input type="checkbox"/> 組合の業務・財産状況の報告の聴取等	25	2	27

関係法令名	中核市へ移譲される事務等(主なもの)	移譲事務項目数		
		法 令	要 綱	計
	<input checked="" type="checkbox"/> 風致地区内における建築物の建築その他工作物の建築の許可 <input checked="" type="checkbox"/> 許可及び協議を要しない場合の通知の受理	4		4
被災市街地復興特別措置法に関する事務	<input type="checkbox"/> 被災市街復興推進地域内における建築等の許可 <input type="checkbox"/> 違反したものに対する移転等の命令 <input type="checkbox"/> 被災市街復興推進地域内における土地の買取り、通知等	5		5
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為を行う場合の協議	1		1
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する事務	<input type="checkbox"/> 防災街区整備組合設立の認可 <input type="checkbox"/> 組合合併の認可	16		16
幹線道路の沿道の整備に関する法律に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/> 沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従って行われる建築行為等についての許可	1		1
文教行政に関する事務	<input type="checkbox"/> 小計	361	31	392
文化財保護法に関する事務	<input type="checkbox"/> 埋蔵物が文化財であるかどうかについての鑑査等 <input type="checkbox"/> 重要文化財に関する現状変更等の許可等	9		9
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に関する事務	<input type="checkbox"/> 県費負担教職員の研修	1		1
その他の事務	<input type="checkbox"/> 小計	10		10
	<input checked="" type="checkbox"/> 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に関する事務 <input checked="" type="checkbox"/> 公職選挙法施行令に関する事務 <input type="checkbox"/> 郵送による不在者投票をするための身体障害者の証明の交付	5		5
	<input type="checkbox"/> 小計	6		6
	<input type="checkbox"/> 合計	732	443	1,175

広域連携・合併調査報告書

平成 14 年 3 月発行

編集・発行 柏市企画部企画調整課

〒277-8505 柏市柏五丁目 10 番 1 号

電話 04-7167-1111 (代表)

ファクシミリ 04-7166-6026

電子メール k-kikaku@vesta.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.city.kashiwa.chiba.jp/>



